


旧	新	備考
<p data-bbox="368 457 1160 499">宅地造成等工事技術指針</p> <p data-bbox="635 995 952 1020">平成10年 6月 1日 施行</p> <p data-bbox="626 1066 961 1092">令和 7年 5月 26日 改訂</p>  <p data-bbox="774 1362 952 1423">千葉市 都市局建築部宅地課</p>	<p data-bbox="1584 457 2368 499">宅地造成等工事技術指針</p> <p data-bbox="1822 995 2139 1020">平成10年 6月 1日 施行</p> <p data-bbox="1813 1066 2131 1092">令和 8年 4月 1日 改訂</p>  <p data-bbox="1982 1362 2160 1423">千葉市 都市局建築部宅地課</p>	<p data-bbox="2605 1066 2712 1127">【変更】 改訂年月日</p>

旧	新	備 考
<b>目 次</b>	<b>目 次</b>	
<b>第1編 概要</b>	<b>第1編 概要</b>	
第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要 2	第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要 2	
1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的 3	1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的 3	
2 用語の定義等 3	2 用語の定義等 3	
3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準 5	3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準 5	
4 宅地造成等工事規制区域 6	4 宅地造成等工事規制区域 6	
5 許可を要する工事 7	5 許可を要する工事 7	
6 盛土の高さ 11	6 盛土の高さ 11	
7 崖の範囲に関する規定 12	7 崖の範囲に関する規定 12	
8 その他の許可を要するか否かの事例 13	8 宅地造成の一体性 13	【追加】
9 許可を要しない工事 15	9 その他の許可を要するか否かの事例 14	【変更】
	10 許可を要しない工事 17	ページ番号
<b>第2編 手続き</b>	<b>第2編 手続き</b>	
第1章 宅地造成等に関する工事の許可手続き 18	第1章 宅地造成等に関する工事の許可手続き 20	
1 手続きフロー 19	1 手続きフロー 21	
2 許可申請前の関係各課との協議 21	2 許可申請前の関係各課との協議 23	
3 許可申請の手続 22	3 許可申請の手続 24	
4 住民への周知 31	4 住民への周知 33	
5 設計者の資格等 35	5 設計者の資格等 37	
6 許可又は不許可の通知 36	6 許可又は不許可の通知 38	
7 工事計画の変更許可 36	7 工事計画の変更許可 38	
8 軽微な変更 36	8 軽微な変更 38	
9 申請手数料 37	9 申請手数料 39	
10 工事施行同意 39	10 工事施行同意 41	
11 周辺崖の高さ 39	11 周辺崖の高さ 41	
12 その他の届出 40	12 その他の届出 42	
第2章 工事施行に関する手続き 41	第2章 工事施行に関する手続き 43	
1 工事着手届の提出 42	1 工事着手届の提出 44	
2 工事現場における許可の提示 42	2 工事現場における許可の提示 44	
3 中間検査 43	3 現場管理者の配置 44	
4 立入検査 44	4 中間検査 45	
5 定期報告 45	5 立入検査 46	
6 工事施行状況の記録の整備 46	6 定期報告 47	
7 工事写真等の整理方法 46	7 工事施行状況の記録の整備 48	
8 完了検査の実施 48	8 工事写真等の整理方法 48	
9 工事の中止等 48	9 完了検査の実施 50	
	10 工事の中止等 50	

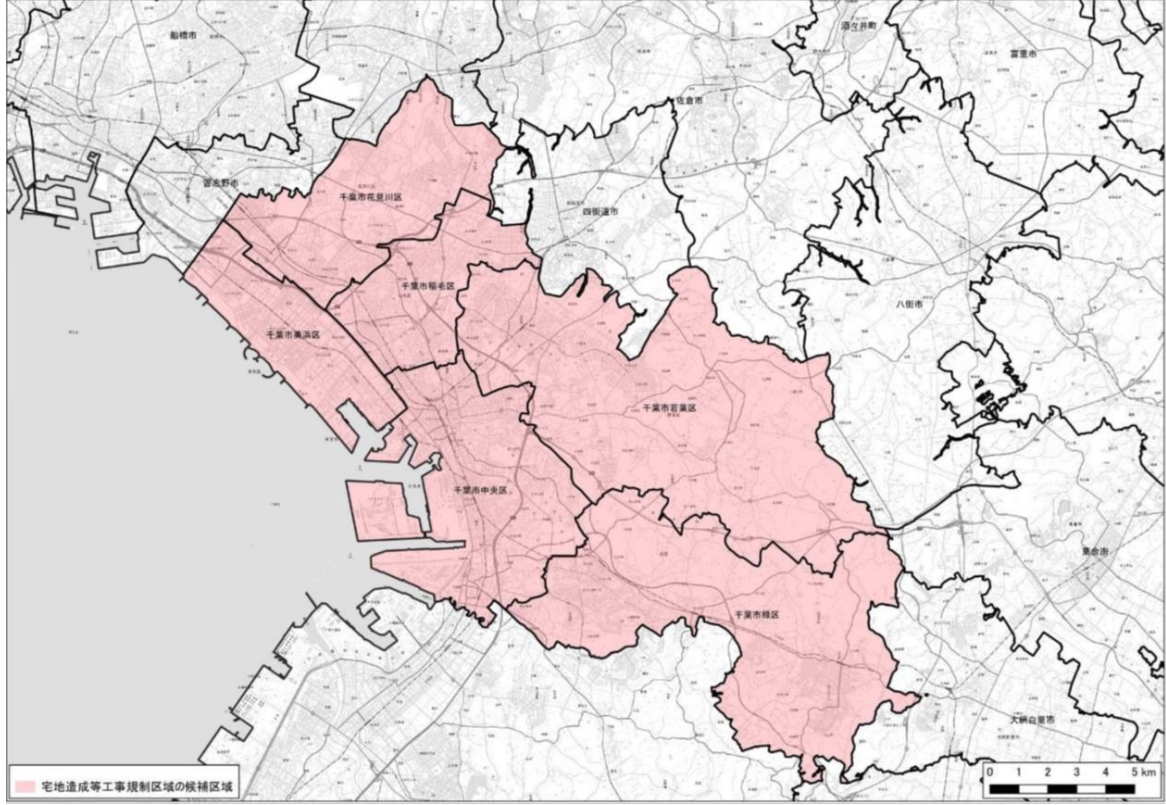
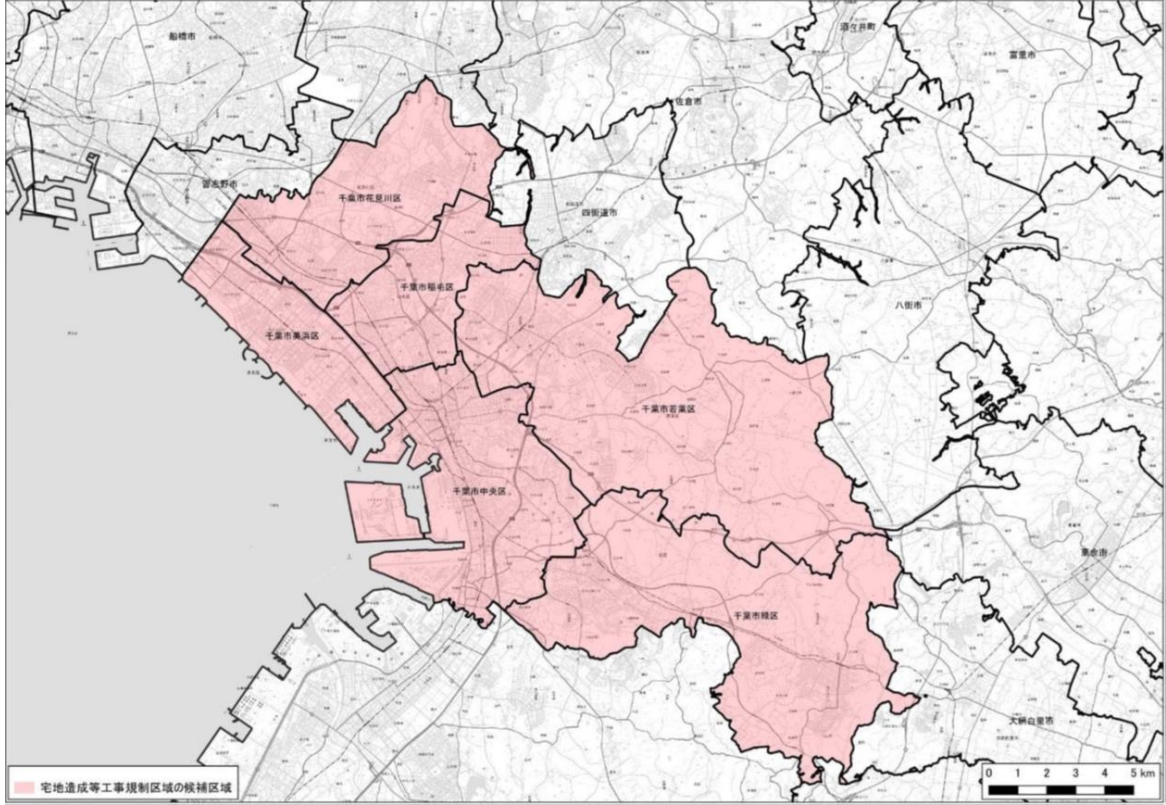
旧	新	備 考
<b>第3編 設計</b>	<b>第3編 設計</b>	
<b>第1章 盛土計画</b> 50	<b>第1章 盛土計画</b> 52	【変更】 ページ番号
1 法面勾配 51	1 法面勾配 53	
2 盛土法面 51	2 盛土法面 53	
3 盛土地盤の改良等 52	3 盛土地盤の改良等 54	
4 軟弱地盤対策の検討 52	4 軟弱地盤対策の検討 54	
5 盛土の材料と転圧 52	5 盛土の材料と転圧 54	
6 段切り 53	6 段切り 55	
7 排水 53	7 排水 55	
8 盛土全体の安定性の検討（大規模盛土造成地） 55	8 盛土全体の安定性の検討（大規模盛土造成地） 57	
<b>第2章 切土計画</b> 57	<b>第2章 切土計画</b> 59	
1 法面勾配 58	1 法面勾配 60	
2 切土法面 59	2 切土法面 61	
3 切土法面の安定性の検討 59	3 切土法面の安定性の検討 61	
4 法面の排水施設 60	4 法面の排水施設 62	
<b>第3章 排水計画</b> 61	<b>第3章 排水計画</b> 63	【追加】 章節
1 排水施設の設置場所 62	1 地表水等の排除に関する排水施設の設置 64	
2 排水勾配 63	2 排水施設の設置場所 65	
3 排水施設の最小断面及び構造 64	3 排水勾配 65	
4 関係課との協議 64	4 排水施設の最小断面及び構造 66	
5 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項 65	5 関係課との協議 66	
6 法面排水工 66	6 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項 67	
7 地下水排除工・盛土内排水層 67	7 法面排水工 67	
8 地下水排除工・盛土内排水層 67	8 地下水排除工・盛土内排水層 68	
<b>第4章 法面保護計画</b> 69	<b>第4章 法面保護計画</b> 71	
1 法面保護計画 70	1 法面保護計画 72	
2 法面保護の選定 70	2 法面保護の選定 72	
3 法面保護工の工種 71	3 法面保護工の工種 73	
4 法面緑化工 72	4 法面緑化工 74	
5 構造物による法面保護工 72	5 構造物による法面保護工 74	
<b>第5章 擁壁に関する基準</b> 73	<b>第5章 擁壁に関する基準</b> 75	
1 基本事項 74	1 基本事項 76	
2 間知石等練積み造擁壁の選定 75	2 間知石等練積み造擁壁の選定 77	
3 擁壁の基礎地盤 75	3 擁壁の基礎地盤 77	
4 鉄筋コンクリート造擁壁の施工 76	4 鉄筋コンクリート造擁壁の施工 78	
5 間知ブロック積擁壁の施工 77	5 間知ブロック積擁壁の施工 79	
6 根入れ深さ 77	6 根入れ深さ 79	
7 擁壁隅部の補強 81	7 擁壁隅部の補強 83	
8 伸縮目地 83	8 伸縮目地 85	
9 水抜穴（政令第12条） 83	9 水抜穴 85	
10 透水層 83	10 透水層 85	
11 任意設置擁壁の構造 84		

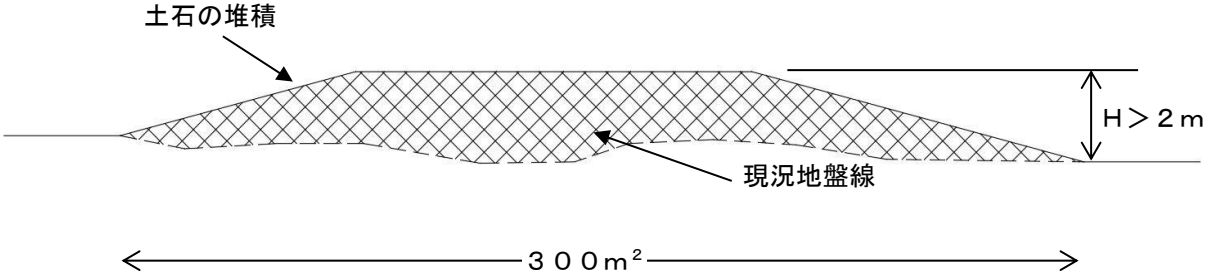
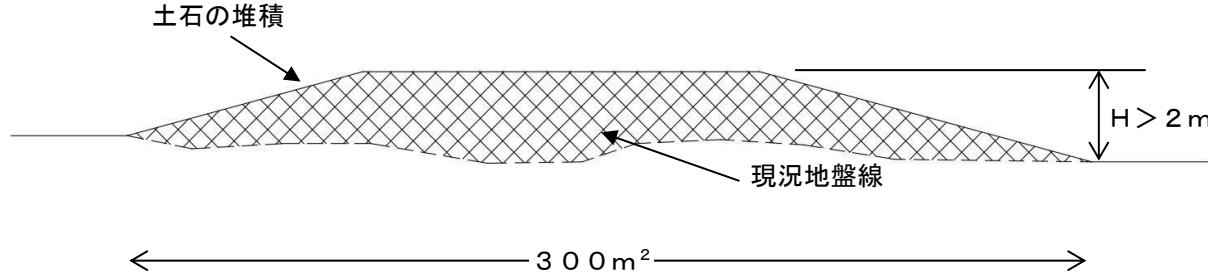
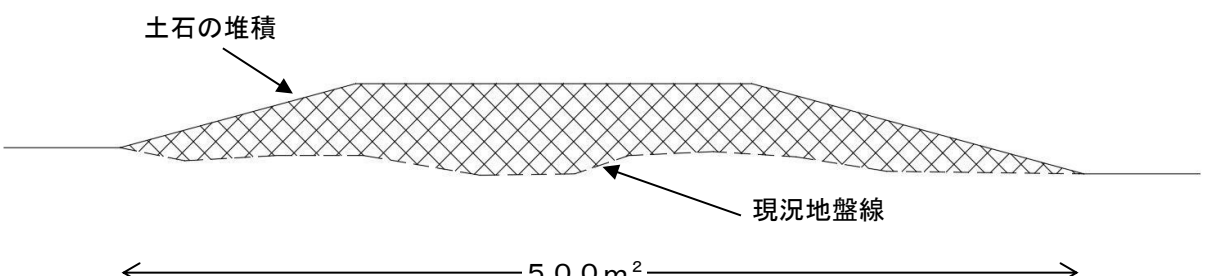
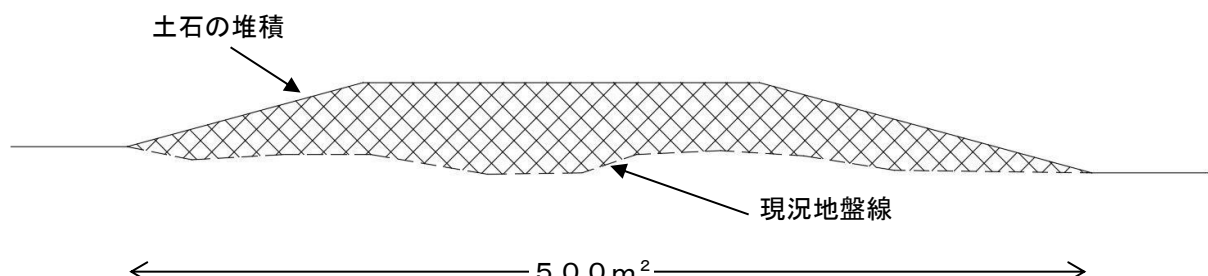
旧	新	備考
12 二段の擁壁 85	11 任意設置擁壁の構造 86	【変更】 ページ番号
13 斜面方向の擁壁 87	12 二段の擁壁 87	
14 擁壁背面土の埋め戻し 87	13 斜面方向の擁壁 89	
第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準 89	14 擁壁背面土の埋め戻し 89	
1 適用範囲 90	第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準 91	
2 荷重 90	1 適用範囲 92	
3 擁壁の安定条件 93	2 荷重 92	
4 擁壁本体の設計 96	3 擁壁の安定条件 95	
第7章 基礎地盤の設計 97	4 擁壁本体の設計 98	
1 地質調査 98	第7章 基礎地盤の設計 99	
2 直接基礎 99	1 地質調査 100	
3 地盤改良 100	2 直接基礎 101	
4 杭基礎 101	3 地盤改良 102	
第8章 崖面崩壊防止施設 103	4 杭基礎 103	
1 崖面崩壊防止施設 104	第8章 崖面崩壊防止施設 105	
2 崖面崩壊防止施設の設計基準 104	1 崖面崩壊防止施設 106	
3 崖面崩壊防止施設選定に当たっての留意事項 105	2 崖面崩壊防止施設の設計基準 106	
第9章 土石の堆積 106	3 崖面崩壊防止施設選定に当たっての留意事項 107	
1 土砂の堆積に関する概要 107	第9章 土石の堆積 109	
2 土砂の堆積箇所 107	1 土砂の堆積に関する概要 110	
3 原地盤の処理 108	2 土砂の堆積箇所 110	
4 土砂の堆積方法 108	3 原地盤の処理 111	
5 保全対策 109	4 土砂の堆積方法 111	
6 排水設備 110	5 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置 111	【追加】 章節
7 土砂の堆積に伴う排水施設について 110	6 保全対策 113	
	7 排水設備 113	
	8 土砂の堆積に伴う排水施設について 113	
第4編 擁壁集	第4編 擁壁集	
第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例 112	第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例 115	
第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図 135	第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図 139	
第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図 172	第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図 177	
第5編 土地の保全等について	第5編 土地の保全等について	
土地の保全等について 196	土地の保全等について 202	
第6編 様式	第6編 様式	
申請様式一覧 199	申請様式一覧 205	
第7編 関係法令等	第7編 関係法令等	【追加】 関係法令
	○ 宅地造成及び特定盛土等規制法 242	
	○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 259	

旧	新	備考
(該当ページ無し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 270</li> <li>○ 千葉県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 286</li> <li>○ 建築基準法施行令 抄 290</li> <li>○ コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件 294</li> <li>○ 鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件 295</li> <li>○ 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件 297</li> </ul>	【追加】 関係法令

旧	新	備考																
<p>第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要</p> <p>1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的（法第1条） 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的として定められています。</p> <div data-bbox="290 443 1210 590" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（目的） 第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> </div> <p>2 用語の定義等（法第2条、政令第1～4条） この法律及び技術指針における用語の定義は次のとおりとします。</p> <p>(1)「宅地」（法第2条第1号） 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいいます。 <b>また</b>、宅地の中には、建築物の敷地のほか、建築物を伴わない駐車場やテニスコート、墓地（地方公共団体が管理するものは除く）、資材置き場等も含まれます。 法第2条第1号の「政令で定める公共の用に供する施設」は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、その他これらに準じる施設（雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設）で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で、主務省令で定めるものとします。（政令第2条） 政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とします。（省令第1条） <b>詳細は以下、表1-1-1を参照してください。</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1-1 土地の分類</b></p> <table border="1" data-bbox="290 1188 1228 1709"> <thead> <tr> <th>土地の分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>農地等及び公共施設用地以外の土地</td> </tr> <tr> <td>農地等</td> <td>農地、採草放牧地、森林</td> </tr> <tr> <td><b>公共の用に供する施設</b></td> <td>道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※道路：私道、農道、里道（法定外公共物）については規制対象となります。 省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については規制対象外。</p> <p style="text-align: center;">3</p>	土地の分類	定義	宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地	農地等	農地、採草放牧地、森林	<b>公共の用に供する施設</b>	道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	<p>第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要</p> <p>1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的（法第1条） 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的として定められています。</p> <div data-bbox="1495 443 2415 590" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（目的） 第1条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p> </div> <p>2 用語の定義等（法第2条、政令第1～4条） この法律及び技術指針における用語の定義は次のとおりとします。</p> <p>(1)「宅地」（法第2条第1号） 農地、採草放牧地及び森林（<b>農地等</b>）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地（<b>公共施設用地</b>）以外の土地をいいます。 <b>そのため</b>、宅地の中には、建築物の敷地のほか、建築物を伴わない駐車場やテニスコート、墓地（地方公共団体が管理するものは除く）、資材置き場等も含まれます。 法第2条第1号の「政令で定める公共の用に供する施設」は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、その他これらに準じる施設（雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第二条第二項に規定する防衛施設）で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で、主務省令で定めるものとします。（政令第2条） 政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とします。（省令第1条）</p> <p style="text-align: center;"><b>表1-1-1 土地の分類</b></p> <table border="1" data-bbox="1495 1272 2433 1738"> <thead> <tr> <th>土地の分類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>農地等及び公共施設用地以外の土地</td> </tr> <tr> <td>農地等</td> <td>農地、採草放牧地、森林</td> </tr> <tr> <td><b>公共施設用地</b></td> <td>道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※道路：私道、農道、里道（法定外公共物）については規制対象となります。 省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については規制対象外。</p> <p style="text-align: center;">3</p>	土地の分類	定義	宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地	農地等	農地、採草放牧地、森林	<b>公共施設用地</b>	道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設	<p>【追加・変更】 本文</p> <p>【削除】 本文</p> <p>【変更】 表項目</p>
土地の分類	定義																	
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地																	
農地等	農地、採草放牧地、森林																	
<b>公共の用に供する施設</b>	道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設																	
土地の分類	定義																	
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地																	
農地等	農地、採草放牧地、森林																	
<b>公共施設用地</b>	道路※（林道等を含む）、公園、河川（ダム、頭首工等を含む）、 〈法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設〉 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設 〈政令第2条の主務省令で定めるその他これらに準ずる施設〉 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 〈政令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設〉 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設																	

旧	新	備考
<p>(6)「崖」(政令第1条第1項) 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。</p> <p>(7)「斜面」 「崖」を除く、傾斜を有する土地をいいます。</p> <p>(8)「災害」(法第2条第5号) 崖崩れ、又は土砂の流出による災害をいいます。</p> <p>(9)「設計」(法第2条第6号) その者の責任において、設計図書[宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。]を作成することをいいます。</p> <p>(10)「工事主」(法第2条第7号) 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。</p> <p>(11)「工事施行者」(法第2条第8号) 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。</p> <p>(12)造成宅地(法第2条第9号) 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいいます。</p> <p>3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準</p> <p>(1)宅地造成及び特定盛土等の用途 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載した宅地造成及び特定盛土等の用途(工事完了後の土地利用)については、造成後、相当な期間(6カ月以上)、その状態を維持すること。</p> <p>(2)宅地造成及び特定盛土等の区域 宅地造成及び特定盛土等工事の区域設定は、切土や盛土を行う土地を含み、土地利用上一体となる範囲(一つの建築敷地、一つの開発行為の区域等)とします。</p> <p>(3)隣接する土地、若しくは連続した期間において行う宅地造成及び特定盛土等は、本市の「開発許可制度の手引き」を適用すること。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>(6)「崖」(政令第1条第1項) 地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。</p> <p>(7)「斜面」 「崖」を除く、傾斜を有する土地をいいます。</p> <p>(8)「災害」(法第2条第5号) 崖崩れ、又は土砂の流出による災害をいいます。</p> <p>(9)「設計」(法第2条第6号) その者の責任において、設計図書[宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書をいう。]を作成することをいいます。</p> <p>(10)「工事主」(法第2条第7号) 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。</p> <p>(11)「工事施行者」(法第2条第8号) 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいいます。</p> <p>(12)造成宅地(法第2条第9号) 宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事が施行された宅地をいいます。</p> <p>3 宅地造成及び特定盛土等の用途と区域の設定基準</p> <p>(1)宅地造成及び特定盛土等の用途 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載した宅地造成及び特定盛土等の用途(工事完了後の土地利用)については、造成後、相当な期間(6カ月以上)、その状態を維持すること。</p> <p>(2)宅地造成及び特定盛土等の区域 宅地造成及び特定盛土等工事の区域設定は、切土や盛土を行う土地を含み、土地利用上一体となる範囲(一つの建築敷地、一つの開発行為の区域等)とします。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p style="text-align: center;">【削除】 本文</p>

旧	新	備考
<p>4 宅地造成等工事規制区域（法第10条第1項）</p> <p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを指定した区域（<b>千葉県全域</b>）です。</p> <p>なお、法第26条第1項に規定される「特定盛土等規制区域」は、<b>令和7年5月26日</b>時点、千葉市内では指定がありません。これらの規制区域は、盛土規制法に基づき定期的実施される基礎調査において変更となることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>宅地造成等工事規制区域</b></p>  <p style="text-align: center;">6</p>	<p>4 宅地造成等工事規制区域（法第10条第1項）</p> <p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを指定した区域（<b>千葉県全域</b>）です。</p> <p>なお、法第26条第1項に規定される「特定盛土等規制区域」は、<b>令和8年4月1日</b>時点、千葉市内では指定がありません。これらの規制区域は、盛土規制法に基づき定期的実施される基礎調査において変更となることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><b>図1-1-1 宅地造成等工事規制区域</b></p>  <p style="text-align: center;">6</p>	<p>【変更】 本文</p> <p>【削除】 図タイトル</p> <p>【追加】 図番号・タイトル</p>

旧	新	備考
<p>(2) 許可を要する土石の堆積 (政令第4条各号)</p> <p>① 一時的な土石の堆積において、堆積の高さが2メートルを超え、かつ堆積の面積が300平方メートルを超えるもの。(政令第4条第1号、省令第8条第10号イ)</p> 	<p>(2) 許可を要する土石の堆積 (政令第4条各号)</p> <p>① 一時的な土石の堆積において、堆積の高さが2メートルを超え、かつ堆積の面積が300平方メートルを超えるもの。(政令第4条第1号、省令第8条第10号イ)</p> 	
<p>図1-1-8 土石の堆積の高さ2メートルを超え、面積が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>図1-1-8 土石の堆積の高さ2メートルを超え、面積が300平方メートルを超えるもの</p>	
<p>② 上記①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの。 (政令第4条第2号)</p> 	<p>② 上記①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超えるもの。(政令第4条第2号)</p> <p>ただし、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル以内のものは「土石の堆積を行う土地の面積」から除外してもよいものとします。 (省令第8条第10号ロ)</p> 	<p>【追加】 本文</p>
<p>図1-1-9 土石の堆積の面積が500平方メートルを超えるもの</p>	<p>図1-1-9 土石の堆積の面積が500平方メートルを超えるもの</p>	
<p>10</p>	<p>10</p>	

(該当ページ無し)

**8 盛土等の一体性**

盛土その他の土地の形質の変更を伴う複数の工事が近接して生じるとき、それらの一部又は全部に一体性がある場合には、盛土規制法の許可の要否を工事ごとに判断するのではなく、一つのまとまった工事とみなした上で同法の許可の要否を判断します。

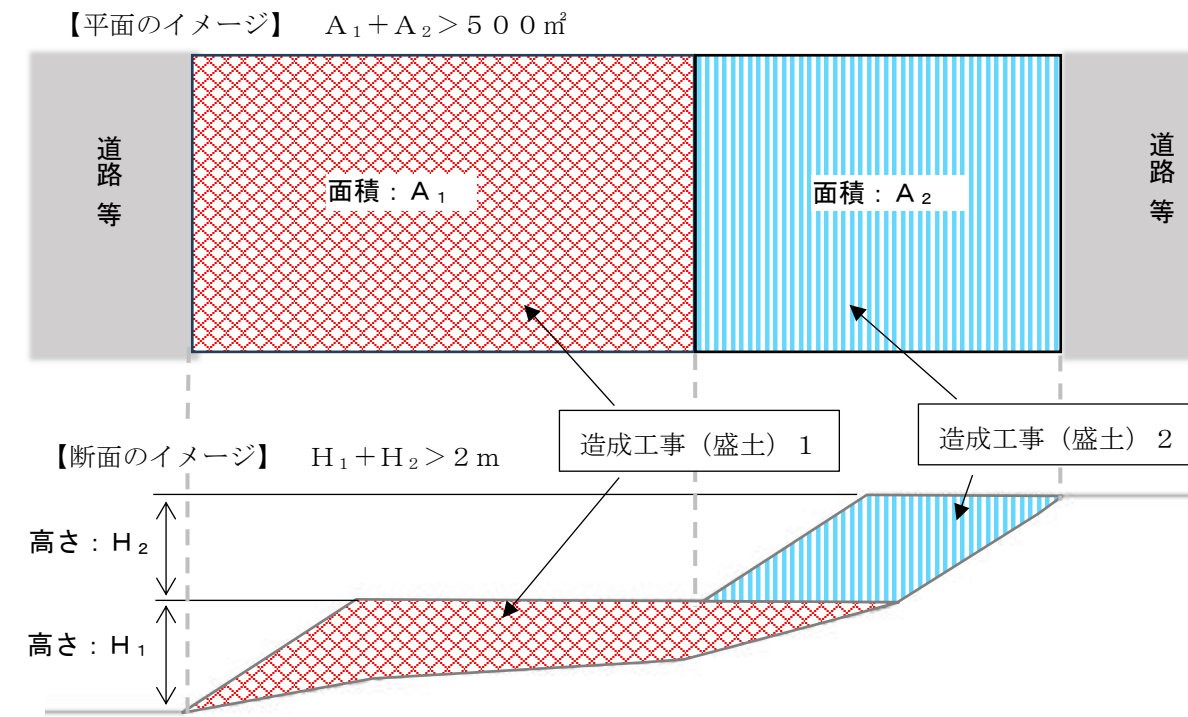
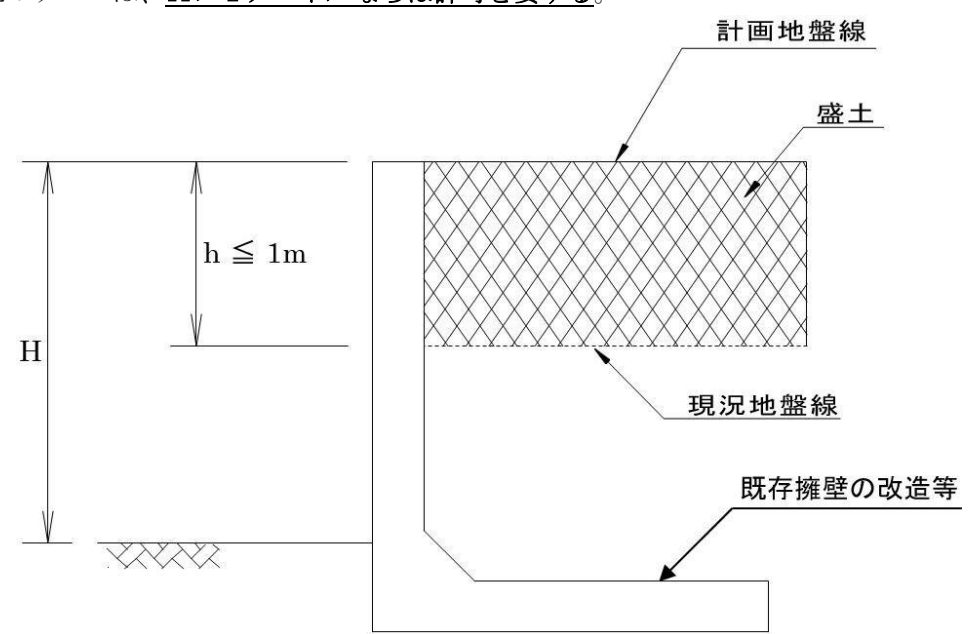
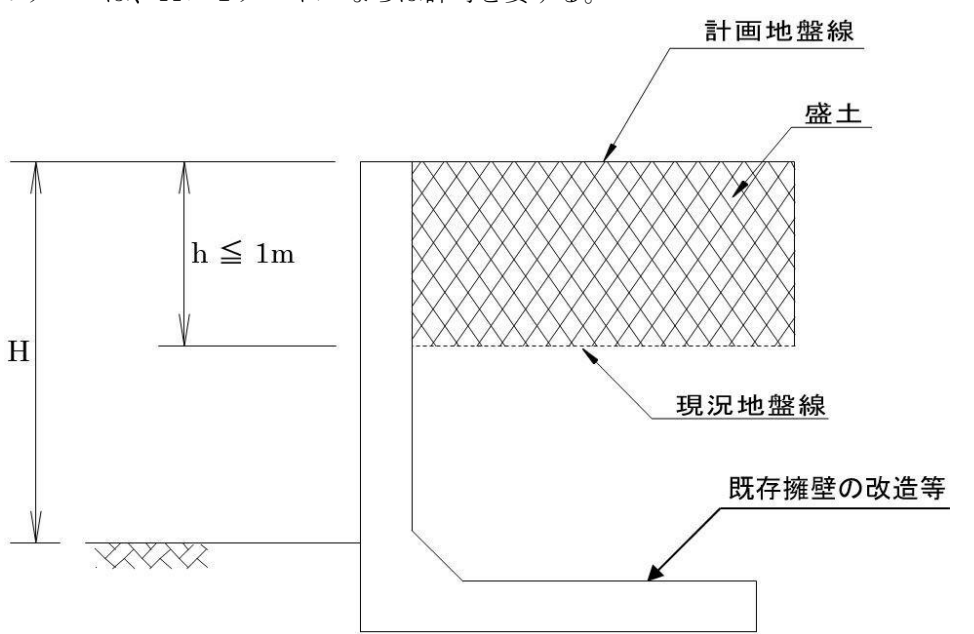
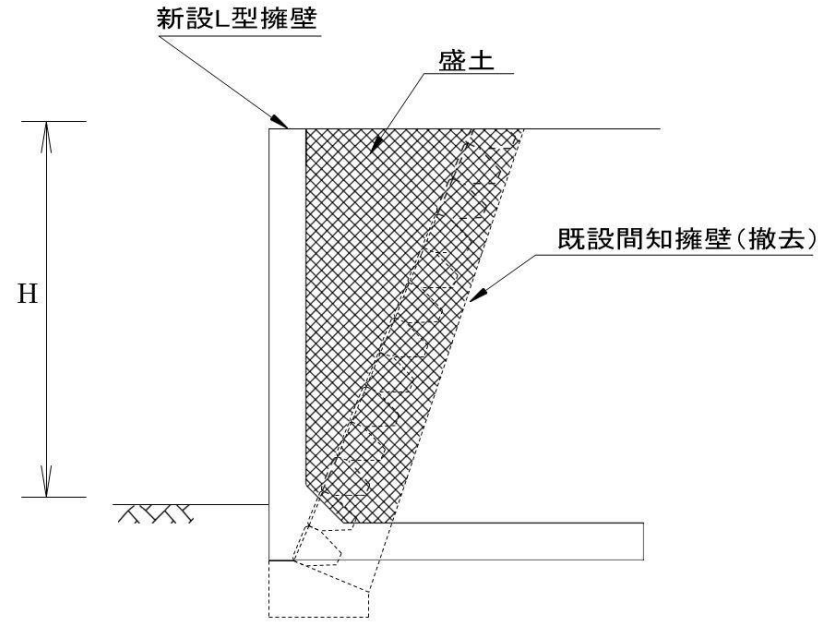
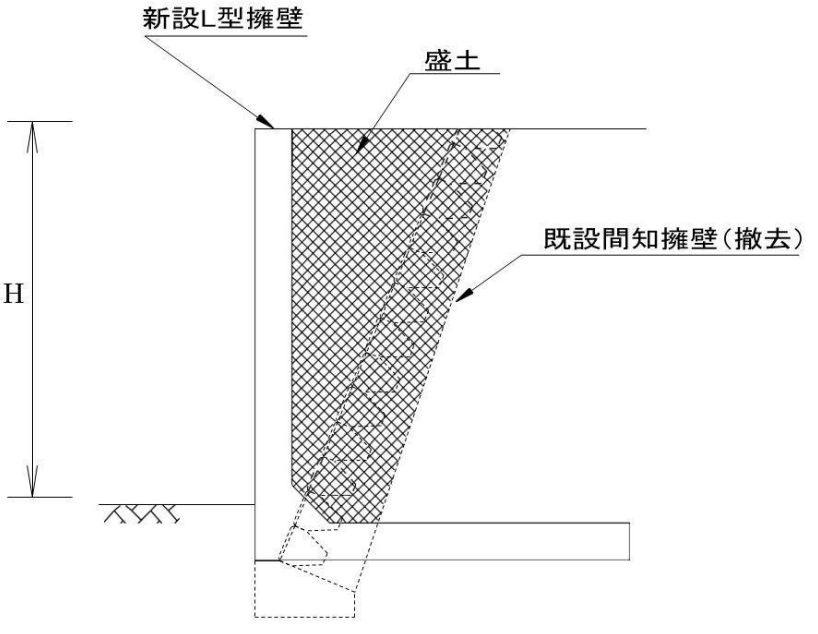


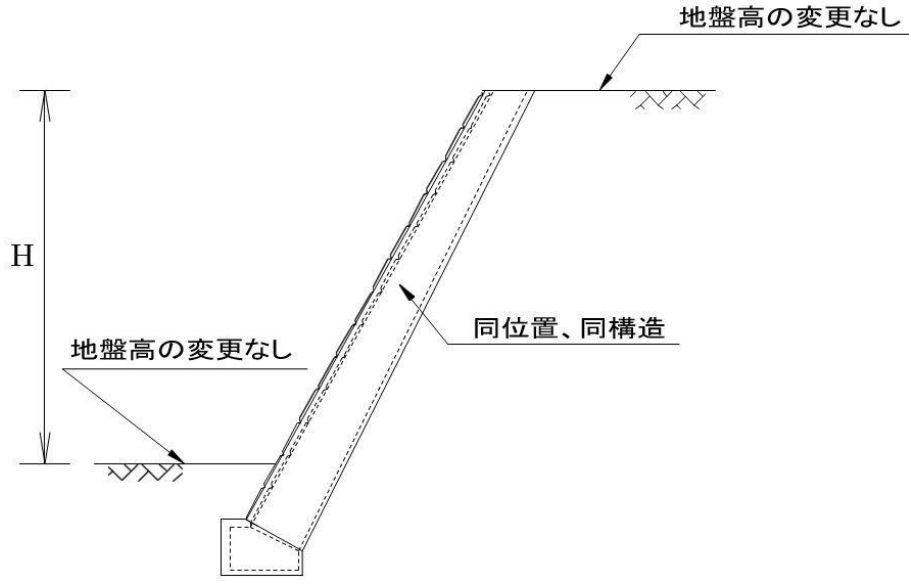
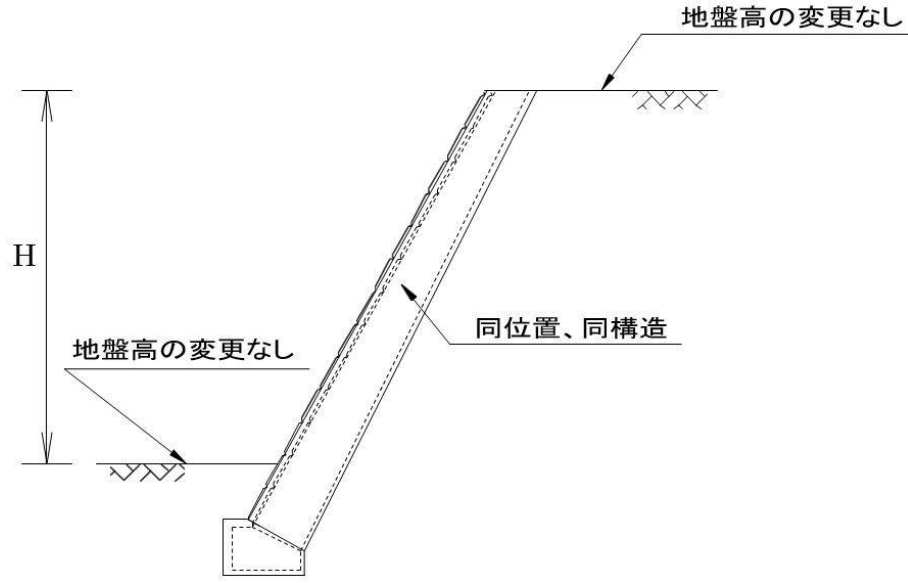
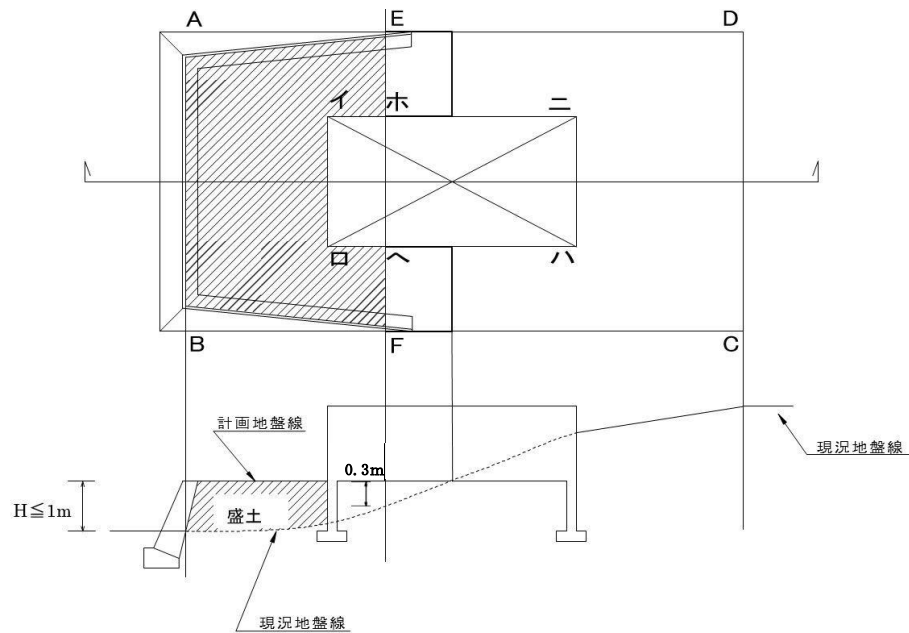
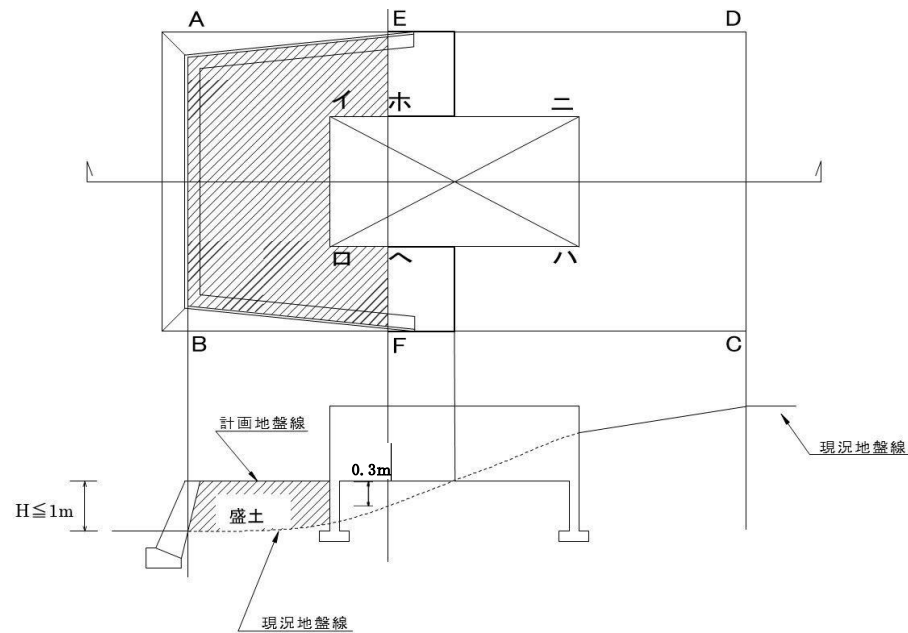
図 1-1-12 宅地造成又は特定盛土等に該当する盛土の例

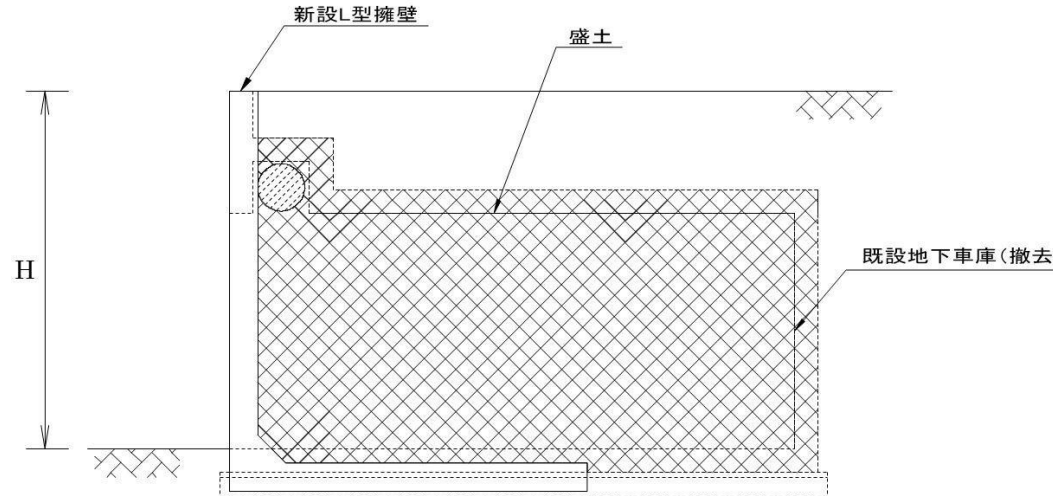
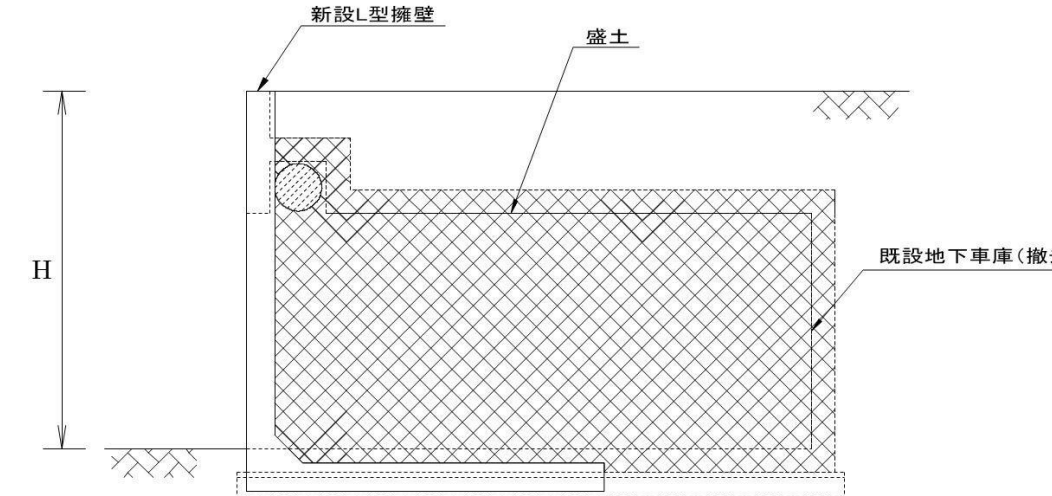
ただし、盛土又は切土をする土地の面積については、次の各号に掲げる場合に該当する場合は除きます。

- ① 単独で宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては、盛土規制法第 17 条第 2 項に規定する検査済証が交付されている場合
- ② 盛土その他土地の形質の変更（許可対象規模未満）を伴い、建築物の建築と併せて施工される工事にあつては、当該建築物に係る建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項、第 18 条第 2 項又は同条第 26 項の規定による検査済証が交付されている場合

【追加】  
 章節、本文、図

旧	新	備考
<p><b>8</b> その他の許可を要するか否かの事例</p> <p>(1) 現況地盤線に対して1メートル以下の盛土をする場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面の合計(H)で、政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<u>H&gt;1メートルならば許可を要する。</u></p>  <p>図1-1-1 <b>2</b> 事例①</p>	<p><b>9</b> その他の許可を要するか否かの事例</p> <p>(1) 現況地盤線に対して1メートル以下の盛土をする場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面の合計(H)で、政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<u>H&gt;1メートルならば許可を要する。</u></p>  <p>図1-1-1 <b>3</b> 事例①</p>	<p>【変更】 章節</p>
<p>(2) 間知ブロック積み擁壁等を鉄筋コンクリート擁壁に築造替えをする場合は、新たに生じる崖面の高さに応じて政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<u>H&gt;1メートルならば許可を要する。</u></p>  <p>図1-1-1 <b>3</b> 事例②</p>	<p>(2) 間知ブロック積み擁壁等を鉄筋コンクリート擁壁に築造替えをする場合は、新たに生じる崖面の高さに応じて政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<u>H&gt;1メートルならば許可を要する。</u></p>  <p>図1-1-1 <b>4</b> 事例②</p>	<p>【変更】 図番号</p>

旧	新	備考
<p>(3) 既存擁壁の築造替えて、地盤の高さの変更がなく位置及び構造が同程度のものは<b>許可不要</b>と判断をする。なお、宅地造成工事の許可が不要であっても、擁壁の高さ(H)が2メートルを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続を要する。</p>  <p>図1-1-14 事例③</p>	<p>(3) 既存擁壁の築造替えて、地盤の高さの変更がなく位置及び構造が同程度のものは<b>許可不要</b>と判断をする。なお、宅地造成工事の許可が不要であっても、擁壁の高さ(H)が2メートルを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請手続を要する。</p>  <p>図1-1-15 事例③</p>	<p>【変更】 図番号</p>
<p>(4) 建築物の根切り工事で切土又は盛土の工事をする場合は、建築物の基礎構築のための根切り部分を除いた区域（建築物の根切りは切土として扱わない）で、政令第3条各号の判断をする。下記のケースは、<b>ABFE-イロヘホ&gt;500平方メートル</b>ならば許可を要する。</p>  <p>図1-1-15 事例④</p>	<p>(4) 建築物の根切り工事で切土又は盛土の工事をする場合は、建築物の基礎構築のための根切り部分を除いた区域（建築物の根切りは切土として扱わない）で、政令第3条各号の判断をする。下記のケースは、<b>ABFE-イロヘホ&gt;500平方メートル</b>ならば許可を要する。</p>  <p>図1-1-16 事例④</p>	

旧	新	備考												
<p>(5) 地下車庫等を撤去し、新たに擁壁を築造する場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面（地下車庫等を埋める部分）の合計（H）で、政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<b>H&gt;1メートルならば許可を要する。</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>図1-1-16 事例⑤</b></p>	<p>(5) 地下車庫等を撤去し、新たに擁壁を築造する場合は、既存の崖面+新たな盛土崖面（地下車庫等を埋める部分）の合計（H）で、政令第3条各号の判断をする。 下記のケースは、<b>H&gt;1メートルならば許可を要する。</b></p>  <p style="text-align: center;"><b>図1-1-17 事例⑤</b></p> <p style="text-align: center;">(改ページ)</p>	<p>【変更】 図番号</p> <p>【削除】 章節、本文、 表番号・タイトル</p>												
<p><b>9 許可を要しない工事</b></p>														
<p>宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事のうち、市長の許可を必要としないものは、以下のとおりとします。</p>														
<p><b>表1-1-3 許可を要しない工事（盛土規制法の対象外となる土地の形質の変更及びその他の工事）</b></p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>条件</th> <th>政令・省令事項等</th> <th>用途例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成・特定盛土等</td> <td rowspan="2">災害の発生するおそれがないと認められる工事</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が30センチメートルを超えないもの（表1-1-2の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul> </td> <td>不陸整正 等</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの</li> <li>○ 土石の堆積を行う土地の標高差が30センチメートルを超えないもの</li> <li>○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul> </td> <td>不陸整正 工事現場内における仮置き 等</td> </tr> </tbody> </table>	分類	条件	政令・省令事項等	用途例	宅地造成・特定盛土等	災害の発生するおそれがないと認められる工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が30センチメートルを超えないもの（表1-1-2の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul>	不陸整正 等	土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの</li> <li>○ 土石の堆積を行う土地の標高差が30センチメートルを超えないもの</li> <li>○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul>	不陸整正 工事現場内における仮置き 等			
分類	条件	政令・省令事項等	用途例											
宅地造成・特定盛土等	災害の発生するおそれがないと認められる工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高さ2メートル以下かつ面積500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が30センチメートルを超えないもの（表1-1-2の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul>	不陸整正 等											
土石の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの</li> <li>○ 土石の堆積を行う土地の標高差が30センチメートルを超えないもの</li> <li>○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの</li> <li>○ 表1-1-4の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</li> <li>○ その他、表1-1-2の政令事項等に該当しないもの</li> </ul>	不陸整正 工事現場内における仮置き 等											
<p style="text-align: center;">15</p>														
<p style="text-align: center;">16</p>														

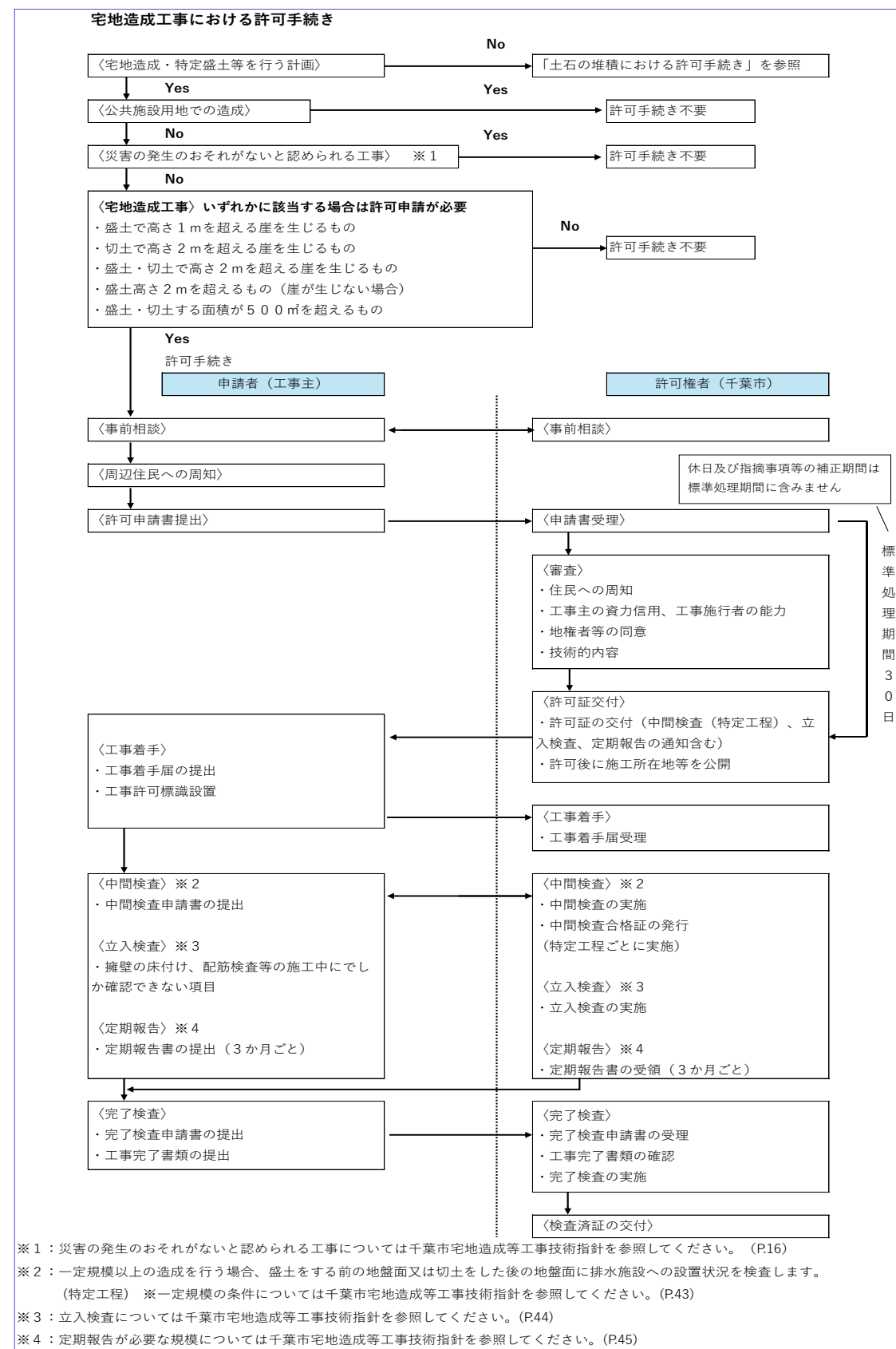
旧		新		備考																																																																																						
<p>表 1-1-4 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</p> <p>※政令第 5 条、省令第 8 条等に該当する工事</p> <table border="1"> <tr> <td>政令</td> <td>○ 鉱山保安法</td> <td>鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 鉱業法</td> <td>鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 採石法</td> <td>岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 砂利採取法</td> <td>砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</td> </tr> <tr> <td>省令</td> <td>○ 土地改良法</td> <td>土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 火薬類取締法</td> <td>火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 家畜伝染病予防法</td> <td>家畜の死体等の埋却</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>廃棄物の処分等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 土壌汚染対策法</td> <td>汚染土壌の搬出又は処理等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</td> <td>廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構</td> <td>災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。</td> <td></td> </tr> </table>		政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）		○ 鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）		○ 採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）		○ 砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）	省令	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業		○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等		○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却		○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等		○ 土壌汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等		○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分		○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構	災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等		○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事		その他	○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。		<p>10 許可を要しない工事</p> <p>宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事のうち、市長の許可を必要としないものは、以下のとおりとします。</p> <p>表 1-1-3 許可を要しない工事（盛土規制法の対象外となる土地の形質の変更及びその他の工事）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>条件</th> <th>政令・省令事項等</th> <th>用途例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地造成・特定盛土等</td> <td rowspan="2">災害の発生するおそれがないと認められる工事</td> <td>○ 高さ 2メートル以下かつ面積 500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が 30センチメートルを超えないもの （表 1-1-2 の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）</td> <td>不陸整正 等</td> </tr> <tr> <td>土石の堆積</td> <td>○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○ 土石の堆積を行う土地の面積が 300平方メートルを超えないもの ○ 土石の堆積を行う土地の標高差が 30センチメートルを超えないもの ○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの ○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの</td> <td>不陸整正 工事現場内における仮置き等</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-1-4 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>法令等</th> <th>工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">政令 (第 5 条)</td> <td>○ 鉱山保安法</td> <td>鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）</td> </tr> <tr> <td>○ 鉱業法</td> <td>鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）</td> </tr> <tr> <td>○ 採石法</td> <td>岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</td> </tr> <tr> <td>○ 砂利採取法</td> <td>砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">省令 (第 8 条)</td> <td>○ 土地改良法</td> <td>土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業</td> </tr> <tr> <td>○ 火薬類取締法</td> <td>火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等</td> </tr> <tr> <td>○ 家畜伝染病予防法</td> <td>家畜の死体等の埋却</td> </tr> <tr> <td>○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>廃棄物の処分等</td> </tr> <tr> <td>○ 土壌汚染対策法</td> <td>汚染土壌の搬出又は処理等</td> </tr> <tr> <td>○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</td> <td>廃棄物又は除去土壌の保管又は処分</td> </tr> <tr> <td>○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構</td> <td>災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等</td> </tr> <tr> <td>○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="1">その他</td> <td>○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類	条件	政令・省令事項等	用途例	宅地造成・特定盛土等	災害の発生するおそれがないと認められる工事	○ 高さ 2メートル以下かつ面積 500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が 30センチメートルを超えないもの （表 1-1-2 の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）	不陸整正 等	土石の堆積	○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの				○ 土石の堆積を行う土地の面積が 300平方メートルを超えないもの ○ 土石の堆積を行う土地の標高差が 30センチメートルを超えないもの ○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの ○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの	不陸整正 工事現場内における仮置き等	根拠	法令等	工事	政令 (第 5 条)	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）	○ 鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）	○ 採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）	○ 砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）	省令 (第 8 条)	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等	○ 土壌汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等	○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分	○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構	災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事		その他	○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。		<p>【追加】 章節、本文、 表番号・タイトル</p> <p>【削除・追加】 注釈 図表</p>
政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）																																																																																								
	○ 鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）																																																																																								
	○ 採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）																																																																																								
	○ 砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）																																																																																								
省令	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業																																																																																								
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等																																																																																								
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却																																																																																								
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等																																																																																								
	○ 土壌汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等																																																																																								
	○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分																																																																																								
	○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構	災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等																																																																																								
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事																																																																																									
その他	○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。																																																																																									
分類	条件	政令・省令事項等	用途例																																																																																							
宅地造成・特定盛土等	災害の発生するおそれがないと認められる工事	○ 高さ 2メートル以下かつ面積 500平方メートルを超える盛土又は切土で、盛土又は切土をする標高差が 30センチメートルを超えないもの （表 1-1-2 の政令事項等にある①～③の条件に該当する場合は除く）	不陸整正 等																																																																																							
土石の堆積		○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの																																																																																								
		○ 土石の堆積を行う土地の面積が 300平方メートルを超えないもの ○ 土石の堆積を行う土地の標高差が 30センチメートルを超えないもの ○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの ○ 表 1-1-4 の他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事 ○ その他、表 1-1-2 の政令事項等に該当しないもの	不陸整正 工事現場内における仮置き等																																																																																							
根拠	法令等	工事																																																																																								
政令 (第 5 条)	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）																																																																																								
	○ 鉱業法	鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事）																																																																																								
	○ 採石法	岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）																																																																																								
	○ 砂利採取法	砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事）																																																																																								
省令 (第 8 条)	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、 土地改良事業に附帯する事業、 土地改良事業に準ずる事業																																																																																								
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等																																																																																								
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却																																																																																								
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等																																																																																								
	○ 土壌汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等																																																																																								
	○ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故時により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物又は除去土壌の保管又は処分																																																																																								
	○ 国若しくは地方自治体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 地方住宅供給公社 ・ 土地開発公社 ・ 日本下水道事業団 ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・ 独立行政法人水資源機構 ・ 独立行政法人都市再生機構	災害の拡大を抑制するための応急対策施設等 災害救助のため建築する応急仮設住宅等																																																																																								
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事																																																																																									
	その他	○ 土地利用のために土地の形質を維持する行為 ・ 通常の営農行為の範疇にあたる耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 通常の営農行為とは以下のとおりです。 （１）農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）であって軽微な農地改良に該当するものは、本法に規定する土地の形質の変更に該当しない行為であるため、盛土規制法の規制対象外。 （２）農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局と協議し確認すること。																																																																																								
	<p>～お願い～</p> <p>宅地造成等工事規制区域内において造成工事もしくは土石の一時堆積を行う方は、相談カード（指針 P 2 2 8 参照）に位置図、現況図及び計画平面図等を添付し、千葉市都市局建築部宅地課と打合わせを行い、宅地造成工事等の許可を要するか否かの判断を受けてください。</p> <p>なお、回答は、現地調査後となりますので期間は 1～2 週間程度いただいております。</p>	<p>～お願い～</p> <p>宅地造成等工事規制区域内において宅地造成等を行う方は、相談カード（本指針 P 2 2 9 参照）に位置図、現況図及び計画平面図等を添付し、千葉市都市局建築部宅地課と打合わせを行い、宅地造成工事等の許可を要するか否かの判断を受けてください。</p> <p>なお、回答は、現地調査後となりますので期間は 1～2 週間程度いただいております。</p>																																																																																								

### 第1章 宅地造成等に関する工事の許可の手続き

#### 1 手続きフロー

宅地造成等に関する工事の手続の流れは、以下のとおりとなる。  
その都度、千葉市都市局建築部宅地課及び関係各課に確認し、手続を進めていくこと。

#### 宅地造成工事の手続きフロー



### 第1章 宅地造成等に関する工事の許可の手続き

#### 1 手続きフロー

宅地造成及び特定盛土等に関する工事及び土石の堆積に関する工事の手続の流れは、以下のとおりとなる。その都度、千葉市都市局建築部宅地課及び関係各課に確認し、手続を進めていくこと。

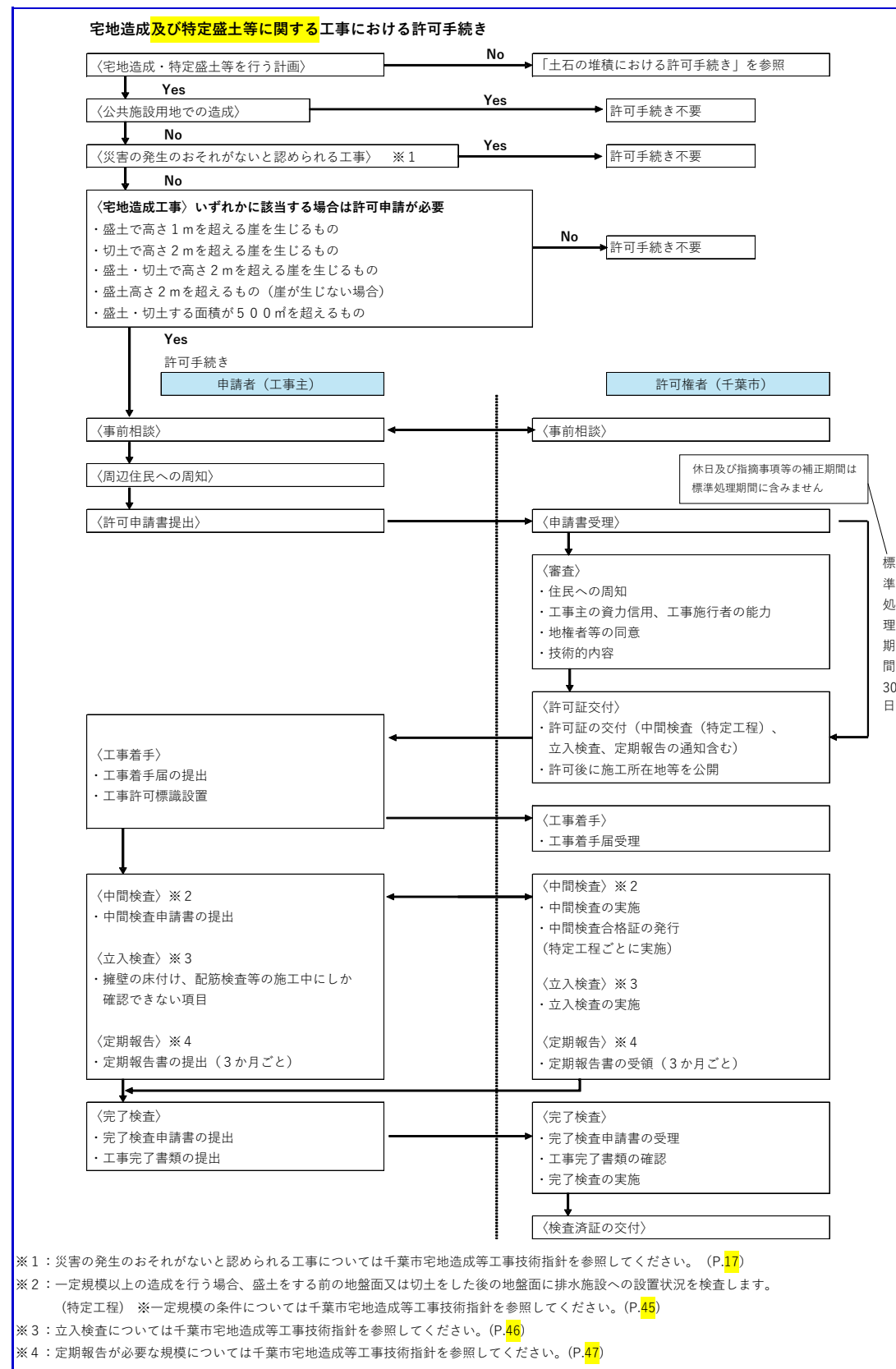


図2-1-1 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の手続きフロー

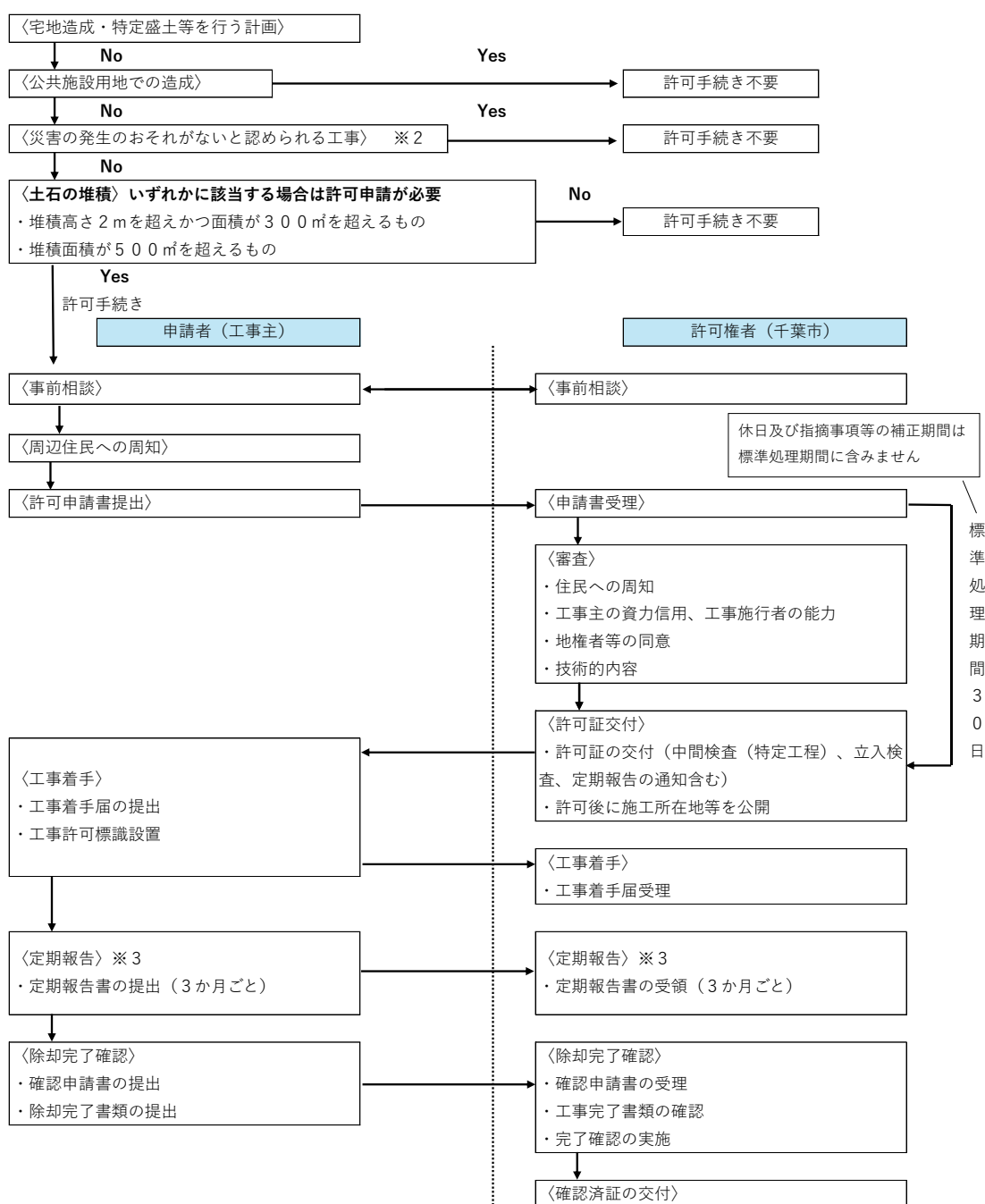
【追加】  
本文  
【削除・追加】  
図タイトル

【変更】  
ページ番号

【追加】  
図タイトル

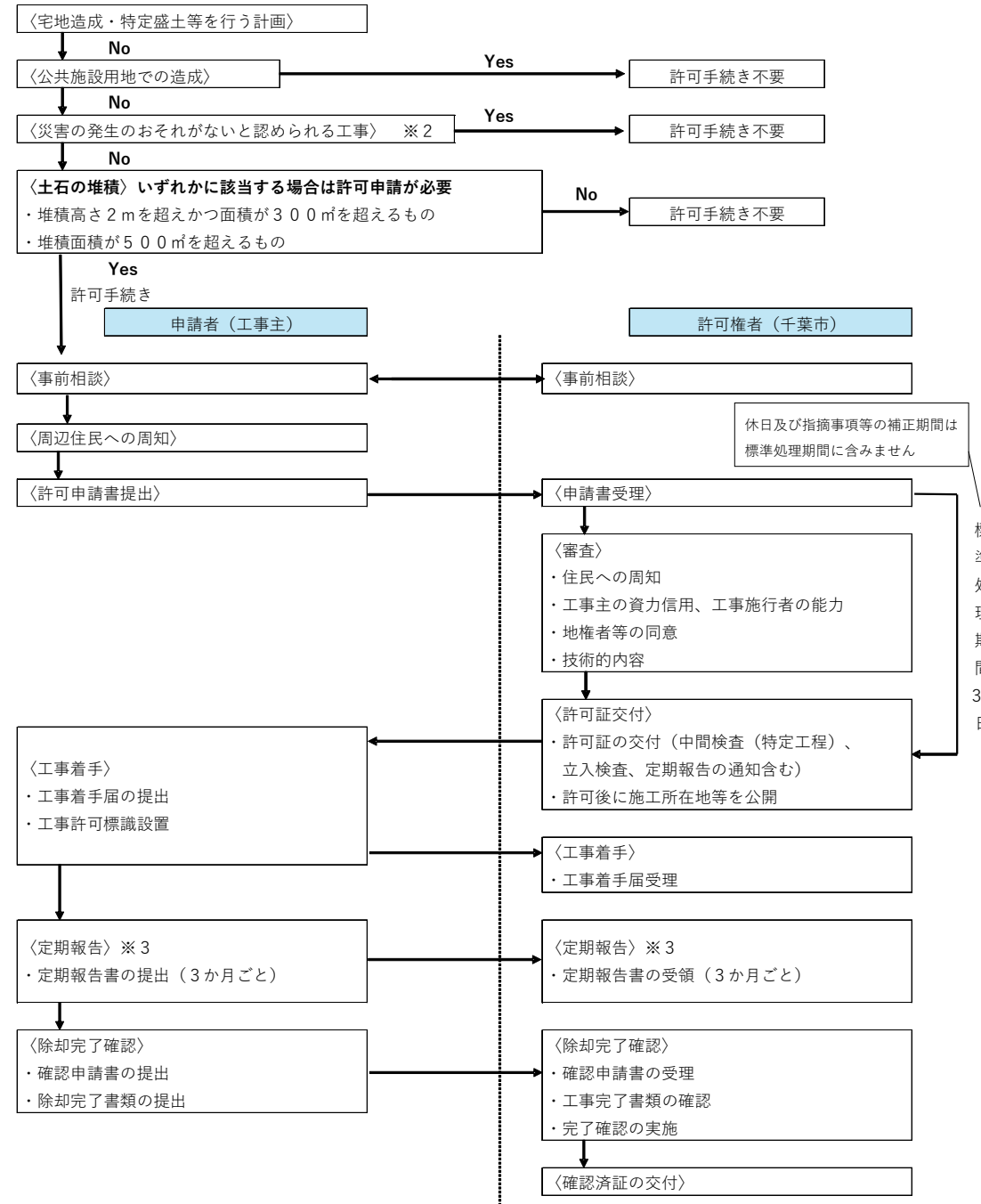
土石の堆積の手続きフロー

土石の堆積における許可手続き※1



※1：土石の堆積とは一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為で、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積、等が該当します。千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.107)  
 ※2：災害の発生のおそれがないと認められる工事については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.16)  
 ※3：定期報告が必要な規模については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.45)

土石の堆積に関する工事における許可手続き※1



※1：土石の堆積とは一定期間を経過した後に除却することを前提とした行為で、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積、等が該当します。千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.111)  
 ※2：災害の発生のおそれがないと認められる工事については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.17)  
 ※3：定期報告が必要な規模については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.47)

図2-1-2 土石の堆積に関する工事の手続きフロー

【削除・追加】  
図タイトル

【変更】  
ページ番号

【追加】  
図タイトル

旧	新	備考																																																														
<p>3 許可申請の手続（法第12条、省令第7条各項、細則）</p> <p>許可申請は「宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」（様式第二）に関係資料（下記「申請書類一覧」参照）を添付し、審査手数料（申請手数料一覧（P.39～参照））を添えて申請すること。（正副2部）</p> <p><b>宅地造成に関する工事の許可申請に必要な書類</b></p> <p style="text-align: center;"><b>申請書類一覧（書類編）</b></p> <table border="1" data-bbox="290 535 1308 1753"> <thead> <tr> <th>書類名</th> <th>明示すべき事項</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書目次</td> <td>申請書類の目次</td> <td></td> <td>・A4判・様式自由</td> </tr> <tr> <td>許可申請書（正副）</td> <td>記載例参照</td> <td></td> <td>・省令第7条第1項 ・様式第二</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>・日付 ・委任者及び受任者の住所、氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。） ・自署しない場合は記名押印</td> <td></td> <td>・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。</td> </tr> <tr> <td>土地の登記事項証明書（全部事項）</td> <td></td> <td></td> <td>・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も必要 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書（全部事項）（日付は申請日から3か月以内）</td> </tr> <tr> <td>工事施行同意書</td> <td>・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印 ・印鑑証明書</td> <td>・土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権を有するもの</td> <td>・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第4項 ・様式第4号 ・工事主以外の土地所有者等。</td> </tr> <tr> <td>隣接同意書</td> <td>・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・隣地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印</td> <td></td> <td>隣接同意が必要となる場合（技術指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。）</td> </tr> <tr> <td>設計者の資格を証する書類</td> <td>・政令第22条各号の資格を証するもの</td> <td></td> <td>・政令第21条に規定する工事。 ・細則第3条第1項第2号 ・様式第3号 ・資格を証する書類の添付。</td> </tr> </tbody> </table>	書類名	明示すべき事項	内 容	備 考	図書目次	申請書類の目次		・A4判・様式自由	許可申請書（正副）	記載例参照		・省令第7条第1項 ・様式第二	委任状	・日付 ・委任者及び受任者の住所、氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。） ・自署しない場合は記名押印		・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。	土地の登記事項証明書（全部事項）			・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も必要 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書（全部事項）（日付は申請日から3か月以内）	工事施行同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印 ・印鑑証明書	・土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権を有するもの	・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第4項 ・様式第4号 ・工事主以外の土地所有者等。	隣接同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・隣地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印		隣接同意が必要となる場合（技術指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。）	設計者の資格を証する書類	・政令第22条各号の資格を証するもの		・政令第21条に規定する工事。 ・細則第3条第1項第2号 ・様式第3号 ・資格を証する書類の添付。	<p>3 許可申請の手続（法第12条、省令第7条各項、細則）</p> <p>許可申請は「宅地造成等又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」（様式第二）に係る資料（下記「申請書類一覧」参照）を添付し、審査手数料（申請手数料一覧（P.39、40参照））を添えて申請すること。（正副2部）</p> <p><b>(1) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表2-1-2 申請書類一覧（書類編）</b></p> <table border="1" data-bbox="1498 571 2525 1774"> <thead> <tr> <th>書 類 名</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書目次</td> <td>申請書類の目次</td> <td>A4判・様式自由</td> </tr> <tr> <td>図面のチェックリスト【本指針P26～28】</td> <td>各図面において「明示すべき事項」「備考」に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。</td> <td>図面ごと「明示すべき事項」「備考」欄に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。</td> </tr> <tr> <td>許可申請書（正副）【様式第二】</td> <td>記載例参照</td> <td>省令第7条第1項</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>・日付 ・委任者及び受任者の住所及び氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。）</td> <td>・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。 ・自署しない場合は記名押印</td> </tr> <tr> <td>土地の登記事項証明書（全部事項）</td> <td>土地の所及び地番地目、地積及び所有権・その他の権利に関する事項</td> <td>・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も添付。 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書【全部事項】（申請日から3か月以内のもの）</td> </tr> <tr> <td>工事施行同意</td> <td>・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・計画地の所在（地番）、面積及び同意年月日 ・同意者の実印</td> <td>・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第5項 ・工事主以外で土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権等を有するものがある場合。</td> </tr> <tr> <td>隣接同意書</td> <td>・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・隣地所有者（同意者）の住所及び氏名 ・工事が施行される土地の所在（地番） ・盛土若しくは切土の高さ ・隣接地の所在及び地番</td> <td>・隣接同意が必要となる場合（本指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。） ・本指針P233の様式を参照。 ・自署しない場合は記名押印（押印は認印でも可）</td> </tr> <tr> <td>を設計者の資格を証する書類</td> <td>・宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書【様式第3号】 ・資格を証する書類</td> <td>設計者が政令第22条各号に掲げるいずれかの資格を有すること ・政令第21条に規定する工事の場合。 ・細則第3条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>現況写真</td> <td>工事施行区域の外周及び内部の状況</td> <td>省令第7条第1項第6号</td> </tr> </tbody> </table>	書 類 名	明示すべき事項	備 考	図書目次	申請書類の目次	A4判・様式自由	図面のチェックリスト【本指針P26～28】	各図面において「明示すべき事項」「備考」に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。	図面ごと「明示すべき事項」「備考」欄に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。	許可申請書（正副）【様式第二】	記載例参照	省令第7条第1項	委任状	・日付 ・委任者及び受任者の住所及び氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。）	・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。 ・自署しない場合は記名押印	土地の登記事項証明書（全部事項）	土地の所及び地番地目、地積及び所有権・その他の権利に関する事項	・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も添付。 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書【全部事項】（申請日から3か月以内のもの）	工事施行同意	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・計画地の所在（地番）、面積及び同意年月日 ・同意者の実印	・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第5項 ・工事主以外で土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権等を有するものがある場合。	隣接同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・隣地所有者（同意者）の住所及び氏名 ・工事が施行される土地の所在（地番） ・盛土若しくは切土の高さ ・隣接地の所在及び地番	・隣接同意が必要となる場合（本指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。） ・本指針P233の様式を参照。 ・自署しない場合は記名押印（押印は認印でも可）	を設計者の資格を証する書類	・宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書【様式第3号】 ・資格を証する書類	設計者が政令第22条各号に掲げるいずれかの資格を有すること ・政令第21条に規定する工事の場合。 ・細則第3条第1項第2号	現況写真	工事施行区域の外周及び内部の状況	省令第7条第1項第6号	<p>【変更】 ページ番号</p> <p>【追加】 本文、図表番号</p> <p>【変更】 表項目</p>
書類名	明示すべき事項	内 容	備 考																																																													
図書目次	申請書類の目次		・A4判・様式自由																																																													
許可申請書（正副）	記載例参照		・省令第7条第1項 ・様式第二																																																													
委任状	・日付 ・委任者及び受任者の住所、氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。） ・自署しない場合は記名押印		・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。																																																													
土地の登記事項証明書（全部事項）			・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も必要 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書（全部事項）（日付は申請日から3か月以内）																																																													
工事施行同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印 ・印鑑証明書	・土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権を有するもの	・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第4項 ・様式第4号 ・工事主以外の土地所有者等。																																																													
隣接同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・隣地所有者の住所及び氏名 ・同意の内容 ・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印		隣接同意が必要となる場合（技術指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。）																																																													
設計者の資格を証する書類	・政令第22条各号の資格を証するもの		・政令第21条に規定する工事。 ・細則第3条第1項第2号 ・様式第3号 ・資格を証する書類の添付。																																																													
書 類 名	明示すべき事項	備 考																																																														
図書目次	申請書類の目次	A4判・様式自由																																																														
図面のチェックリスト【本指針P26～28】	各図面において「明示すべき事項」「備考」に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。	図面ごと「明示すべき事項」「備考」欄に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。																																																														
許可申請書（正副）【様式第二】	記載例参照	省令第7条第1項																																																														
委任状	・日付 ・委任者及び受任者の住所及び氏名 ・委任する場所 ・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。）	・A4判・様式自由 ・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。 ・自署しない場合は記名押印																																																														
土地の登記事項証明書（全部事項）	土地の所及び地番地目、地積及び所有権・その他の権利に関する事項	・細則第3条第1項第1号 ・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。） ・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も添付。 ・必要のある場合は、建物の登記事項証明書【全部事項】（申請日から3か月以内のもの）																																																														
工事施行同意	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・土地所有者の住所及び氏名 ・計画地の所在（地番）、面積及び同意年月日 ・同意者の実印	・省令第7条第1項第10号 ・細則第3条第5項 ・工事主以外で土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権等を有するものがある場合。																																																														
隣接同意書	・日付 ・工事主の住所及び氏名 ・隣地所有者（同意者）の住所及び氏名 ・工事が施行される土地の所在（地番） ・盛土若しくは切土の高さ ・隣接地の所在及び地番	・隣接同意が必要となる場合（本指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。） ・本指針P233の様式を参照。 ・自署しない場合は記名押印（押印は認印でも可）																																																														
を設計者の資格を証する書類	・宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書【様式第3号】 ・資格を証する書類	設計者が政令第22条各号に掲げるいずれかの資格を有すること ・政令第21条に規定する工事の場合。 ・細則第3条第1項第2号																																																														
現況写真	工事施行区域の外周及び内部の状況	省令第7条第1項第6号																																																														

旧				新				備考	
現況写真			・省令第7条第1項第6号					【変更】 表項目	
工事主の資力・信用確認書類	・資金計画書（様式第三） ・暴力団等に該当しないことの誓約書（指針P227参照） ・工事費見積書 ・残高証明書または融資証明書		・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第9号 ・省令第7条第1項第12号	<b>【個人・法人(共通)】</b> ・資金計画書【様式第三】 ・暴力団等に該当しないことの誓約書 ・工事費見積書 ・残高証明書または融資証明書  <b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの） ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第7号 ・省令第7条第1項第12号	・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第9号 ・省令第7条第1項第12号 ・誓約書は、P234の様式を参照	・法第12条第2項第2号 ・省令第7条第1項第7号 ・省令第7条第1項第12号 ・個人番号カードの写しは、個人番号を黒塗りしたもの。		
	工事施工者の能力確認書類	・建設業法による許可通知書 ・法人登記事項証明書 ・造成工事にかかわる工事経歴書			・法第12条第2項第3号	<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・法第12条第2項第3号		・法第12条第2項第3号
	住民への周知	・住民への周知範囲経緯分かる書類 ・説明用配布資料			・法第11条 ・省令第7条第1項第11号 ・指針P33参照	<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・法第11条 ・省令第7条第1項第11号 ・指針P33参照		・法第11条 ・省令第7条第1項第11号 ・周知範囲及び周知事項は、本指針P33、34を参照 ・報告書は、本指針P35の様式例を参照。
	公共施設管理者の許可等関係書類		造成区域に公共施設を含む場合で、管理者の許可等が必要な場合		・工事許可書・占用許可書等の写しを添付。	<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・工事許可書・占用許可書等の写しを添付。		・造成区域に公共施設を含む場合で、管理者の許可等が必要な場合。 ・工事許可書・占用許可書等の写しを添付。
道路・水路等境界確定図	・申請区域と接する部分		・造成の発生する部分が接している場合。	<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・造成の発生する部分が接している場合。	・造成の発生する部分が接している場合。			
他法令の許可等の写し			・造成に関し他法令等により規制がある場合、原則として事前に許可、認可等を受け、写しを添付。	<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書	・造成に関し他法令等により規制がある場合、原則として事前に許可、認可等を受け、写しを添付。	・造成に関し他法令等により規制がある場合、原則として事前に許可、認可等を受け、写しを添付。			
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					
				<b>【工事主が個人の場合】</b> ・住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・所得税納税証明書 ・市町村民税または特別区民税納税証明書  <b>【工事主が法人の場合】</b> ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票の写しまたは個人番号カードの写し ・法人税納税証明書 ・法人市町村税または法人住民税納税証明書					

旧				新				備考
申請書類一覧（図面編）				表2-1-3 申請書類一覧（図面編）				【追加】 図表番号 【変更】 表項目
書類名	明示すべき事項	内容	備考	図面名	明示すべき事項	縮尺	備考	
位置図	・方位、道路及び目標となる地物 ・申請区域の明示	1/2500	・省令第7条第1項 ・申請区域は赤色で明示のこと。 ・千葉市都市図。	位置図	<input type="checkbox"/> 方位、道路及び目標となる地物 <input type="checkbox"/> 申請区域	1/2500	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 「千葉市都市図」を使用すること。	
現況図	・方位 ・申請区域の明示 ・現況地盤高の表示 ・標高差2メートルの等高線の明示 ・申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 ・既存の建築物及び擁壁等の明示	1/500 以上	・省令第7条第1項 ・申請区域は赤色で明示のこと。	現況図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 申請区域 <input type="checkbox"/> 現況地盤高 <input type="checkbox"/> 標高差2メートルの等高線 <input type="checkbox"/> 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 <input type="checkbox"/> 既存の建築物及び擁壁等	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること。	
公図の写し	・方位 ・申請区域の明示 ・公道は茶色、水路は水色、青地は緑色の色分け。 ・調査年月日 ・隣接地の地番、地目、地積、所有者	不動産登記法第14条の地図の写し 1/500 (1/600)	・細則第3条第1項第1号 ・申請区域は赤色で明示のこと ・日付は申請日から3か月以内	公図の写し	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 申請区域の明示 <input type="checkbox"/> 公道、水路、青地の色分け <input type="checkbox"/> 調査年月日 <input type="checkbox"/> 隣接地の地番、地目、地積及び所有者	1/500 (1/600)	・細則第3条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条の地図又は地図に準ずる図面の写しであること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること <input type="checkbox"/> 公道は茶色、水路は水色、青地は緑色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 日付は申請日から3か月以内であること。	
求積図	・宅地の面積 ・切土又は盛土をする土地の部分の面積	1/500 以上	・宅地平面図で求積しても可。	求積図	<input type="checkbox"/> 宅地の面積 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする土地の部分の面積	1/500 以上	・造成計画平面図で求積しても可。	
造成計画平面図	・方位 ・凡例 ・申請区域の明示 ・申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 ・計画地盤高及び現況地盤高の表示（隣地の現況高も含む） ・切土又は盛土の色分け ・断面の位置を表示 ・排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法、勾配の表示 ・法面の位置、勾配、高さの表示 ・盛土の施工方法を記載 ・擁壁のタイプ、延長、高さを表示 ・義務擁壁と任意擁壁の区別 ・伸縮目地、コーナー補強の位置の表示 ・展開図の称号符号を表示	1/500 以上	・省令第7条第1項 ・この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 ・宅地の境界線は赤色で明示のこと。 ・計画地盤高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 ・切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示のこと。 ・断面線の位置と符号を明示のこと。 ・擁壁は展開図の照合符号を表示のこと。（別途、擁壁配置図を作成し、そこで表示することも可。）	造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 申請区域 <input type="checkbox"/> 申請区域及びその周辺の道路、河川、水路、その他公共施設又は既存建築物・構造物の位置、形状及び状況 <input type="checkbox"/> 既存道路の幅員及び建築基準法上の扱い <input type="checkbox"/> 計画地盤高及び現況地盤高（隣地の現況高も含む） <input type="checkbox"/> 切土又は盛土の色分け <input type="checkbox"/> 造成計画断面の位置 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法及び勾配の表示 <input type="checkbox"/> 法面の位置、勾配、高さ及び保護方法 <input type="checkbox"/> 盛土の施工方法（材料、転圧及び段切り） <input type="checkbox"/> 擁壁のタイプ、延長、高さ及び底版形状 <input type="checkbox"/> 義務擁壁と任意擁壁の区別 <input type="checkbox"/> 伸縮目地やコーナー補強の位置 <input type="checkbox"/> 展開図の照合符号	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 <input type="checkbox"/> 宅地の境界線は赤色で明示のこと。 <input type="checkbox"/> 擁壁に関する凡例には、構造、タイプ、必要地耐力、載荷重及び義務擁壁/任意擁壁の別を記載すること <input type="checkbox"/> 計画地盤高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 <input type="checkbox"/> 切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示のこと。 <input type="checkbox"/> 断面線の位置と符号を明示のこと。 <input type="checkbox"/> 断面は、崖の一体性、二段擁壁及び斜面上の擁壁を考慮し、必要な箇所を選定すること。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工方法としては、指針第3編第1章5、6の内容を明記すること。 ・別途、擁壁配置図を作成し、そこで表示することも可。	
造成計画断面図	・宅地の平面図（造成計画平面図）で示した位置を断面図として作成 ・計画地盤高及び現況地盤高の表示 ・切土又は盛土の色分け ・盛土の施工方法を記載 ・段切りの表示 ・擁壁のタイプ、高さを表示 ・法面の位置、勾配、高さの表示 ・二段擁壁の検討 ・斜面上の擁壁の検討	1/500 以上	・省令第7条第1項 ・この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 ・切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示のこと。 ・主要部分及び高低差の著しい箇所について作成のこと。 ・二段擁壁及び斜面上の擁壁の検討は、不利な箇所を検討すること。	造成計画断面図	<input type="checkbox"/> 申請区域や道路等 <input type="checkbox"/> 計画地盤高及び現況地盤高 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土の色分け <input type="checkbox"/> 盛土の施工方法（材料、転圧及び段切り） <input type="checkbox"/> 段切りの位置及び形状 <input type="checkbox"/> 崖の一体性、二段擁壁及び斜面上の擁壁の検討に必要な角度線 <input type="checkbox"/> 擁壁のタイプ、高さ（間知擁壁においては、背面に法面がある場合は、タイプ選定のための角度線を表示） <input type="checkbox"/> 崖と反対方向へ流れるような排水勾配 <input type="checkbox"/> 法面の位置、勾配、高さ及び保護方法	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 宅地の平面図（造成計画平面図）で示した位置を断面図として作成すること。 <input type="checkbox"/> 地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 <input type="checkbox"/> 切土部分は黄色、盛土部分は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工方法としては、指針第3編第1章5、6の内容を明記すること。 <input type="checkbox"/> 主要部分及び高低差の著しい箇所について作成すること。 <input type="checkbox"/> 崖の一体性、二段擁壁及び斜面上の擁壁の検討は、最も不利な箇所を検討すること。	
排水施設平面図	・方位 ・凡例 ・申請区域の明示 ・排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法、勾配の表示 ・水の流れの方向 ・吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	・省令第7条第1項 ・排水施設の位置を種類別に着色すること。	排水施設平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 申請区域 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 崖と反対方向へ流れるような排水勾配 <input type="checkbox"/> 排水経路 <input type="checkbox"/> 吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 区域内の排水を有効にできる計画とすること。（下水道流量計算表により、雨水が有効に排出できる計画であることが確認できること。必要に応じて、排水区域割り及び求積図を添付すること。 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置を種類別に着色すること。 <input type="checkbox"/> 雨水流出抑制指導基準に適合すること。 <input type="checkbox"/> 屈曲部、管径の120倍以上に樹が配置されていること。	

旧				新				備考
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地盤高及び現況地盤高の表示</li> <li>切土又は盛土の色分け</li> <li>法面の位置、形状、高さ及び勾配の記載</li> <li>法面保護の方法</li> <li>土質状況等の明示</li> </ul>	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> </ul>	崖の断面図	<input type="checkbox"/> 計画地盤高及び現況地盤高 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土の色分け <input type="checkbox"/> 法面の位置、形状、高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 法面保護の方法 <input type="checkbox"/> 土質状況等	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> </ul>	【変更】 表項目
擁壁構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の種類</li> <li>設計条件の明示</li> <li>擁壁の高さ、躯体の厚さ、勾配、必要根入れの明示</li> <li>堅壁及び底板の配筋の明示</li> <li>基礎砕石等の位置、材料、厚さの明示</li> <li>透水層の位置、材料、厚さの明示</li> <li>水抜き穴の位置、材料の明示</li> <li>止水コンクリートの位置、材料、厚さの明示</li> <li>基礎地盤の土質、支持力の明示</li> <li>地盤改良方法の明示</li> </ul>	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>指針に掲載されているタイプを使用する場合は、複写で可</li> <li>透水土ンを使用する場合は施工要領、カタログ、チェックリスト等を提出すること。</li> <li>宅地の平面図の照合符号を表示すること。</li> </ul>	擁壁構造図	<input type="checkbox"/> 擁壁の種類 <input type="checkbox"/> 設計条件 <input type="checkbox"/> 擁壁の高さ、躯体の厚さ、勾配及び必要根入れ <input type="checkbox"/> 堅壁及び底板の配筋 <input type="checkbox"/> 捨てコンクリートや基礎砕石等の位置、材料及び厚さ <input type="checkbox"/> 透水層の位置、材料及び厚さ <input type="checkbox"/> 水抜き穴の位置及び材料 <input type="checkbox"/> 止水コンクリートの位置、材料及び厚さ <input type="checkbox"/> コーナー補強の構造 <input type="checkbox"/> 現状の地盤で地耐力が確保されているか(確保されていない場合の対策も含む)	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>本指針に記載の標準図と同じ構造の擁壁を使用する場合は、当該標準図の複写で可。</li> <li>標準図と異なる鉄筋コンクリート造擁壁や大臣認定擁壁を使用する場合は、構造計算書を添付すること。また、大臣認定擁壁については、施工要領、カタログ及び認定書の写しを添付すること。</li> <li>透水土ンを使用する場合は施工要領、カタログ及びチェックリスト等を提出すること。</li> <li>宅地の平面図の照合符号を表示すること。</li> </ul>	
擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成計画平面図との照合符号</li> <li>擁壁の高さ、根入れ、延長の記載</li> <li>前面地盤線、背面地盤線</li> <li>義務擁壁と任意擁壁の区別</li> <li>水抜き穴の位置、材料の明示</li> <li>水抜き穴の個数の計算(1箇所/3m)</li> <li>伸縮目地の位置、材料の明示</li> <li>支持地盤の土質</li> <li>地盤改良等の明示</li> </ul>	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>宅地の平面図(若しくは擁壁配置図)の照合符号を表示すること。</li> <li>縦横比=1:1。</li> <li>地質調査により得られたデータ(地層想定図)を重ねること。</li> </ul>	擁壁展開図	<input type="checkbox"/> 造成計画平面図との照合符号 <input type="checkbox"/> 擁壁のタイプ、高さ、根入れ及び延長 <input type="checkbox"/> 捨てコンクリートや基礎砕石等の地盤高 <input type="checkbox"/> 前面地盤線/背面地盤線 <input type="checkbox"/> 義務擁壁/任意擁壁の区別 <input type="checkbox"/> 水抜き穴の位置及び材料 <input type="checkbox"/> 水抜き穴の個数の計算(1箇所/3m) <input type="checkbox"/> 伸縮目地の位置及び材料 <input type="checkbox"/> 擁壁の延長2.0m以内、床付け位置が変化する箇所に伸縮目地が入っていること <input type="checkbox"/> 地盤改良の種類、設計基準強度及び深さ等 <input type="checkbox"/> 地質調査の結果(地層想定図)	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>造成計画平面図(若しくは擁壁配置図)の照合符号を表示すること。</li> <li>縦横比=1:1であること。</li> <li>地質調査により得られたデータ(地層想定図)を重ねること。また、地盤改良を行う場合、改良体の支持層となる位置を明確に示すこと。</li> </ul>	
擁壁の構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁の概要</li> <li>構造計画</li> <li>安定計算</li> <li>部材計算</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第2号</li> <li>市型擁壁以外の擁壁を使用する場合。</li> </ul>	擁壁の構造計算書	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要 <input type="checkbox"/> 構造計画 <input type="checkbox"/> 安定計算 <input type="checkbox"/> 部材計算		<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第2号</li> <li>標準図以外の擁壁を使用する場合。</li> <li>擁壁構造図と部材寸法や設計条件が一致していること。</li> <li>転倒、滑動、沈下、部材応力が許容値内であることが確認できること。</li> <li>杭を使用する場合、杭がない状態で転倒、滑動が許容値内であることが確認できること。</li> <li>擁壁の高さが2.0mをこえる場合、中地震及び大地震時の検討がされていること。</li> </ul>	
崖面崩壊防止施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配</li> <li>崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法</li> <li>崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面</li> <li>基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> </ul>	崖面崩壊防止施設の構造図	<input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 設計条件 <input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 現状の地盤で地耐力が確保されているか(確保されていない場合の対策も含む)	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>造成計画平面図の照合符号と整合していること。</li> <li>現地在が崖面崩壊防止施設の使用条件を満たしていること。また、メーカーの資料を添付すること。</li> <li>躯体厚や部材、かぶり等が、構造計算書と一致していること。</li> </ul>	
崖面崩壊防止施設の展開図	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖面崩壊防止施設の寸法</li> <li>水抜き穴の位置、材料及び内径</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> </ul>	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>水抜き穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載</li> </ul>	崖面崩壊防止施設の展開図	<input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設の寸法 <input type="checkbox"/> 審査対象施設と対象外施設の範囲 <input type="checkbox"/> 水抜き穴の位置、材料及び内径 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 地盤改良の種類、設計基準強度及び深さ等 <input type="checkbox"/> 地質調査の結果(地層想定図)	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項</li> <li>水抜き穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載</li> <li>地質調査により得られたデータ(地層想定図)を重ねること。また、地盤改良を行う場合、改良体の支持層となる位置を明確に示すこと。</li> </ul>	
盛土の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第3号</li> <li>山間部(溪流等)における1.5m超の盛土をする場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。</li> </ul>	盛土の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第3号</li> <li>山間部(溪流等)における1.5m超の盛土をする場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。</li> </ul>	
崖面の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第4号</li> <li>崖面を擁壁で覆わない場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。</li> </ul>	崖面の安定計算書			<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第4号</li> <li>崖面を擁壁で覆わない場合は土質試験に基づく安定計算を添付すること。</li> </ul>	
地質調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査年月日</li> <li>調査手法</li> <li>調査責任者</li> <li>調査位置・深度</li> <li>地形、地質概要</li> <li>地質構成、地下水位</li> <li>地盤の強度算定書</li> <li>室内土質配合試験結果</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>省令第7条第1項第3号/省令第7条第1項第4号</li> <li>敷地の地盤調査を行い地層断面図を作成、土の諸性質を試験により求める。</li> </ul>	地質調査報告書				

旧	新	備考																																								
<table border="1" data-bbox="287 262 1264 464"> <tr> <td data-bbox="287 262 439 464">           その他の必要な書類         </td> <td data-bbox="439 262 744 464"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良検討書</li> <li>・改良体の配置図</li> <li>・土量計算書</li> <li>・流量計算書</li> <li>・大臣認定擁壁の認定書、カタログ及び構造計算書、築造仕様書</li> <li>・透水マット認定書、カタログ、施工要領及びチェックリスト</li> </ul> </td> <td data-bbox="744 262 928 464"></td> <td data-bbox="928 262 1264 464"></td> </tr> </table>	その他の必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良検討書</li> <li>・改良体の配置図</li> <li>・土量計算書</li> <li>・流量計算書</li> <li>・大臣認定擁壁の認定書、カタログ及び構造計算書、築造仕様書</li> <li>・透水マット認定書、カタログ、施工要領及びチェックリスト</li> </ul>			<table border="1" data-bbox="1498 262 2475 1255"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 262 1650 298">図面名</th> <th data-bbox="1650 262 1994 298">明示すべき事項</th> <th data-bbox="1994 262 2068 298">縮尺</th> <th data-bbox="2068 262 2475 298">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 298 1650 501">地質調査報告書</td> <td data-bbox="1650 298 1994 501"> <input type="checkbox"/>調査年月日  <input type="checkbox"/>調査手法  <input type="checkbox"/>調査責任者  <input type="checkbox"/>調査位置・深度  <input type="checkbox"/>地形、地質概要  <input type="checkbox"/>地質構成、地下水位  <input type="checkbox"/>地盤の強度算定書  <input type="checkbox"/>室内土質配合試験結果         </td> <td data-bbox="1994 298 2068 501"></td> <td data-bbox="2068 298 2475 501"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第7条第1項第3号/省令第7条第1項第4号</li> <li>□敷地の地盤調査を行い地層断面図を作成すること。</li> <li>□土の諸性質を試験により土質データ求めること。</li> <li>□擁壁の必要地耐力を有するかを国土交通省告示第1113号で確認すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 501 1650 600">【地盤改良】 地盤改良検討書</td> <td data-bbox="1650 501 1994 600"> <input type="checkbox"/>地盤改良の範囲（配置）、深さ  <input type="checkbox"/>安定計算  <input type="checkbox"/>改良後の強度試験方法            （国土交通省告示第1113号）         </td> <td data-bbox="1994 501 2068 600"></td> <td data-bbox="2068 501 2475 600"> <input type="checkbox"/>構造計算に用いる各土質データが、土質（地質）調査報告書から見て適正であること。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 600 1650 791">【杭基礎】 杭基礎敷設図 杭頭処理図</td> <td data-bbox="1650 600 1994 791"> <input type="checkbox"/>杭工法  <input type="checkbox"/>杭の配置、杭長  <input type="checkbox"/>杭の支持力  <input type="checkbox"/>杭断面  <input type="checkbox"/>底版の応力度照査  <input type="checkbox"/>安定計算  <input type="checkbox"/>杭体の応力度照査         </td> <td data-bbox="1994 600 2068 791"></td> <td data-bbox="2068 600 2475 791"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 791 1650 827">土量計算書</td> <td data-bbox="1650 791 1994 827"> <input type="checkbox"/>切土・盛土の土量と算定根拠         </td> <td data-bbox="1994 791 2068 827"></td> <td data-bbox="2068 791 2475 827"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 827 1650 926">大規模盛土造成地の安定計算</td> <td data-bbox="1650 827 1994 926"></td> <td data-bbox="1994 827 2068 926"></td> <td data-bbox="2068 827 2475 926"> <input type="checkbox"/>谷埋め型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法により検討していること。  <input type="checkbox"/>腹付け型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法のうち簡便法により検討していること。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 926 1650 961">流量計算書</td> <td data-bbox="1650 926 1994 961"></td> <td data-bbox="1994 926 2068 961"></td> <td data-bbox="2068 926 2475 961"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 961 1650 1110">【大臣認定擁壁】 ・認定書 ・カタログ ・構造計算書 ・築造仕様書</td> <td data-bbox="1650 961 1994 1110"></td> <td data-bbox="1994 961 2068 1110"></td> <td data-bbox="2068 961 2475 1110"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1110 1650 1255">【透水マット】 ・認定書 ・カタログ ・施工要領 ・チェックリスト</td> <td data-bbox="1650 1110 1994 1255"></td> <td data-bbox="1994 1110 2068 1255"></td> <td data-bbox="2068 1110 2475 1255"></td> </tr> </tbody> </table>	図面名	明示すべき事項	縮尺	備考	地質調査報告書	<input type="checkbox"/> 調査年月日 <input type="checkbox"/> 調査手法 <input type="checkbox"/> 調査責任者 <input type="checkbox"/> 調査位置・深度 <input type="checkbox"/> 地形、地質概要 <input type="checkbox"/> 地質構成、地下水位 <input type="checkbox"/> 地盤の強度算定書 <input type="checkbox"/> 室内土質配合試験結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第7条第1項第3号/省令第7条第1項第4号</li> <li>□敷地の地盤調査を行い地層断面図を作成すること。</li> <li>□土の諸性質を試験により土質データ求めること。</li> <li>□擁壁の必要地耐力を有するかを国土交通省告示第1113号で確認すること。</li> </ul>	【地盤改良】 地盤改良検討書	<input type="checkbox"/> 地盤改良の範囲（配置）、深さ <input type="checkbox"/> 安定計算 <input type="checkbox"/> 改良後の強度試験方法 （国土交通省告示第1113号）		<input type="checkbox"/> 構造計算に用いる各土質データが、土質（地質）調査報告書から見て適正であること。	【杭基礎】 杭基礎敷設図 杭頭処理図	<input type="checkbox"/> 杭工法 <input type="checkbox"/> 杭の配置、杭長 <input type="checkbox"/> 杭の支持力 <input type="checkbox"/> 杭断面 <input type="checkbox"/> 底版の応力度照査 <input type="checkbox"/> 安定計算 <input type="checkbox"/> 杭体の応力度照査			土量計算書	<input type="checkbox"/> 切土・盛土の土量と算定根拠			大規模盛土造成地の安定計算			<input type="checkbox"/> 谷埋め型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法により検討していること。 <input type="checkbox"/> 腹付け型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法のうち簡便法により検討していること。	流量計算書				【大臣認定擁壁】 ・認定書 ・カタログ ・構造計算書 ・築造仕様書				【透水マット】 ・認定書 ・カタログ ・施工要領 ・チェックリスト				<p data-bbox="2605 262 2674 323">【変更】 表項目</p>
その他の必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良検討書</li> <li>・改良体の配置図</li> <li>・土量計算書</li> <li>・流量計算書</li> <li>・大臣認定擁壁の認定書、カタログ及び構造計算書、築造仕様書</li> <li>・透水マット認定書、カタログ、施工要領及びチェックリスト</li> </ul>																																									
図面名	明示すべき事項	縮尺	備考																																							
地質調査報告書	<input type="checkbox"/> 調査年月日 <input type="checkbox"/> 調査手法 <input type="checkbox"/> 調査責任者 <input type="checkbox"/> 調査位置・深度 <input type="checkbox"/> 地形、地質概要 <input type="checkbox"/> 地質構成、地下水位 <input type="checkbox"/> 地盤の強度算定書 <input type="checkbox"/> 室内土質配合試験結果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第7条第1項第3号/省令第7条第1項第4号</li> <li>□敷地の地盤調査を行い地層断面図を作成すること。</li> <li>□土の諸性質を試験により土質データ求めること。</li> <li>□擁壁の必要地耐力を有するかを国土交通省告示第1113号で確認すること。</li> </ul>																																							
【地盤改良】 地盤改良検討書	<input type="checkbox"/> 地盤改良の範囲（配置）、深さ <input type="checkbox"/> 安定計算 <input type="checkbox"/> 改良後の強度試験方法 （国土交通省告示第1113号）		<input type="checkbox"/> 構造計算に用いる各土質データが、土質（地質）調査報告書から見て適正であること。																																							
【杭基礎】 杭基礎敷設図 杭頭処理図	<input type="checkbox"/> 杭工法 <input type="checkbox"/> 杭の配置、杭長 <input type="checkbox"/> 杭の支持力 <input type="checkbox"/> 杭断面 <input type="checkbox"/> 底版の応力度照査 <input type="checkbox"/> 安定計算 <input type="checkbox"/> 杭体の応力度照査																																									
土量計算書	<input type="checkbox"/> 切土・盛土の土量と算定根拠																																									
大規模盛土造成地の安定計算			<input type="checkbox"/> 谷埋め型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法により検討していること。 <input type="checkbox"/> 腹付け型大規模盛土造成地に該当する場合は、二次元の分割法のうち簡便法により検討していること。																																							
流量計算書																																										
【大臣認定擁壁】 ・認定書 ・カタログ ・構造計算書 ・築造仕様書																																										
【透水マット】 ・認定書 ・カタログ ・施工要領 ・チェックリスト																																										

旧			
<b>土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類</b> <b>申請書類一覧（書類編）</b>			
書類名	明示すべき事項	内 容	備 考
図書目次	申請書類の目次		・A4判・様式自由
許可申請書（正副）	記載例参照		・省令第7条第2項 ・様式第四
委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・委任者及び受任者の住所、氏名</li> <li>・委任する場所</li> <li>・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。）</li> <li>・自署しない場合は記名押印</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判・様式自由</li> <li>・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。</li> </ul>
土地の登記事項証明書（全部事項）			<ul style="list-style-type: none"> <li>・細則第3条第1項第1号</li> <li>・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。）</li> <li>・隣接同意が必要となる堆積をする場合は、隣接地の土地全部事項証明書も必要。</li> <li>・必要のある場合は、建物全部事項証明（日付は申請日から3か月以内）</li> </ul>
工事施行同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・工事主の住所及び氏名</li> <li>・土地所有者の住所及び氏名</li> <li>・同意の内容</li> <li>・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul>	土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第7条第2項第8号</li> <li>・細則第3条第4項</li> <li>・様式第4号</li> <li>・工事主以外の土地所有者等。</li> </ul>
隣接同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・工事主の住所及び氏名</li> <li>・隣地所有者の住所及び氏名</li> <li>・同意の内容</li> <li>・計画地の所在（地番）、面積、同意年月日、同意者の印</li> </ul>		隣接同意が必要となる場合（技術指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。）
設計者の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第22条各号の資格を証するもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第21条に規定する工事。</li> <li>・細則第3条第1項第2号</li> <li>・様式第3号</li> <li>・資格を証する書類の添付。</li> </ul>
現況写真			・省令第7条第2項第4号
工事主の資力・信用確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画書（様式第五）</li> <li>・暴力団等に該当しないことの誓約書（指針P227参照）</li> <li>・工事費見積書</li> <li>・残高証明書または融資証明書</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第12条第2項第2号</li> <li>・省令第7条第2項第7号</li> <li>・省令第7条第2項第10号</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>【申請者が個人の場合】</li> <li>・住民票の写しまたは個人番号カードの写し（個人番号を黒塗りしたもの）</li> <li>・所得税納税証明書</li> <li>・市町村民税または特別区民税納税証明書</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第12条第2項第2号</li> <li>・省令第7条第2項第5号</li> <li>・省令第7条第2項第10号</li> </ul>

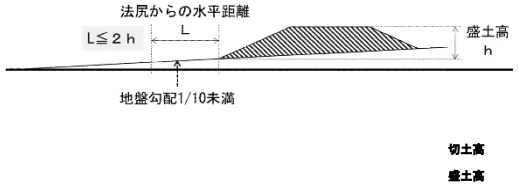
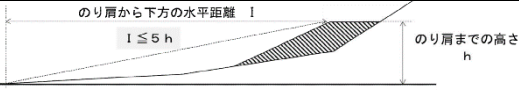

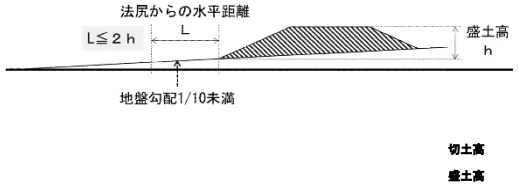
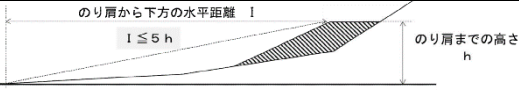

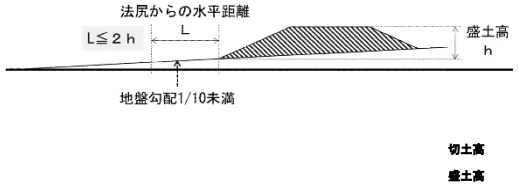
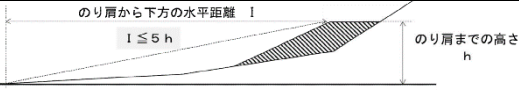

新			
<b>(2) 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類</b> <b>表2-1-4 申請書類一覧（書類編）</b>			
書類名	明示すべき事項	備 考	
図書目次	申請書類の目次	・A4判・様式自由	
許可申請書（正副）	記載例参照	・省令第7条第2項 ・様式第四	
図面のチェックリスト【本指針P31～32】	各図面において「明示すべき事項」「備考」に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。	図面ごと「明示すべき事項」「備考」欄に掲げる事項が反映されているかを確認し、チェック欄（□）に✓を入れること。	
委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・委任者及び受任者の住所及び氏名</li> <li>・委任する場所</li> <li>・委任する内容（許可申請から検査済証の受領までとする。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判・様式自由</li> <li>・工事主と申請の手続等を行う者が異なる場合。</li> <li>・自署しない場合は記名押印</li> </ul>	
土地の登記事項証明書（全部事項）	土地の所及び地番地目、地積及び所有権・その他の権利に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細則第3条第1項第1号</li> <li>・申請区域内の地番全てを添付。（原本であること。）</li> <li>・隣接同意が必要となる造成をする場合は、隣接地の土地の全部事項証明書（全部事項）も添付。</li> <li>・必要のある場合は、建物の登記事項証明書【全部事項】（申請日から3か月以内のもの）</li> </ul>	
工事施行同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・工事主の住所及び氏名</li> <li>・土地所有者の住所及び氏名</li> <li>・計画地の所在（地番）、面積及び同意年月日</li> <li>・同意者の実印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令第7条第1項第10号</li> <li>・細則第3条第5項</li> <li>・工事主以外で土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権等を有するものがある場合。</li> </ul>	
隣接同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付</li> <li>・工事主の住所及び氏名</li> <li>・隣地所有者（同意者）の住所及び氏名</li> <li>・工事が施行される土地の所在（地番）</li> <li>・盛土若しくは切土の高さ</li> <li>・隣接地の所在及び地番</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接同意が必要となる場合（本指針 第2編 第1章 1.1 周辺崖の高さを参照。）</li> <li>・本指針P233の様式を参照。</li> <li>・自署しない場合は記名押印（押印は認印でも可）</li> </ul>	
設計者の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書【様式第3号】</li> <li>・資格を証する書類</li> </ul>	設計者が政令第22条各号に掲げるいずれかの資格を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令第21条に規定する工事の場合。</li> <li>・細則第3条第1項第2号</li> </ul>
現況写真	工事施行区域の外周及び内部の状況	省令第7条第1項第6号	

【追加】  
本文  
【追加】  
図表番号  
【変更】  
表項目



旧				新				備考
<b>申請書類一覧（図面編）</b>				<b>表2-1-5 申請書類一覧（図面編）</b>				<p>【追加】 図表番号</p> <p>【変更】 表項目</p>
書類名	明示すべき事項	内容	備考	書類名	明示すべき事項	縮尺	備考	
位置図	・方位、道路及び目標となる地物 ・申請区域の明示	1/2500	・省令第7条第2項 ・申請区域は赤色で明示のこと。 ・千葉市都市図。	位置図	<input type="checkbox"/> 方位、道路及び目標となる地物 <input type="checkbox"/> 申請区域	1/2500	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 「千葉市都市図」を使用すること。	
現況図	・方位 ・申請区域の明示 ・現況地盤高の表示 ・標高差2メートルの等高線の明示 ・申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 ・既存の建築物及び擁壁等の明示	1/500 以上	・省令第7条第2項第1号 ・申請区域は赤色で明示のこと。	現況図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 申請区域 <input type="checkbox"/> 現況地盤高 <input type="checkbox"/> 標高差2メートルの等高線 <input type="checkbox"/> 申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況 <input type="checkbox"/> 既存の建築物及び擁壁等	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること。	
公図の写し	・方位 ・申請区域の明示 ・公道は茶色、水路は水色、青地は緑色の色分け。 ・調査年月日 ・隣接地の地番、地目、地積、所有者	不動産登記法第14条の地図の写し 1/500 (1/600)	・細則第3条第1項第1号 ・申請区域は赤色で明示のこと ・日付は申請日から3か月以内	公図の写し	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 申請区域の明示 <input type="checkbox"/> 公道、水路、青地の色分け <input type="checkbox"/> 調査年月日 <input type="checkbox"/> 隣接地の地番、地目、地積及び所有者	1/500 (1/600)	・細則第3条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条の地図又は地図に準ずる図面の写しであること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 公道は茶色、水路は水色、青地は緑色で明示すること。 <input type="checkbox"/> 日付は申請日から3か月以内であること。	
求積図	・宅地の面積 ・土石の堆積をする土地の部分の面積	1/500 以上	・宅地平面図で求積しても可。	求積図	<input type="checkbox"/> 宅地の面積 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする土地の部分の面積	1/500 以上	・土石の堆積計画平面図で求積しても可。	
平面図	・方位 ・凡例 ・申請区域の明示 ・申請区域及びその周辺の道路・河川・水路・その他公共施設の位置、形状及び状況の表示 ・計画地盤高及び現況地盤高の表示（隣地の現況高も含む） ・切土又は盛土（一時堆積）の色分け ・断面の位置を表示 ・排水施設の位置、種類、材形状、内法寸法、勾配の表示 ・法面の位置、勾配、高さの表示	1/500 以上	・省令第7条第2項第1号 ・この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 ・宅地の境界線は赤色で明示のこと。 ・計画地盤高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 ・断面線の位置と符号を明示のこと。	土石の堆積計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 申請区域 <input type="checkbox"/> 申請区域及びその周辺の道路、河川、水路、その他公共施設又は既存建築物・構造物の位置、形状及び状況 <input type="checkbox"/> 既存道路の幅員及び建築基準法上の扱い <input type="checkbox"/> 最大堆積高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 現況地盤高（隣地の現況高も含む） <input type="checkbox"/> 堆積計画断面の位置 <input type="checkbox"/> 空地の範囲 <input type="checkbox"/> 保全対策（柵その他これに類するもの及び工事標識） <input type="checkbox"/> 地表水を排除する措置（排水施設の位置、種類、材料形状、内法寸法及び勾配の表示）	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 <input type="checkbox"/> 申請区域の境界線は赤色で明示のこと。 <input type="checkbox"/> 堆積する土石の標高と現況地盤高の表示は、明確に区別すること。 <input type="checkbox"/> 断面線の位置と符号を明示のこと。 <input type="checkbox"/> 空地については、堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅とし、5mを超える場合には、当該高さの2倍を超える幅とすること。 <input type="checkbox"/> 空地の確保が困難な場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置を明示すること。	
断面図	・平面図で示した位置を断面図として作成 ・計画地盤高及び現況地盤高の表示 ・切土又は盛土（一時堆積）の色分け	1/500 以上	・省令第7条第2項第1号 ・この図面は地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 ・主要部分及び高低差の著しい箇所について作成のこと。	土石の堆積計画断面図	<input type="checkbox"/> 申請区域や道路等 <input type="checkbox"/> 最大堆積高さ及び勾配 <input type="checkbox"/> 現況地盤高（隣地の現況高も含む） <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地の勾配	1/500 以上	・省令第7条第1項 <input type="checkbox"/> 土石の堆積計画平面図で示した位置を断面図として作成すること。 <input type="checkbox"/> 地形図（現況図）と計画図の「重ね図」とすること。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工方法としては、指針第3編第1章5、6の内容を明記すること。 <input type="checkbox"/> 主要部分及び高低差の著しい箇所について作成すること。	
堆積土石の崩壊を防止するための措置	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令32条）の内容が、適切であることを証する書類	構造物の平面図、断面図、構造計算書等	・省令第7条第2項第2号 ・省令第32条	【堆積土石の崩壊を防止するための措置】 構造物の平面図、断面図、構造計算書等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容		・省令第7条第2項第2号 ・省令第32条	

旧				新				備考
<p>土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置</p>	<p>・次の①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類            ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること            ② 次に掲げる全ての措置            ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置            ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置</p>	<p>構造物の平面図、断面図、構造計算書等</p>	<p>・省令第7条第2項第3号            ・省令第34条</p>	<p>書類名</p> <p>【土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置】            構造物の平面図、断面図、構造計算書等</p>	<p>明示すべき事項</p> <p>□次の①か②のいずれかの措置の内容            ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）の設置            ② 次に掲げる全ての措置            ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置            ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置</p>	<p>縮尺</p>	<p>備考</p> <p>・省令第7条第2項第3号            ・省令第34条</p>	<p>【変更】 表項目</p>

旧	新	備考															
<p>4 住民への周知（法第11条、省令第6条）</p> <p>(1) 住民への周知の方法（省令第6条）</p> <p>宅地造成等の工事を行う場合、周辺地域の住民に対し次の事項のいずれかを行うことで、工事の内容を周知しなければならない。ただし、溪流等における土地において高さ1.5mを超える盛土をする場合は①による方法で周知しなければならない。</p> <p>① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催する。</p> <p>② 宅地造成等に関する工事の内容が分かる書面を配布する。</p> <p>③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施工に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示し、当該内容をインターネットを利用して近隣住民が閲覧できるようにすること。</p> <p>(2) 住民への周知の範囲</p> <p>造成主又は工事施工者は、宅地造成等に関する工事の許可申請書の提出までに、表2-1-2に示される範囲にお住まいの近隣住民に対して、工事について説明を行い、理解を得るようにしてください。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-1-2 住民への周知の範囲</b></p> <table border="1" data-bbox="287 842 1285 1617"> <thead> <tr> <th>盛土等の区分</th> <th>住民への周知を行う範囲の考え方</th> <th>参考図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 平地盛土（擁壁築造工事によるものも含む）</td> <td>○盛土等を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合は、以下の範囲も満たすこと。 ○盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 切土（擁壁築造工事によるものも含む） ③ 土石の堆積</td> <td>○切土あるいは堆積を行う土地の隣接地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 腹付け盛土 （ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合は、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。）（注1）</td> <td>○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土法肩までの高さhに対して盛土法肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 溪流等（注2）における高さ1.5メートルを超える盛土 ⑥ 溪流等における盛土（①を除く） ⑦ 谷埋め盛土（①及び②を除く）（注3） ⑧ 腹付け盛土のうち、参考断面図1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない）</td> <td>○溪床勾配2度以上の範囲で災害発生の恐れがある土地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）腹付け盛土とは、盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるものを指す。</p> <p>（注2）溪流等とは常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形を指す。その範囲は、溪床勾配10度以上の勾配をしめす0次谷（※1）を含む一連の谷地形（※2）で、その底部の中心線からの距離が2.5メートル以内に含まれる範囲のことを指す。またこの地形条件に該当しない場合でも、現地</p>	盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図	① 平地盛土（擁壁築造工事によるものも含む）	○盛土等を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合は、以下の範囲も満たすこと。 ○盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会		② 切土（擁壁築造工事によるものも含む） ③ 土石の堆積	○切土あるいは堆積を行う土地の隣接地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会		④ 腹付け盛土 （ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合は、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。）（注1）	○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土法肩までの高さhに対して盛土法肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会		⑤ 溪流等（注2）における高さ1.5メートルを超える盛土 ⑥ 溪流等における盛土（①を除く） ⑦ 谷埋め盛土（①及び②を除く）（注3） ⑧ 腹付け盛土のうち、参考断面図1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない）	○溪床勾配2度以上の範囲で災害発生の恐れがある土地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会			<p>【変更】 本文</p> <p>【変更】 図表番号</p> <p>【変更】 表レイアウト 表項目</p>
盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図															
① 平地盛土（擁壁築造工事によるものも含む）	○盛土等を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合は、以下の範囲も満たすこと。 ○盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会																
② 切土（擁壁築造工事によるものも含む） ③ 土石の堆積	○切土あるいは堆積を行う土地の隣接地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会																
④ 腹付け盛土 （ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合は、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。）（注1）	○盛土を行う土地の隣接地 ○盛土法肩までの高さhに対して盛土法肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図1の範囲） ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会																
⑤ 溪流等（注2）における高さ1.5メートルを超える盛土 ⑥ 溪流等における盛土（①を除く） ⑦ 谷埋め盛土（①及び②を除く）（注3） ⑧ 腹付け盛土のうち、参考断面図1の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない）	○溪床勾配2度以上の範囲で災害発生の恐れがある土地 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会																

4 住民への周知（法第11条、省令第6条）

(1) 住民への周知の方法（省令第6条）

宅地造成等の工事を行う場合、周辺地域の住民に対し次の事項のいずれかを行うことで、工事の内容を周知しなければならない。ただし、溪流等における土地において高さ1.5mを超える盛土をする場合は①による方法で周知をしなければならない。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催する。
- ② 宅地造成等に関する工事の内容が分かる書面を配布する。
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施工に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示し、当該内容をインターネットを利用して近隣住民が閲覧できるようにすること。

(2) 住民への周知の範囲

工事主又は工事施工者は、宅地造成等に関する工事の許可申請書の提出までに、表2-1-2に示される範囲にお住まいの近隣住民に対して、工事について説明を行い、理解を得るようにすること。

表2-1-6 住民への周知の範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
⑨ 平地盛土（擁壁築造工事によるものも含む）	<p>① 盛土等を行う土地の隣接地 ※ただし、盛土最大高さ5m超の場合は、以下の範囲も満たすこと。 盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）</p> <p>② 盛土等を行う土地及び①の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</p>	
⑩ 切土（擁壁築造工事によるものも含む） ⑪ 土石の堆積	<p>① 切土あるいは堆積を行う土地の隣接地</p> <p>② 切土あるいは堆積を行う土地及びその隣接地の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</p>	
⑫ 腹付け盛土 （ただし、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には、④ではなく①の範囲の考え方を適用しても良い。） （注1）	<p>① 盛土を行う土地の隣接地</p> <p>② 盛土法肩までの高さhに対して盛土法肩から下方の水平距離5h以内の範囲（参考図Iの範囲）</p> <p>③ 盛土等を行う土地、①及び②の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</p>	
⑬ 溪流等（注2）における高さ1.5メートルを超える盛土 ⑭ 溪流等における盛土（①を除く） ⑮ 谷埋め盛土（①及び②を除く） （注3） ⑯ 腹付け盛土のうち、参考断面図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（ただし⑧について、擁壁によって土を抑える構造を有する場合には適用しない）	<p>① 溪床勾配2度以上の範囲で災害発生の恐れがある土地</p> <p>② 盛土を行う土地及び①の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会</p>	

（注1）腹付け盛土とは、盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるものを指す。

（注2）溪流等とは常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形を指す。その範囲は、溪床勾配10度以上の勾配をしめす0次谷（※1）を含む一連の谷地形（※2）で、その底部の中心線からの距離が2.5メートル以内に含まれる範囲のことを指す。またこの地形条件に該当しない場合でも、現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は、溪流等における盛土と同様に取り扱うものとする。

にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は、溪流等における盛土と同様に扱うものとする。

(※1) 0次谷：常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

(※2) 一連の谷地形：上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。

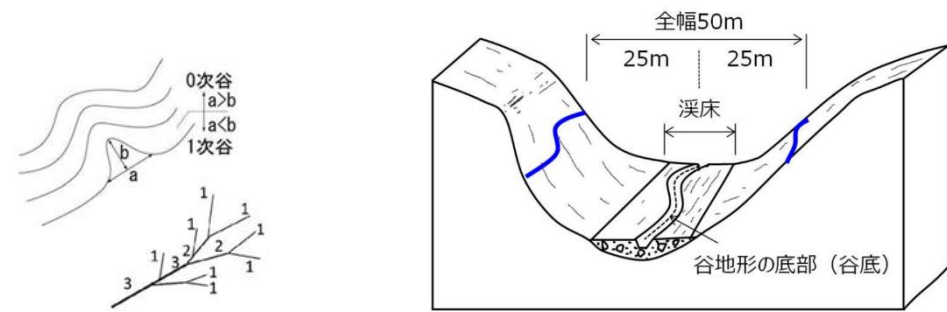


図2-1-1 0次谷及び一連の谷地形の考え方(左) 溪流等の概念図(右)

(注3) 谷埋め盛土とは、盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるものを指す。

(3) 住民への周知事項

住民へ周知を行う際は、表2-1-3に示す事項を記載した工事のお知らせ等を用いて説明してください(図2-1-3、図2-1-4を参照)。

表2-1-3 住民への周知事項

説明事項	記載事項
工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の目的</li> <li>○工事を行う場所</li> <li>○発注者</li> <li>○工事期間</li> <li>○盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大堆積高さ</li> <li>○盛土・切土の面積、土石の堆積の最大堆積面積</li> <li>○盛土・切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量</li> </ul>
位置図	○工事を行う場所の案内図
造成計画平面図 造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○擁壁や排水施設の有無</li> <li>○切土・盛土範囲(面積・土量)</li> <li>○盛土最大高さを通る造成計画断面</li> <li>○各隣地境界付近を通る造成計画断面</li> <li>○周知範囲がわかる位置図 など</li> </ul>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会社名及び住所</li> <li>○現場責任者氏名</li> <li>○電話番号</li> <li>○E-mail アドレス など</li> </ul>
その他	現場状況に応じて必要事項を記載

(※1) 0次谷：常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

(※2) 一連の谷地形：上流から下流へ流下経路が連続する一続きの谷地形をいう。

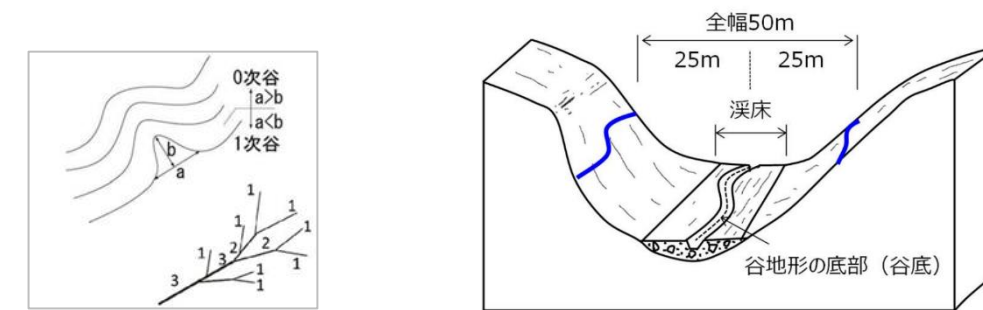


図2-1-1 0次谷及び一連の谷地形の考え方(左) 溪流等の概念図(右)

(注3) 谷埋め盛土とは、盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるものを指す。

(3) 住民への周知事項

住民へ周知を行う際は、表2-1-3に示す事項を記載した工事のお知らせ等を用いて説明してください(図2-1-3、図2-1-4を参照)。

表2-1-7 住民への周知事項

説明事項	記載事項
工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の目的</li> <li>○工事を行う場所</li> <li>○工事主、工事施行者</li> <li>○工事期間</li> <li>○盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大堆積高さ</li> <li>○盛土・切土の面積、土石の堆積の最大堆積面積</li> <li>○盛土・切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量</li> </ul>
位置図	○工事を行う場所の案内図
造成計画平面図 造成計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○擁壁や排水施設の有無</li> <li>○切土・盛土範囲(面積・土量)</li> <li>○盛土最大高さを通る造成計画断面</li> <li>○各隣地境界付近を通る造成計画断面</li> <li>○周知範囲がわかる位置図 など</li> </ul>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会社名及び住所</li> <li>○現場責任者氏名</li> <li>○電話番号</li> <li>○E-mail アドレス など</li> </ul>
その他	現場状況に応じて必要事項を記載

【変更】  
図表番号

【変更】  
表項目

4) 住民説明報告書の提出

工事主又は工事施工者は、宅地造成工事の許可申請時に以下の資料を提出してください。

- ・開催案内
- ・周知範囲がわかる位置図
- ・開催結果がわかる資料（図2-1-2を参照）
- ・説明に使用した資料（前項の工事のお知らせ等）

※開催方法が掲示及びインターネットによる場合には、以下の資料も併せて提出すること。

- ・掲示場所がわかる位置図
- ・掲示状況の写真
- ・閲覧ページの写し（URL含む）

図2-1-2 近隣住民説明報告書（例）

近隣住民説明報告書						
番号	説明先（住所）	説明相手方の氏名及び住所	建物等の種類	周知方法	説明年月日	説明者 会社名及び氏名
1	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇 氏名：〇〇マンション 管理組合	集合住 宅	書面配布	〇〇〇〇年〇月 〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇
2	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇 氏名：〇〇 〇〇	戸建住 宅	説明会	〇〇〇〇年〇月 〇日 〇〇〇〇年〇月 〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇 会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇
3	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇—〇 氏名：〇〇 〇〇	駐車場	書面配布	〇〇〇〇年〇月 〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇

(4) 住民説明報告書の提出

工事主又は工事施工者は、宅地造成工事の許可申請時に以下の資料を提出してください。

- ① 開催案内
- ② 周知範囲がわかる位置図
- ③ 開催結果がわかる資料（図2-1-2を参照）
- ④ 説明に使用した資料（前項の工事のお知らせ等）

※開催方法が掲示及びインターネットによる場合には、以下の資料も併せて提出すること。

- ⑤ 掲示場所がわかる位置図
- ⑥ 掲示状況の写真
- ⑦ 閲覧ページの写し（URL含む）

近隣住民説明報告書

番号	説明先（住所）	説明相手方の氏名及び住所	建物等の種類	周知方法	説明年月日	説明者 会社名及び氏名
1	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇 氏名：〇〇マンション 管理組合	集合住 宅	書面配布	〇〇〇〇年〇 月〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇
2	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇 氏名：〇〇 〇〇	戸建住 宅	説明会	〇〇〇〇年〇 月〇日 〇〇〇〇年〇 月〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇 会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇
3	〇〇区〇〇町〇 —〇〇—〇〇	住所：〇〇区〇〇町〇 —〇—〇 氏名：〇〇 〇〇	駐車場	書面配布	〇〇〇〇年〇 月〇日	会社名：〇〇（株） 氏名：〇〇 〇〇

図2-1-2 近隣住民説明報告書（例）

【変更】  
本文

【削除】  
図番号・タイトル

【変更】  
図番号・タイトル

図2-1-3 近隣住民へ説明資料(例)

作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

**〇〇邸 宅地造成に関する工事のお知らせ**

**工事へのご協力をお願い**

この度、〇〇邸の新築に伴い宅地造成工事を行うことになりました。  
工事期間中は、騒音や振動等、皆様への影響を最小限にとどめるべく最新の注意を払ってまいりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**工事の概要**

- ・工事の目的 〇〇邸の新築に伴う宅地造成
- ・工事を行う場所 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
- ・発注者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 〇〇
- ・工事期間 令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日(予定)
- ・盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大堆積高さ 〇.〇m
- ・盛土・切土の面積、土石の堆積の最大堆積面積 〇.〇㎡
- ・盛土・切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量 〇.〇㎡

**工事を行う場所の案内**

**【案内図を貼付】**  
案内図には以下の事項を記載すること。  
・工事を行う場所(赤枠で区域を囲うこと)  
・方位  
・道路及び目標となる地物

**工事平面図**

**【造成計画平面図を貼付】**

※「工事断面図」・「各隣地(〇〇様邸)境界付近断面図」は裏面に記載

**お問合せ先**

〇〇建設株式会社  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
現場責任者 : 〇〇 〇〇  
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (TEL)

図2-1-4 近隣住民へ説明資料 裏面(例)

作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

**〇〇邸 宅地造成に関する工事のお知らせ**

**工事断面図**

**(〇〇邸様)境界付近断面図**

▽FH:計画高さ  
▽GH:現況高さ

**お問合せ先**

〇〇建設株式会社  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
現場責任者 : 〇〇 〇〇  
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (TEL)

作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

**〇〇邸 宅地造成に関する工事のお知らせ**

**工事へのご協力をお願い**

この度、〇〇邸の新築に伴い宅地造成工事を行うことになりました。  
工事期間中は、騒音や振動等、皆様への影響を最小限にとどめるべく最新の注意を払ってまいりますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**工事の概要**

- ・工事の目的 〇〇邸の新築に伴う宅地造成
- ・工事を行う場所 千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
- ・工事主 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇株式会社 〇〇
- ・工事施行者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇建設株式会社 〇〇
- ・工事期間 令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日(予定)
- ・盛土・切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ 〇.〇m
- ・盛土・切土の面積/土石の堆積の最大堆積面積 〇.〇㎡
- ・盛土・切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量 〇.〇㎡

**工事を行う場所の案内**

**【案内図を貼付】**  
案内図には以下の事項を記載すること。  
・工事を行う場所(赤枠で区域を囲うこと)  
・方位  
・道路及び目標となる地物

**工事平面図**

**【造成計画平面図を貼付】**

※「工事断面図」・「各隣地(〇〇様邸)境界付近断面図」は裏面に記載

**お問合せ先**

〇〇建設株式会社  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
現場責任者 : 〇〇 〇〇  
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (TEL)

図2-1-3 近隣住民へ説明資料(例)

作成年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

**〇〇邸 宅地造成に関する工事のお知らせ**

**工事断面図**

**(〇〇邸様)境界付近断面図**

▽FH:計画高さ  
▽GH:現況高さ

**お問合せ先**

〇〇建設株式会社  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
現場責任者 : 〇〇 〇〇  
連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (TEL)

図2-1-4 近隣住民へ説明資料 裏面(例)

【削除】  
図番号・タイトル

【変更】  
図項目

【追加】  
図番号・タイトル

【削除】  
図番号・タイトル

【追加】  
図番号・タイトル

旧	新	備考																										
<p>(3) 資格を証する書類 資格を証するため「宅地造成に関する工事設計者の資格申告書」(様式第3号)に次の書類を添付すること。</p> <table border="1" data-bbox="528 369 991 596"> <thead> <tr> <th>設計者の資格</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④</td> <td>・卒業証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">⑤</td> <td>ア</td> <td>・講習修了証の写し</td> </tr> <tr> <td>イ A)</td> <td>・卒業証明書</td> </tr> <tr> <td>イ B)</td> <td>・技術士合格証の写し</td> </tr> <tr> <td>イ C)</td> <td>・一級建築士免許証の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 許可又は不許可の通知(法第14条、省令第36条) 審査の結果、法第13条に規定されている技術的基準に適合していると認められた場合は許可証(様式第六号)を交付するので、工事主(委任されている場合は、委任者)は、許可通知書を受領すること。 なお、不許可の場合は理由を付して通知する。</p> <p>7 工事計画の変更許可(法第16条、省令第37条) 許可を受けた後、当該工事の計画を変更しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」(様式第七)、 「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」(様式第八)のいずれか及び関係資料(細則第3条第1項各号)(正副2部)を提出して、市長の許可を受けること。</p> <p>8 軽微な変更(法第16条第1項ただし書き、省令第38条) 省令第38条で規定する軽微な変更にあたる場合は「宅地造成等工事計画変更届」(様式第8号)を提出すること。 (1) 工事主、設計者又は工事施行者の変更 (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 なお、(2)について土石の堆積に関する工事は変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えない場合は軽微な変更にあたる。</p>	設計者の資格	添付書類	①～④	・卒業証明書	⑤	ア	・講習修了証の写し	イ A)	・卒業証明書	イ B)	・技術士合格証の写し	イ C)	・一級建築士免許証の写し	<p>(3) 資格を証する書類 資格を証するため「宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書」(様式第3号)に次の書類を添付すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-1-8 設計者の資格別の添付書類</b></p> <table border="1" data-bbox="1727 424 2190 651"> <thead> <tr> <th>設計者の資格</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④</td> <td>・卒業証明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">⑤</td> <td>ア</td> <td>・講習修了証の写し</td> </tr> <tr> <td>イ A)</td> <td>・卒業証明書</td> </tr> <tr> <td>イ B)</td> <td>・技術士合格証の写し</td> </tr> <tr> <td>イ C)</td> <td>・一級建築士免許証の写し</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 許可又は不許可の通知(法第14条、省令第36条) 審査の結果、法第13条に規定されている技術的基準に適合していると認められた場合は許可証(様式第六号)を交付するので、工事主(委任されている場合は、委任者)は、許可通知書を受領すること。 なお、不許可の場合は理由を付して通知する。</p> <p>7 工事計画の変更許可(法第16条、省令第37条) 許可を受けた後、当該工事の計画を変更しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」(様式第七)、 「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」(様式第八)のいずれか及び関係資料(省令第7条及び細則第3条第1項各号に掲げる書類で、工事の計画の変更に伴い内容が変更されるもの及び各書類の変更内容や変更理由をまとめたもの)(正副2部)を提出して、市長の許可を受けること。</p> <p>8 軽微な変更(法第16条第1項ただし書き、省令第38条) 省令第38条で規定する軽微な変更にあたる場合は「宅地造成等工事計画変更届」(様式第8号)を提出すること。 (1) 工事主、設計者又は工事施行者の変更 (2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 なお、(2)について土石の堆積に関する工事は変更後の工事予定期間が変更前の工事予定期間を超えない場合は軽微な変更にあたる。</p>	設計者の資格	添付書類	①～④	・卒業証明書	⑤	ア	・講習修了証の写し	イ A)	・卒業証明書	イ B)	・技術士合格証の写し	イ C)	・一級建築士免許証の写し	<p>【変更】 本文</p> <p>【追加】 表番号・タイトル</p> <p>【追加】 本文</p>
設計者の資格	添付書類																											
①～④	・卒業証明書																											
⑤	ア	・講習修了証の写し																										
	イ A)	・卒業証明書																										
	イ B)	・技術士合格証の写し																										
	イ C)	・一級建築士免許証の写し																										
設計者の資格	添付書類																											
①～④	・卒業証明書																											
⑤	ア	・講習修了証の写し																										
	イ A)	・卒業証明書																										
	イ B)	・技術士合格証の写し																										
	イ C)	・一級建築士免許証の写し																										

旧	新	備考																																																														
<p>9 申請手数料（千葉市建築関係手数料条例第2条）</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料は切土又は盛土する土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>千葉市建築関係手数料条例 表46 R7.5.26施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡ 以内</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内</td> <td>56,000</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内</td> <td>141,000</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内</td> <td>218,000</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内</td> <td>342,000</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内</td> <td>485,000</td> </tr> <tr> <td>100,000㎡ 超えるもの</td> <td>627,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次のとおり許可申請手数料が必要です。（千葉市建築関係手数料条例 表46の2）</p> <p>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が627,000円を超えるときは、627,000円となります。</p> <p>① 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、表46の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>② 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、表46の項に規定する額</p> <p>③ その他の変更 10,000円</p> <p>(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料は切土又は盛土する土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>千葉市建築関係手数料条例 表46の3 R7.5.26施行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000㎡ 以内</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内</td> <td>10,900</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内</td> <td>21,800</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内</td> <td>38,100</td> </tr> <tr> <td>100,000㎡ 超えるもの</td> <td>54,500</td> </tr> </tbody> </table>	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額	500㎡ 以内	15,000 円	500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内	27,000	1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内	38,000	2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内	56,000	3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内	65,000	5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内	88,000	10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	141,000	20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	218,000	40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	342,000	70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	485,000	100,000㎡ 超えるもの	627,000	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額	3,000㎡ 以内	2,700 円	3,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	5,400	20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	10,900	40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	21,800	70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	38,100	100,000㎡ 超えるもの	54,500	<p>9 申請手数料（千葉市建築関係手数料条例第2条）</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料（千葉市建築関係手数料条例 表46）切土又は盛土する土地の面積に応じ、表2-1-9のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>表2-1-9 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500㎡ 以内</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内</td> <td>56,000</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内</td> <td>141,000</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内</td> <td>218,000</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内</td> <td>342,000</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内</td> <td>485,000</td> </tr> <tr> <td>100,000㎡ 超えるもの</td> <td>627,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料（千葉市建築関係手数料条例 表46の2）</p> <p>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が627,000円を超えるときは、627,000円となります。</p> <p>① 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、表46の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>② 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、表46の項に規定する額</p> <p>③ その他の変更 10,000円</p> <p>(改ページ)</p>	切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額	500㎡ 以内	15,000 円	500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内	27,000	1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内	38,000	2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内	56,000	3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内	65,000	5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内	88,000	10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	141,000	20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	218,000	40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	342,000	70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	485,000	100,000㎡ 超えるもの	627,000	<p>【変更、追加】 本文</p> <p>【変更】 表番号・タイトル</p> <p>【削除】 本文</p> <p>【変更】 本文、表</p>
切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額																																																															
500㎡ 以内	15,000 円																																																															
500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内	27,000																																																															
1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内	38,000																																																															
2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内	56,000																																																															
3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内	65,000																																																															
5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内	88,000																																																															
10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	141,000																																																															
20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	218,000																																																															
40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	342,000																																																															
70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	485,000																																																															
100,000㎡ 超えるもの	627,000																																																															
切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額																																																															
3,000㎡ 以内	2,700 円																																																															
3,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	5,400																																																															
20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	10,900																																																															
40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	21,800																																																															
70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	38,100																																																															
100,000㎡ 超えるもの	54,500																																																															
切土又は盛土をする土地の面積	手数料の額																																																															
500㎡ 以内	15,000 円																																																															
500㎡ 超える ～ 1,000㎡以内	27,000																																																															
1,000㎡ 超える ～ 2,000㎡以内	38,000																																																															
2,000㎡ 超える ～ 3,000㎡以内	56,000																																																															
3,000㎡ 超える ～ 5,000㎡以内	65,000																																																															
5,000㎡ 超える ～ 10,000㎡以内	88,000																																																															
10,000㎡ 超える ～ 20,000㎡以内	141,000																																																															
20,000㎡ 超える ～ 40,000㎡以内	218,000																																																															
40,000㎡ 超える ～ 70,000㎡以内	342,000																																																															
70,000㎡ 超える ～ 100,000㎡以内	485,000																																																															
100,000㎡ 超えるもの	627,000																																																															
37	39																																																															

旧	新	備考																																																																																													
<p>(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料は、土石の堆積をする土地の面積に応じ、次のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>千葉県建築関係手数料条例 表46の4 R7.5.26施行</p> <table border="1" data-bbox="379 327 1136 785"> <thead> <tr> <th colspan="2">土石の堆積をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">500㎡ 以内</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>500㎡ 超える ～</td> <td>1,000㎡以内</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡ 超える ～</td> <td>2,000㎡以内</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡ 超える ～</td> <td>3,000㎡以内</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～</td> <td>5,000㎡以内</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡ 超える ～</td> <td>10,000㎡以内</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡ 超える ～</td> <td>20,000㎡以内</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～</td> <td>40,000㎡以内</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～</td> <td>70,000㎡以内</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～</td> <td>100,000㎡以内</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100,000㎡ 超えるもの</td> <td>119,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>(千葉県建築関係手数料条例 表46の5)</p> <p>法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が119,000円を超えるときは、119,000円となります。</p> <p>① 土石の堆積に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、変更前の土石の堆積をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、土石の堆積をする土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、表46の4の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>② 土石の堆積をする新たな土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、当該土石の堆積をする新たな土地の面積に応じ、表46の4の項に規定する額</p> <p>③ その他の変更 10,000円</p>	土石の堆積をする土地の面積		手数料の額	500㎡ 以内		10,000 円	500㎡ 超える ～	1,000㎡以内	12,000	1,000㎡ 超える ～	2,000㎡以内	14,000	2,000㎡ 超える ～	3,000㎡以内	17,000	3,000㎡ 超える ～	5,000㎡以内	25,000	5,000㎡ 超える ～	10,000㎡以内	28,000	10,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	34,000	20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	47,000	40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	65,000	70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	98,000	100,000㎡ 超えるもの		119,000	<p>(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料(千葉県建築関係手数料条例 表46の3)</p> <p>切土又は盛土する土地の面積に応じ、表2-1-10のとおり申請手数料が必要です。</p> <p>表2-1-10 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="1581 422 2338 688"> <thead> <tr> <th colspan="2">切土又は盛土をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3,000㎡ 以内</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～</td> <td>20,000㎡以内</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～</td> <td>40,000㎡以内</td> <td>10,900</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～</td> <td>70,000㎡以内</td> <td>21,800</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～</td> <td>100,000㎡以内</td> <td>38,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100,000㎡ 超えるもの</td> <td>54,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料(千葉県建築関係手数料条例 表46の4)</p> <p>土石の堆積を行う土地の面積に応じ、表2-1-11のとおり許可申請手数料が必要です。</p> <p>表2-1-11 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</p> <table border="1" data-bbox="1581 888 2338 1344"> <thead> <tr> <th colspan="2">土石の堆積をする土地の面積</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">500㎡ 以内</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>500㎡ 超える ～</td> <td>1,000㎡以内</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡ 超える ～</td> <td>2,000㎡以内</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡ 超える ～</td> <td>3,000㎡以内</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡ 超える ～</td> <td>5,000㎡以内</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡ 超える ～</td> <td>10,000㎡以内</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>10,000㎡ 超える ～</td> <td>20,000㎡以内</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>20,000㎡ 超える ～</td> <td>40,000㎡以内</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>40,000㎡ 超える ～</td> <td>70,000㎡以内</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>70,000㎡ 超える ～</td> <td>100,000㎡以内</td> <td>98,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100,000㎡ 超えるもの</td> <td>119,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料(千葉県建築関係手数料条例 表46の5)</p> <p>法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料は、次に掲げる額を合算した額となります。ただし、その額が119,000円を超えるときは、119,000円となります。</p> <p>① 土石の堆積に関する工事の計画の変更(②のみに該当する場合を除く。)については、変更前の土石の堆積をする土地の面積(②に規定する変更がない場合であって、土石の堆積をする土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、表46の4の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>② 土石の堆積をする新たな土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、当該土石の堆積をする新たな土地の面積に応じ、表46の4の項に規定する額</p> <p>③ その他の変更 10,000円</p>	切土又は盛土をする土地の面積		手数料の額	3,000㎡ 以内		2,700 円	3,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	5,400	20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	10,900	40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	21,800	70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	38,100	100,000㎡ 超えるもの		54,500	土石の堆積をする土地の面積		手数料の額	500㎡ 以内		10,000 円	500㎡ 超える ～	1,000㎡以内	12,000	1,000㎡ 超える ～	2,000㎡以内	14,000	2,000㎡ 超える ～	3,000㎡以内	17,000	3,000㎡ 超える ～	5,000㎡以内	25,000	5,000㎡ 超える ～	10,000㎡以内	28,000	10,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	34,000	20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	47,000	40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	65,000	70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	98,000	100,000㎡ 超えるもの		119,000	<p>【変更】 本文</p> <p>【追加】 表番号・タイトル</p> <p>【変更】 本文</p> <p>【追加】 表番号・タイトル</p> <p>【削除】 本文</p>
土石の堆積をする土地の面積		手数料の額																																																																																													
500㎡ 以内		10,000 円																																																																																													
500㎡ 超える ～	1,000㎡以内	12,000																																																																																													
1,000㎡ 超える ～	2,000㎡以内	14,000																																																																																													
2,000㎡ 超える ～	3,000㎡以内	17,000																																																																																													
3,000㎡ 超える ～	5,000㎡以内	25,000																																																																																													
5,000㎡ 超える ～	10,000㎡以内	28,000																																																																																													
10,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	34,000																																																																																													
20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	47,000																																																																																													
40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	65,000																																																																																													
70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	98,000																																																																																													
100,000㎡ 超えるもの		119,000																																																																																													
切土又は盛土をする土地の面積		手数料の額																																																																																													
3,000㎡ 以内		2,700 円																																																																																													
3,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	5,400																																																																																													
20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	10,900																																																																																													
40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	21,800																																																																																													
70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	38,100																																																																																													
100,000㎡ 超えるもの		54,500																																																																																													
土石の堆積をする土地の面積		手数料の額																																																																																													
500㎡ 以内		10,000 円																																																																																													
500㎡ 超える ～	1,000㎡以内	12,000																																																																																													
1,000㎡ 超える ～	2,000㎡以内	14,000																																																																																													
2,000㎡ 超える ～	3,000㎡以内	17,000																																																																																													
3,000㎡ 超える ～	5,000㎡以内	25,000																																																																																													
5,000㎡ 超える ～	10,000㎡以内	28,000																																																																																													
10,000㎡ 超える ～	20,000㎡以内	34,000																																																																																													
20,000㎡ 超える ～	40,000㎡以内	47,000																																																																																													
40,000㎡ 超える ～	70,000㎡以内	65,000																																																																																													
70,000㎡ 超える ～	100,000㎡以内	98,000																																																																																													
100,000㎡ 超えるもの		119,000																																																																																													

旧	新	備考							
<p>第2章 工事施行に関する手続き</p> <p>1 工事着手届の提出（細則第5条）  工事主又は工事施行者は、工事の着手までに「宅地造成等に関する工事着手届」（様式第6号）を提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="492 443 1020 606"> <tr> <td>・着手届（様式第6号）</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように 遠景、近景を撮影すること）</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・工程表</td> <td>1部</td> </tr> </table> <p>2 工事現場における許可の掲示（法第49条、省令第87条）  工事主は、当該工事期間中、法第12条第1項の規定による許可のあった旨を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」（様式第二十三号）「土石の堆積に関する工事の標識」（様式第二十四号）によって当該工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、変更許可等により、看板の記載内容に変更が生じた場合は、変更があった箇所を速やかに変更すること。</p> <p style="text-align: center;">42</p>	・着手届（様式第6号）	1部	・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように 遠景、近景を撮影すること）	1部	・工程表	1部	<p>第2章 工事施行に関する手続き</p> <p>1 工事着手届の提出（細則第5条）  工事主又は工事施行者は、工事の着手までに「宅地造成等に関する工事着手届」（様式第6号）に以下に掲げる書類（各1部）を添付し、提出すること。</p> <table border="1" data-bbox="1555 443 2380 699"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように遠景、近景を撮影すること）</li> <li>・工程表</li> <li>・以下の届出が受理されたことがわかる書類（許可に係る工事が該当する場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づく特定事業の届出</li> <li>○「千葉市環境保全条例」に基づく特定建設作業の届出</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2 工事現場における許可の掲示（法第49条、省令第87条）  工事主は、当該工事期間中、法第12条第1項の規定による許可のあった旨を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」（様式第二十三号）「土石の堆積に関する工事の標識」（様式第二十四号）によって当該工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、変更許可等により、看板の記載内容に変更が生じた場合は、変更があった箇所を速やかに変更すること。</p> <p>3 現場管理者の配置  宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施に当たっては、所定の工期内に安全かつ適正に工事を進め、本指針に適合するように完成させるために、管理能力や技術能力を有し、的確に状況を把握できる現場管理者を工事現場に配置すること。</p> <p style="text-align: center;">44</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように遠景、近景を撮影すること）</li> <li>・工程表</li> <li>・以下の届出が受理されたことがわかる書類（許可に係る工事が該当する場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づく特定事業の届出</li> <li>○「千葉市環境保全条例」に基づく特定建設作業の届出</li> </ul> </li> </ul>	<p>【追加】 本文</p> <p>【削除・追加】 書類一覧</p> <p>【追加】 章節、本文</p>
・着手届（様式第6号）	1部								
・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように 遠景、近景を撮影すること）	1部								
・工程表	1部								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に設置した「標識」を撮影した写真 （設置位置及び記載内容がわかるように遠景、近景を撮影すること）</li> <li>・工程表</li> <li>・以下の届出が受理されたことがわかる書類（許可に係る工事が該当する場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> <li>○「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」に基づく特定事業の届出</li> <li>○「千葉市環境保全条例」に基づく特定建設作業の届出</li> </ul> </li> </ul>									

旧	新	備考								
<p><b>3</b> 中間検査（法第18条、政令第23条、省令第45条、省令第46条）</p> <p>法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（以下「特定工程」という。））を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度<b>4日以内</b>に、様式第十三「中間検査申請書」と検査対象箇所を平面図、写真を提出すること。</p> <p>(1) 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模</p> <p>中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第18条第1項、政令第23条各号）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-1 中間検査</b></p> <table border="1" data-bbox="409 1010 1083 1215"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水施設検査</td> <td>盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>中間検査を受けずに特定工程後の工程（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程）に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。</u></p> <p style="text-align: center;">43</p>	検査項目	検査内容	排水施設検査	盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。	<p><b>4</b> 中間検査（法第18条、政令第23条、省令第45条、省令第46条）</p> <p>法第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設※を設置する工事の工程（以下「特定工程」という。））を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度<b>4日以内</b>に、様式第十三「中間検査申請書」と検査対象箇所を平面図、写真を提出すること。</p> <p style="background-color: yellow;">※第3編第3章「7 地下水排除工・盛土内排水層」に示す排水施設の内、地下水排除工（暗渠排水工）を対象とする。</p> <p>(1) 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模</p> <p>中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第18条第1項、政令第23条各号）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）</p> <p>④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-1 中間検査</b></p> <table border="1" data-bbox="1620 1119 2294 1262"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水施設検査</td> <td>盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、<u>中間検査を受けずに特定工程後の工程（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程）に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。</u></p> <p style="text-align: center;">45</p>	検査項目	検査内容	排水施設検査	盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。	<p>【変更】 章節</p> <p>【追加】 本文</p>
検査項目	検査内容									
排水施設検査	盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。									
検査項目	検査内容									
排水施設検査	盛土前又は切土後の地盤面に設置された排水施設の配置、径、勾配が設計通りであることを検査。									

旧	新	備考																																																																						
<p><b>4 立入検査（法第24条）</b>  中間検査以外に、現地における本市の立入検査が必要な工事を表2-2-2に示す。  工事主又は工事施行業者は、工事の施行状況を確認するため、各々の工事が表2-2-2に示す検査項目に達したときは、立入検査を受けること。  <u>なお、立入検査についても中間検査同様に検査を受けずに次の施工工程に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-2 立入検査事項</b></p> <table border="1" data-bbox="287 531 1225 1755"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート造擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>配筋検査</td> <td>底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間知石等練積み造擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>一石目の検査</td> <td>基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大臣認定擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>配筋検査</td> <td>底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、 鉄筋径やピッチ等を確認。</td> </tr> <tr> <td>深層混合処理工法</td> <td>打設前検査</td> <td>杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。</td> </tr> <tr> <td>浅層混合処理工法</td> <td>改良前検査</td> <td>改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。</td> </tr> <tr> <td>置換工法</td> <td>置換部分の底部の床付け検査</td> <td>置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">杭基礎</td> <td>打設前検査</td> <td>杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。</td> </tr> <tr> <td>打設完了検査</td> <td>施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>施工中に検査の必要が生じた場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">44</p>	工種	検査項目	検査内容	鉄筋コンクリート造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。	間知石等練積み造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	一石目の検査	基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。	大臣認定擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、 鉄筋径やピッチ等を確認。	深層混合処理工法	打設前検査	杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。	浅層混合処理工法	改良前検査	改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。	置換工法	置換部分の底部の床付け検査	置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。	杭基礎	打設前検査	杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。	打設完了検査	施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。	その他		施工中に検査の必要が生じた場合。	<p><b>5 立入検査（法第24条）</b>  中間検査以外に、現地における本市の立入検査が必要な工事を表2-2-2に示す。  工事主又は工事施行者は、工事の施行状況を確認するため、各々の工事が表2-2-2に示す検査項目に達したときは、立入検査を受けること。  <u>なお、立入検査についても中間検査同様に検査を受けずに次の施工工程に進んだ場合は、原則として「検査済証」は交付することができないので、注意すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表2-2-2 立入検査事項</b></p> <table border="1" data-bbox="1510 531 2433 1593"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>検査項目</th> <th>検査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート造擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>配筋検査</td> <td>底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間知石等練積み造擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>一石目の検査</td> <td>基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大臣認定擁壁</td> <td>床付け検査</td> <td>基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td>配筋検査</td> <td>底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。</td> </tr> <tr> <td>深層混合処理工法</td> <td>打設前検査</td> <td>杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。</td> </tr> <tr> <td>浅層混合処理工法</td> <td>改良前検査</td> <td>改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。</td> </tr> <tr> <td>置換工法</td> <td>置換部分の底部の床付け検査</td> <td>置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">杭基礎</td> <td>打設前検査</td> <td>杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。</td> </tr> <tr> <td>打設完了検査</td> <td>施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>施工中に検査の必要が生じた場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">46</p>	工種	検査項目	検査内容	鉄筋コンクリート造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。	間知石等練積み造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	一石目の検査	基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。	大臣認定擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。	深層混合処理工法	打設前検査	杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。	浅層混合処理工法	改良前検査	改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。	置換工法	置換部分の底部の床付け検査	置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。	杭基礎	打設前検査	杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。	打設完了検査	施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。	その他	—	施工中に検査の必要が生じた場合。	<p>【変更】  章節  【削除】  本文</p>
工種	検査項目	検査内容																																																																						
鉄筋コンクリート造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。																																																																						
間知石等練積み造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	一石目の検査	基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。																																																																						
大臣認定擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、 鉄筋径やピッチ等を確認。																																																																						
深層混合処理工法	打設前検査	杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。																																																																						
浅層混合処理工法	改良前検査	改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。																																																																						
置換工法	置換部分の底部の床付け検査	置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。																																																																						
杭基礎	打設前検査	杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。																																																																						
	打設完了検査	施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。																																																																						
その他		施工中に検査の必要が生じた場合。																																																																						
工種	検査項目	検査内容																																																																						
鉄筋コンクリート造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。																																																																						
間知石等練積み造擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	一石目の検査	基礎を築造し、一石目を並べた状態にて検査。 基礎の形状、一石目の角度等を確認。																																																																						
大臣認定擁壁	床付け検査	基礎碎石を敷く前の床付け地盤整正時に検査。 平板載荷試験等により確認。																																																																						
	配筋検査	底版、堅壁の各々配筋が終了した時点で検査。 (堅壁は任意の段数で1回。) 各寸法、躯体厚、鉄筋径やピッチ等を確認。																																																																						
深層混合処理工法	打設前検査	杭の位置を決め、柱状改良の1本目を打設する時に検査。 改良径、改良長、固化材の配合量等の確認。																																																																						
浅層混合処理工法	改良前検査	改良範囲を決め、最初に改良工事をする時に検査。 改良幅、改良長、固化材の配合量等の確認。																																																																						
置換工法	置換部分の底部の床付け検査	置換前に置換底部の床付け面の検査。 置換幅、置換深度、材料の確認。 支持力を確認できない場合は平板載荷試験等により確認。																																																																						
杭基礎	打設前検査	杭の位置を決め、杭基礎の1本目を打設する時に検査。 使用材料、杭径、杭長等の確認。																																																																						
	打設完了検査	施工完了時に、杭の配置、杭頭処理の検査。																																																																						
その他	—	施工中に検査の必要が生じた場合。																																																																						

旧	新	備考
<p><b>5</b> 定期報告（法第19条、政令第25条、省令第48条、第49条、第50条）</p> <p>（1）定期報告の内容  第12条第1項の許可を受けた者は、<b>3カ月ごと</b>に、工事の進捗状況等について定期報告書（様式第10号）及び報告の時点で盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を提出すること。</p> <p>（2）定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模  定期の報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第1項）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの  ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの  ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）  ④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの  ⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>（3）定期報告を要する土石の堆積の規模  定期の報告を要する土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第2項）</p> <p>① 高さ5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m<sup>2</sup>を超えるもの  ② 上記①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p>	<p><b>6</b> 定期報告（法第19条、政令第25条、省令第48条、第49条、第50条）</p> <p>（1）定期報告の内容  第12条第1項の許可を受けた者は、<b>3カ月ごと</b>に、工事の進捗状況等について定期報告書（様式第10号）及び報告の時点で盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を提出すること。</p> <p>（2）定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模  定期の報告を要する宅地造成又は特定盛土等の規模は、以下に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第1項）</p> <p>① 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの  ② 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの  ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①～②に該当する盛土又は切土を除く。）  ④ 上記①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの  ⑤ 上記①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>（3）定期報告を要する土石の堆積の規模  定期の報告を要する土石の堆積の規模は、次に掲げるものとする。（法第19条第1項、政令第25条第2項）</p> <p>① 高さ5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500m<sup>2</sup>を超えるもの  ② 上記①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</p>	<p>【変更】  章節</p>

旧	新	備考
<p><b>6</b> 工事施行状況の記録の整備（細則第1<b>6</b>条）</p> <p>工事主又は工事施行業者は、写真及びその他の資料にて施行状況及び構造物の出来形を明確に確認できる書類を整備し、完了検査前<b>に</b>提出すること。</p> <p>※完了検査前以外においても市が提出を求めた場合は直ちに提出できるよう書類を整備しておくこと。</p> <p>上記書類に添付する写真の撮影要領は、以下の通りとする。</p> <p>① 構造物の写真撮影をする時は、布テープ・箱尺等の測定器具を用いて、構造物の寸法が明確に読み取れるように磁石等を用いて表示すること。</p> <p>② 写真は同一部分で全体写真と局部的（布テープや箱尺等の数値が読める距離）な写真を撮影すること。</p> <p>③ 写真の撮影にあたっては、原則として、次の項目を記載した小黒板を被写体等に写し込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名</li> <li>・工種等</li> <li>・側点位置</li> <li>・設計寸法</li> <li>・実測寸法</li> <li>・略図</li> </ul> <p>④ 写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付すること。</p> <p><b>7</b> 工事写真等の整理方法</p> <p>工事施行業者は、表2-2-3及び表2-2-4を参考に、工種、種別ごとの工事進捗順に写真及び報告書等をまとめ、工事過程が容易に把握できるようにすること。</p> <p><u>なお、中間検査、立入検査を受けず、写真等においても、技術基準どおりに施行していることが確認できない場合については、「検査済証」は交付できないので注意すること。</u></p> <p style="text-align: center;">46</p>	<p><b>7</b> 工事施行状況の記録の整備（細則第1<b>7</b>条）</p> <p>工事主又は工事施行者は、写真及びその他の資料にて施行状況及び構造物の出来形を明確に確認できる書類を整備し、完了検査<b>の申請まで</b>に提出すること。</p> <p>※完了検査前以外においても市が提出を求めた場合は直ちに提出できるよう書類を整備しておくこと。上記書類に添付する写真の撮影要領は、以下の通りとする。</p> <p>① 構造物の写真撮影をする時は、布テープ・箱尺等の測定器具を用いて、構造物の寸法が明確に読み取れるように磁石等を用いて表示すること。</p> <p>② 写真は同一部分で全体写真と局部的（布テープや箱尺等の数値が読める距離）な写真を撮影すること。</p> <p>③ 写真の撮影にあたっては、原則として、次の項目を記載した小黒板を被写体等に写し込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事名</li> <li>・工種等</li> <li>・側点位置</li> <li>・設計寸法</li> <li>・実測寸法</li> <li>・略図</li> </ul> <p>④ 写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付すること。</p> <p><b>8</b> 工事写真等の整理方法</p> <p>工事施行者は、表2-2-3及び表2-2-4を参考に、工種、種別ごとの工事進捗順に写真及び報告書等をまとめ、工事過程が容易に把握できるようにすること。</p> <p>なお、中間検査、立入検査を受けず、写真等においても、技術基準どおりに施行していることが確認できない場合については、「検査済証」は交付できないので注意すること。</p> <p style="text-align: center;">48</p>	<p>【変更】 章節</p> <p>【削除・変更】 本文</p> <p>【変更】 章節</p> <p>【削除】 本文</p>

旧	新	備考																																								
<p style="text-align: center;"><b>表 2-2-4 写真管理に必要な事項（土石の堆積）</b></p> <table border="1" data-bbox="284 275 1249 525"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全景</td> <td>・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景</td> <td>・堆積されていた全ての土石が除却され たことが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板、構台等</td> <td>・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>8</b> 完了検査の実施（法第 17 条、省令第 39 条、第 4 2 条）</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事</p> <p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了後<b>4日以内</b>に、「宅地造成等に関する工事の完了検査申請書」（様式第九）を提出し、法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合しているかどうかを確認するため完了検査（法第 17 条第 1 項）を受けること。完了検査の結果、同基準に適合していると認められた場合は、法第 17 条第 2 項の規定に基づき検査済証を交付する。</p> <p>なお、法第 15 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る法第 17 条第 1 項の規定による申請又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証とみなす。</p> <p>防災上又は宅地の利用等により工事の部分検査（工区分け）も実施するので、その際は早めに宅地課に相談すること。（細則第 1<b>3</b>条）</p> <table border="1" data-bbox="418 1039 1151 1281"> <tbody> <tr> <td>・工事の完了検査申請書（様式第九）</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>・工事記録写真</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>・その他各種試験結果報告書等</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 土石の堆積に関する工事</p> <p>土石の堆積に関する工事について第 12 条第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは<b>4日以内</b>に、「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式第十一）を提出し、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについての確認を申請しなければならない。</p> <p>確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、法第 17 条第 5 項の規定に基づき確認済証を交付する。</p> <table border="1" data-bbox="418 1549 1151 1669"> <tbody> <tr> <td>・土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）</td> <td>1 部</td> </tr> <tr> <td>・現地写真（工事着手前、工事完了後）</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>9</b> 工事中止等（細則第<b>9</b>条）</p> <p>許可を受けた工事中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、「宅地造成（中止・再開・廃止）届」（様式第 9 号）を提出してください。</p>	工種	内容	備考	全景	・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景	・堆積されていた全ての土石が除却され たことが確認できるもの	鋼矢板、構台等	・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状		・工事の完了検査申請書（様式第九）	1 部	・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）	※	・工事記録写真	※	・その他各種試験結果報告書等	※	※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）		・土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）	1 部	・現地写真（工事着手前、工事完了後）	※	※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）		<p style="text-align: center;"><b>表 2-2-4 写真管理に必要な事項（土石の堆積）</b></p> <table border="1" data-bbox="1495 275 2460 464"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全景</td> <td>・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景</td> <td>・堆積されていた全ての土石が除却されたことが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板、構台等</td> <td>・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>9</b> 完了検査の実施（法第 17 条、省令第 39 条、第 4 2 条）</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事</p> <p>工事を完了したときは、<b>4日以内</b>に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（様式第九）に次に掲げる書類を添付して提出し、法第 13 条第 1 項の技術的基準に適合しているかどうかを確認するため完了検査（法第 17 条第 1 項）を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="1626 684 2359 892"> <tbody> <tr> <td>・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）</td> </tr> <tr> <td>・工事記録写真</td> </tr> <tr> <td>・その他各種試験結果報告書等</td> </tr> <tr> <td>※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）</td> </tr> </tbody> </table> <p>完了検査の結果、同基準に適合していると認められた場合は、法第 17 条第 2 項の規定に基づき検査済証を交付する。</p> <p>なお、法第 15 条第 2 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る法第 17 条第 1 項の規定による申請又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証とみなす。</p> <p>防災上又は宅地の利用等により工事の部分検査（工区分け）も実施するので、その際は早めに宅地課に相談すること。（細則第 1<b>4</b>条）</p> <p>(2) 土石の堆積に関する工事</p> <p>工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、<b>4日以内</b>に、「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式第十一）に次に掲げる書類を添付して提出し、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについての確認を申請しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1626 1409 2359 1486"> <tbody> <tr> <td>・現地写真（工事着手前、工事完了後）</td> </tr> <tr> <td>※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）</td> </tr> </tbody> </table> <p>確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認められた場合においては、法第 17 条第 5 項の規定に基づき確認済証を交付する。</p> <p><b>10</b> 工事中止等（細則第<b>10</b>条）</p> <p>許可を受けた工事中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、「宅地造成又は特定盛土等（中止・再開・廃止）届」（様式第 9 号）を提出してください。</p>	工種	内容	備考	全景	・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景	・堆積されていた全ての土石が除却されたことが確認できるもの	鋼矢板、構台等	・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状		・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）	・工事記録写真	・その他各種試験結果報告書等	※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）	・現地写真（工事着手前、工事完了後）	※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）	<p>【変更】 章節 【削除・変更】 本文</p> <p>【削除・変更】 本文</p> <p>【変更】 章節</p>
工種	内容	備考																																								
全景	・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景	・堆積されていた全ての土石が除却され たことが確認できるもの																																								
鋼矢板、構台等	・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状																																									
・工事の完了検査申請書（様式第九）	1 部																																									
・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）	※																																									
・工事記録写真	※																																									
・その他各種試験結果報告書等	※																																									
※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）																																										
・土石の堆積に関する工事の確認申請書（様式第十一）	1 部																																									
・現地写真（工事着手前、工事完了後）	※																																									
※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）																																										
工種	内容	備考																																								
全景	・工事着手前の全景 ・工事完了後の全景	・堆積されていた全ての土石が除却されたことが確認できるもの																																								
鋼矢板、構台等	・鋼矢板の施工状況及び根入れ長 ・傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状																																									
・竣工図 （工事範囲および近隣範囲の平面図、排水施設の平面図及び擁壁の背面図（展開図）に出来形寸法を赤で表示すること。）																																										
・工事記録写真																																										
・その他各種試験結果報告書等																																										
※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）																																										
・現地写真（工事着手前、工事完了後）																																										
※ CD-R 又は DVD-R にて提出すること。（データファイル形式は PDF とする）																																										

旧	新	備考
<div data-bbox="350 226 1160 548" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="617 590 893 617" data-label="Caption"> <p>図 3 - 1 - 2 小段拡大図</p> </div> <div data-bbox="290 680 1222 1625" data-label="List-Group"> <p>3 盛土地盤の改良等  盛土造成地では、区域内の地盤沈下や地盤のすべりが生じないよう、また区域外への盛土造成による被害を防止するため、土の置換えや水抜きなどの措置を講ずることが必要な場合がある。  よって、宅地造成等工事を実施する際には、既存資料や事前の地質調査の結果等から十分な検討を行い、災害の防止を図るよう計画すること。</p> <p>4 軟弱地盤対策の検討  軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。  なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途液状化検討を行うものとする。  軟弱地盤の分布が予想される箇所で開催事業等を行う場合、あるいは開発事業等に伴う事前の調査ボーリング等の結果から地層に粘土等の軟弱土層の存在が明らかになった場合には、軟弱地盤の範囲及び厚さ等を判定することとする。  その結果、対応が必要な軟弱地盤の分布が確認された場合には、「盛土等防災マニュアルの解説(Ⅱ)」(盛土等防災研究会編集) P 2 に従い、沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。</p> <p>5 盛土の材料と転圧  (1) 盛土材料は、有機質土等を除いた良質土を使用すること。  (2) 現場において、切土からの流用土や付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これら現地発生材や採取土の性質を十分把握し、<b>施工性、経済性等を勘案して、適切な施工を行い品質のよい盛土を築造すること。</b>  (3) 盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、盛土厚おおむね 30cm 以下ごとにローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めを行うこと。(政令第 7 条第 1 項第 1 号イ)</p> </div> <div data-bbox="750 1833 780 1854" data-label="Page-Footer"> <p>52</p> </div>	<div data-bbox="1567 226 2377 548" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1834 590 2110 617" data-label="Caption"> <p>図 3 - 1 - 2 小段拡大図</p> </div> <div data-bbox="1492 680 2424 1589" data-label="List-Group"> <p>3 盛土地盤の改良等  盛土造成地では、区域内の地盤沈下や地盤のすべりが生じないよう、また区域外への盛土造成による被害を防止するため、土の置換えや水抜きなどの措置を講ずることが必要な場合がある。  よって、宅地造成等工事を実施する際には、既存資料や事前の地質調査の結果等から十分な検討を行い、災害の防止を図るよう計画すること。</p> <p>4 軟弱地盤対策の検討  軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤である。  なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途液状化検討を行うものとする。  軟弱地盤の分布が予想される箇所で開催事業等を行う場合、あるいは開発事業等に伴う事前の調査ボーリング等の結果から地層に粘土等の軟弱土層の存在が明らかになった場合には、軟弱地盤の範囲及び厚さ等を判定することとする。  その結果、対応が必要な軟弱地盤の分布が確認された場合には、「盛土等防災マニュアルの解説(Ⅱ)」(盛土等防災研究会編集) P 2 に従い、沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を講ずるものとする。</p> <p>5 盛土の材料と転圧  (1) 盛土材料は、有機質土等を除いた良質土を使用すること。  (2) 現場において、切土からの流用土や付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これら現地発生材や採取土の性質を十分把握し、適切な施工を行い品質のよい盛土を築造すること。  (3) 盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、盛土厚おおむね 30cm 以下ごとにローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めを行うこと。(政令第 7 条第 1 項第 1 号イ)</p> </div> <div data-bbox="1961 1833 1991 1854" data-label="Page-Footer"> <p>54</p> </div>	<div data-bbox="2605 1434 2665 1497" data-label="Text"> <p>【削除】 本文</p> </div>

## 第2章 切土計画

### 1 法面勾配

切土の法面勾配は、法高、法面の土質等に応じて次の表3-2-1に掲げるものとし、それ以外の崖面は、原則として擁壁で覆うこと。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合は、この限りでない。（政令第8条第1項第1号イ）

表3-2-1 切土面の勾配

法高 法面の土質	① H > 5 m (がけの上端から垂直距離)	② H ≤ 5 m (※) (がけの上端からの垂直距離)
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	60度 (約1:0.6) 以下	80度 (約1:0.2) 以下
風化の著しい岩	80度 (約1:0.2) 以下	50度 (約1:0.9) 以下
砂利、まさ土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに 類するもの	35度 (約1:1.5) 以下	45度 (約1:1.0) 以下

※ ②において、Hが5mを超える場合は、がけの上端から下方に垂直距離5.0mを超える部分に擁壁の設置が必要となる。

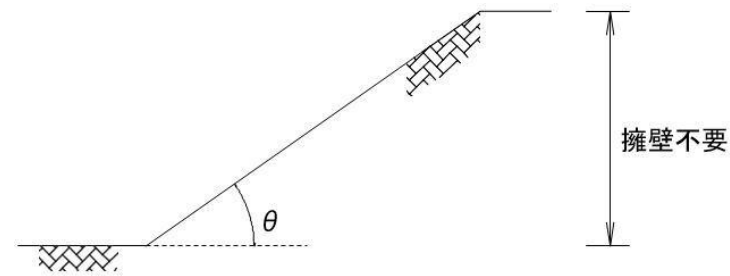


図3-2-1 ①の場合の例

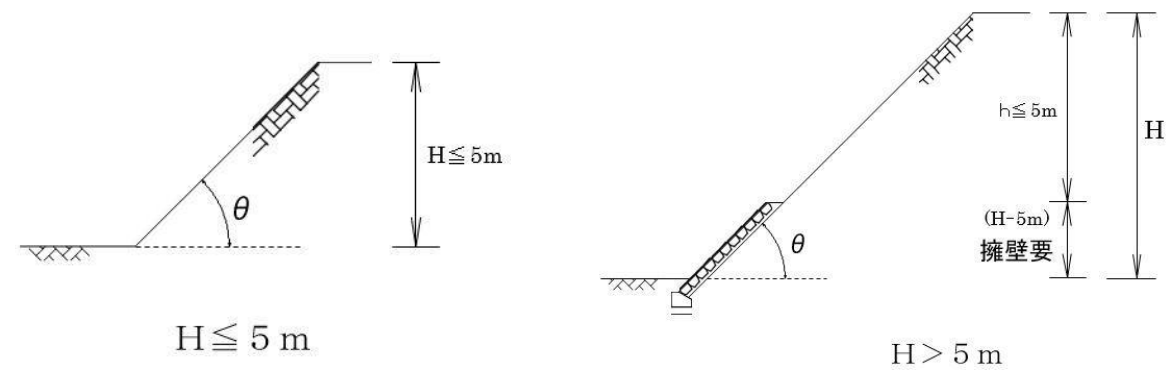


図3-2-2 ②の場合の例

## 第2章 切土計画

### 1 法面勾配

切土の法面勾配は、法高、法面の土質等に応じて次の表3-2-1に掲げるものとし、それ以外の崖面は、原則として擁壁で覆うこと。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合は、この限りでない。（政令第8条第1項第1号イ）

表3-2-1 切土法面の勾配

法高 法面の土質	① H > 5 m (がけの上端から垂直距離)	② H ≤ 5 m (※) (がけの上端からの垂直距離)
軟岩 (風化の著しいものを除く。)	60度 (約1:0.6) 以下	80度 (約1:0.2) 以下
風化の著しい岩	40度 (約1:1.2) 以下	50度 (約1:0.9) 以下
砂利、まさ土、関東ローム、 硬質粘土、その他これらに 類するもの	35度 (約1:1.5) 以下	45度 (約1:1.0) 以下

※ ②において、Hが5mを超える場合は、がけの上端から下方に垂直距離5.0mを超える部分に擁壁の設置が必要となる。

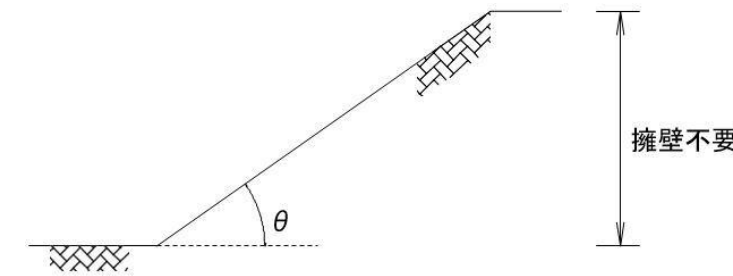


図3-2-1 ①の場合の例

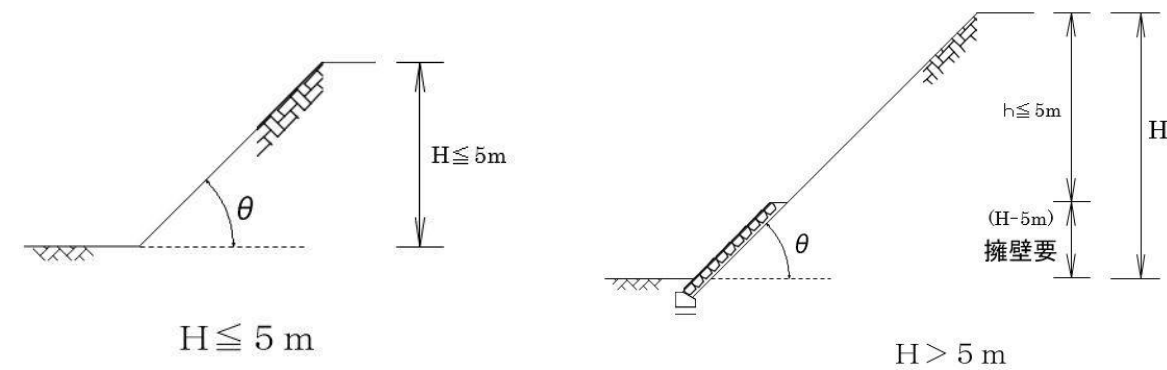


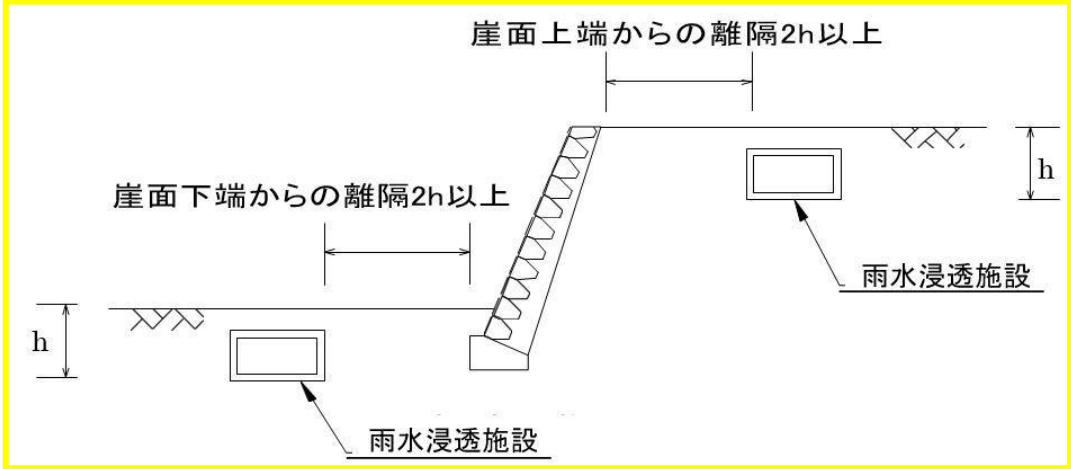
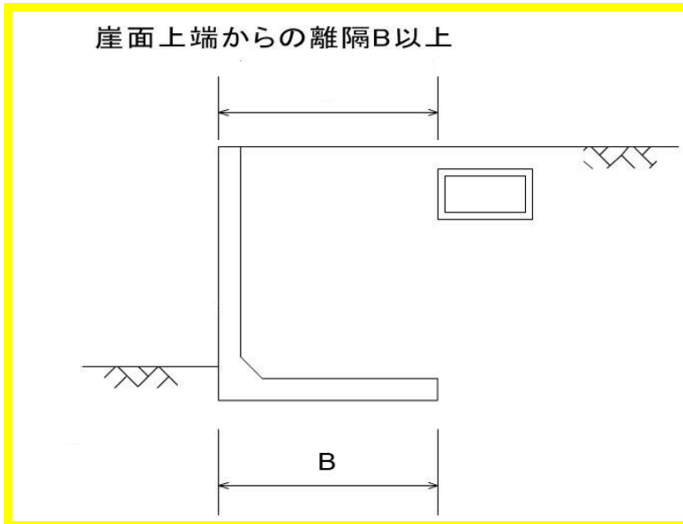
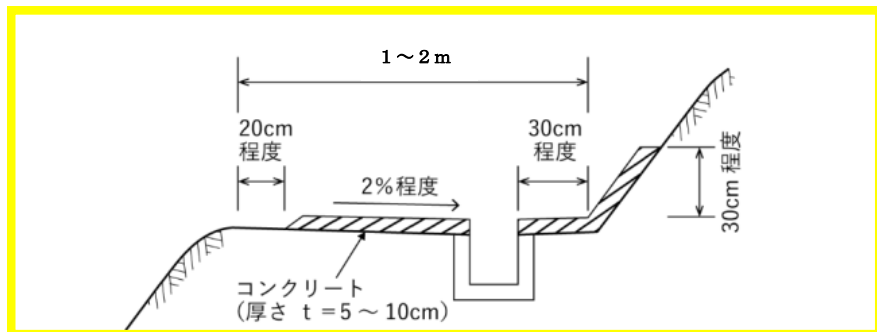
図3-2-2 ②の場合の例

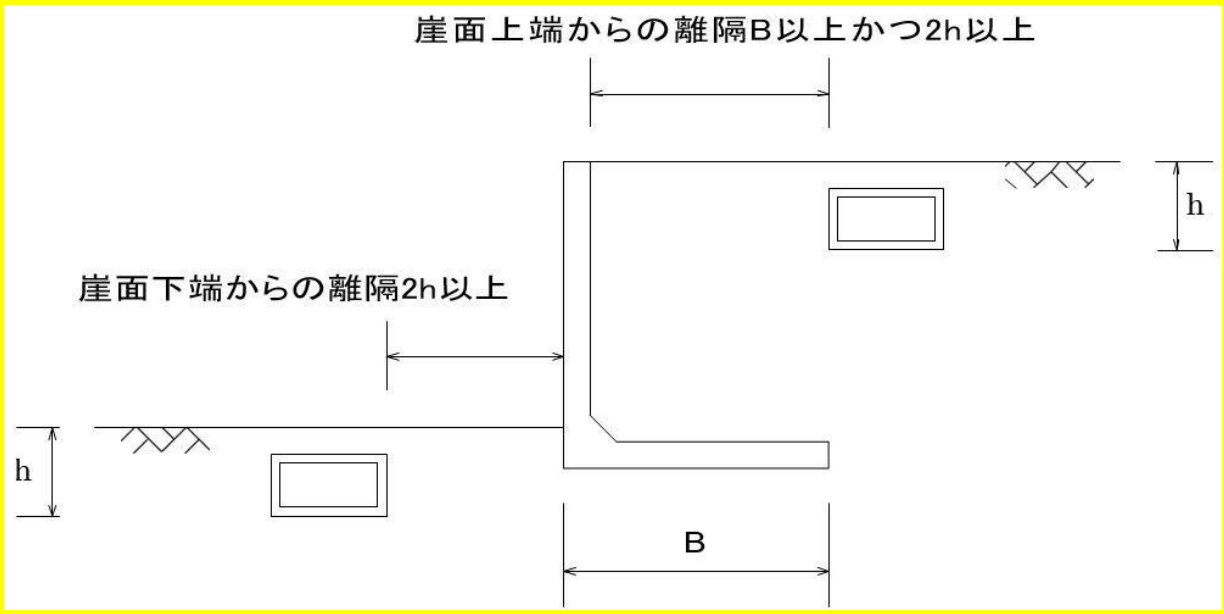
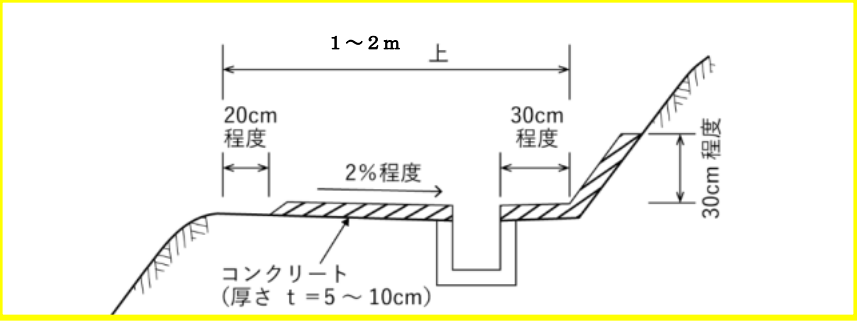
【変更】  
表タイトル  
表項目

旧	新	備 考
<p>第3章 排水計画</p> <p>造成区域には、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、下記のいずれにも該当する排水施設を設けること。</p> <p>(政令第16条)</p> <p>① 堅固で耐久性を有する構造のものであること。</p> <p>② 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>③ その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>④ 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠の始まる箇所</li> <li>・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）</li> <li>・管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所</li> </ul> <p>⑤ ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。</p> <p>⑥ ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。</p> <p>なお、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で上記のいずれにも該当するもの（②ただし書及び④を除く。）を設置することとする。（政令第16条第2項）</p> <p><b>1 排水施設の設置箇所</b></p> <p>次の位置には必要に応じて排水施設を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法の肩、中段、法尻</li> <li>(2) 擁壁の前面</li> <li>(3) 湧水または湧水の考えられる箇所</li> <li>(4) 道路端</li> <li>(5) 造成区域の敷地境</li> </ul> <p style="text-align: center;">62</p>	<p>第3章 排水計画</p> <p><b>1 地表水等の排除に関する排水施設の設置</b></p> <p>造成区域には、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、下記のいずれにも該当する排水施設を設けること。（政令第16条）</p> <p>① 堅固で耐久性を有する構造のものであること。</p> <p>② 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</p> <p>③ その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>④ 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠の始まる箇所</li> <li>・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）</li> <li>・管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所</li> </ul> <p>⑤ ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。</p> <p>⑥ ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。</p> <p>なお、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で上記のいずれにも該当するもの（②ただし書及び④を除く。）を設置することとする。（政令第16条第2項）</p> <p style="text-align: center;">(改ページ)</p> <p style="text-align: center;">64</p>	<p>【追加】 章節</p> <p>【削除】 章節、本文</p>

旧	新	備考
<div data-bbox="320 220 1187 619" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="608 640 905 682" data-label="Caption"> <p>図 3-3-1 排水施設の例</p> </div> <div data-bbox="281 766 430 808" data-label="Section-Header"> <p>2 排水勾配</p> </div> <div data-bbox="281 808 1231 1396" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宅地造成後の崖上部の地表面は、雨水等が崖と反対方向へ流れるような水勾配を付けること。ただし、やむを得ない場合は、原則、崖の上部にU字溝を設置し、流末排水施設（雨水本管等）に接続すること。</li> <li>(2) 原則、擁壁を貫通せず、流末排水施設に接続すること。ただし、地形上やむを得ず、擁壁を貫通する場合には、法肩に集水樹（深さ150mm以上の泥溜め付き雨水樹（300×300））を設け、雨水管径100mm以下にて擁壁を貫通し、擁壁前面の集水樹に接続し、流末排水施設に放流すること。その他、以下により設計すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 間知石練積み造擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎、コーナー補強部を避けて貫通すること。</li> </ul> </li> <li>② 鉄筋コンクリート造擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・底版、ハンチ、コーナー補強部は避けて貫通すること。</li> <li>・堅壁の段落とし鉄筋のある範囲を避けて貫通すること。</li> <li>・鉄筋は切断しないこと。</li> <li>・雨水管と鉄筋とのかぶり厚さは40mm以上とする。</li> </ul> </li> <li>③ 政令第17条に基づく大臣認定擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定取得者の判断による。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="742 1827 786 1858" data-label="Page-Footer"> <p>63</p> </div>	<div data-bbox="1498 220 1780 262" data-label="Section-Header"> <p>2 排水施設の設置箇所</p> </div> <div data-bbox="1543 262 2033 294" data-label="Text"> <p>次の位置には必要に応じて排水施設を設けること。</p> </div> <div data-bbox="1543 294 1914 472" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法の肩、中段、法尻</li> <li>② 擁壁の前面</li> <li>③ 湧水または湧水の考えられる箇所</li> <li>④ 道路端</li> <li>⑤ 造成区域の敷地境</li> </ul> </div> <div data-bbox="1528 483 2389 871" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1810 882 2122 924" data-label="Caption"> <p>図 3-3-1 排水施設の例</p> </div> <div data-bbox="1498 1008 1647 1050" data-label="Section-Header"> <p>3 排水勾配</p> </div> <div data-bbox="1498 1050 2448 1596" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 宅地造成後の崖上部の地表面は、雨水等が崖と反対方向へ流れるような水勾配を付けること。ただし、やむを得ない場合は、原則、崖の上部にU字溝を設置し、流末排水施設（雨水本管等）に接続すること。</li> <li>(2) 原則、擁壁を貫通せず、流末排水施設に接続すること。ただし、地形上やむを得ず、擁壁を貫通する場合には、法肩に集水樹（深さ150mm以上の泥溜め付き雨水樹（300×300））を設け、雨水管径100mm以下にて擁壁を貫通し、擁壁前面の集水樹に接続し、流末排水施設に放流すること。その他、以下により設計すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 間知石練積み造擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎、コーナー補強部を避けて貫通すること。</li> </ul> </li> <li>② 鉄筋コンクリート造擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・底版、ハンチ、コーナー補強部は避けて貫通すること。</li> <li>・堅壁の段落とし鉄筋のある範囲を避けて貫通すること。</li> <li>・鉄筋は切断しないこと。</li> </ul> </li> <li>③ 政令第17条に基づく大臣認定擁壁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定取得者の判断による。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="1944 1827 1988 1858" data-label="Page-Footer"> <p>65</p> </div>	<div data-bbox="2597 220 2730 294" data-label="Text"> <p>【追加】 章節、本文</p> </div> <div data-bbox="2597 997 2671 1060" data-label="Text"> <p>【変更】 章節</p> </div>

旧	新	備考
<p><b>3 排水施設の最小断面及び構造</b></p> <p>(1) 排水施設は、雨水等が支障なく排水できる勾配及び断面とし、その最小断面は開渠及び管渠とも原則として150mm以上とする。排水断面の変化するところには深さ150mm以上の泥溜め付き雨水樹(300×300)を設けること。</p> <p>(2) 排水施設の構造は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 堅固で耐久性を有する構造であること。</li> <li>② コンクリート等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。</li> <li>③ 設計降雨強度は1時間当たり111.1mmとする。 ※ 集水性の高い土地条件や盛土規模が大きい場合などは、それに応じた降雨強度を設定する。</li> <li>④ 宅地の上流側の排水が宅地を通過する場合は、その排水についても考慮すること。</li> <li>⑤ 車両の通過する箇所は輪荷重に耐える構造とする。</li> <li>⑥ 法面に縦に設ける排水溝は跳水により洗掘されない構造とする。</li> <li>⑦ 雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 ア 管渠の始まる箇所 イ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。) ウ 管渠の内径又は内寸法内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所</li> <li>⑧ その他、千葉県下水道設計指針に準拠すること。 雨水流出抑制指導基準(H31.4改訂)により雨水抑制を検討すること。</li> </ol> <div data-bbox="474 1066 1044 1354" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図3-3-2 (参考) 泥溜め付の構造図</p> <p><b>4 関係課との協議</b> 宅地等の排水を河川、水路、下水管路などへ流入させる場合は、関係機関と事前に協議すること。</p>	<p><b>4 排水施設の最小断面及び構造</b></p> <p>(1) 排水施設は、「千葉県下水道設計指針」を準用し、雨水等が支障なく排水できる勾配及び断面とし、管渠の最小断面は原則として100mm以上とする。排水断面の変化するところには深さ150mm以上の泥溜め付き雨水樹(300mm×300mm以上)を設けること。</p> <p>(2) 排水施設の構造は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 堅固で耐久性を有する構造であること。</li> <li>② コンクリート等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講じられていること。</li> <li>③ 設計降雨強度は1時間当たり111.1mmとする。 ※ 集水性の高い土地条件や盛土規模が大きい場合などは、それに応じた降雨強度を設定する。</li> <li>④ 宅地の上流側の排水が宅地を通過する場合は、その排水についても考慮すること。</li> <li>⑤ 車両の通過する箇所は輪荷重に耐える構造とする。</li> <li>⑥ 法面に縦に設ける排水溝は跳水により洗掘されない構造とする。</li> <li>⑦ 雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。) ・管渠の内径又は内寸法内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所</li> <li>⑧ その他、「千葉県下水道設計指針」に準拠すること。 また、「雨水流出抑制指導基準(H31.4改訂)」に準拠して、雨水流出量を抑制すること。</li> </ol> <div data-bbox="1685 1066 2255 1354" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図3-3-2 泥溜め付の構造図の例</p> <p><b>5 関係課との協議</b> 宅地等の排水を河川、水路、下水管路などへ流入させる場合は、関係機関と事前に協議すること。</p>	<p>【変更】 章節</p> <p>【削除・追加・変更】 本文</p> <p>【変更】 本文</p> <p>【変更】 章節</p>

旧	新	備考
<p><b>5 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項</b>            雨水浸透施設は、崖（擁壁を含む）の崩壊を引き起こすおそれがあるため、<b>崖に近接する場所には設置してはならない。</b>  <b>ただし、次の条件を満たす場合については、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 練積み造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合</b>  <b>崖面上端及び下端から雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。</b></p>  <p><b>図3-3-3 練積み造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の例</b></p>	<p><b>6 雨水浸透施設設置場所に関する注意事項</b>            雨水浸透施設は、崖（擁壁を含む）の崩壊を引き起こすおそれがあるため、<b>「雨水流出抑制指導基準」に適合するように設置すること。</b>加えて、<b>鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合には、次の基準に適合すること。</b></p> <p><b>崖面上端部は、壁面から鉄筋コンクリート造擁壁の底版の長さ以上の離隔を確保し設置すること。</b></p>  <p><b>図3-3-3 鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の例</b></p> <p><b>7 法面排水工</b>  <b>法面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意すること。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと。</li> <li>崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること。</li> <li>法面を流下する地表水は、法肩及び小段に排水溝を設けて排除すること。</li> <li>浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること。</li> <li>法面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること。</li> </ol>  <p><b>図3-3-4 法面小段排水の例</b></p>	<p><b>【変更】</b>            章節  <b>【削除・追加】</b>            本文</p> <p><b>【変更】</b>            図</p> <p><b>【追加】</b>            章節、本文、図</p>

旧	新	備考
<p>(2) 鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合</p> <p>上端部は、崖面から鉄筋コンクリート造擁壁の底版の長さかつ雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。</p> <p>下端部は、崖面から雨水浸透施設の底面から地表面までの高さの2倍以上の離隔を確保し設置すること。</p> 	<p>(削除)</p>	<p>【削除】 本文、図</p>
<p>図3-3-4 鉄筋コンクリート造擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の例</p>		
<p>6 法面排水工</p> <p>法面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意すること。</p>		
<p>① 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと</p> <p>② 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること</p> <p>③ 法面を流下する地表水は、法肩及び小段に排水溝を設けて排除すること</p> <p>④ 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること</p> <p>⑤ 法面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること</p>	<p>(改ページ)</p>	<p>【削除】 章節、本文、図</p>
 <p>図3-3-5 法面小段排水</p>		
<p>66</p>		

**7** 地下水排除工・盛土内排水層

次の各項目に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水位の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。

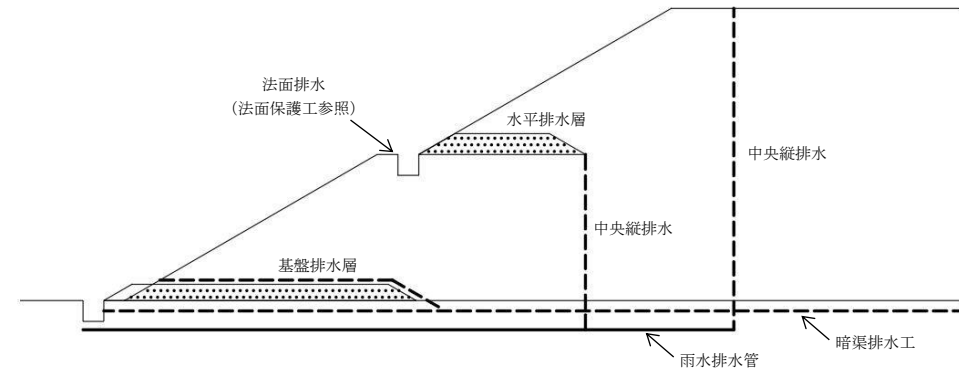


図 3-3-6 盛土の排水施設の概要図

表 3-3-1 主要な盛土の排水施設の諸元一覧

排水施設		基本諸元
機能	施設名称	
地下水排除工	暗渠排水工	本管 : 管径300ミリメートル以上 (溪流等が大規模なものは流量計算にて規格検討) 補助管 : 管径200ミリメートル以上 補助管間隔 : 40メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20メートル以内
	基盤排水層	厚さ : 0.5メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上 範囲 : 法尻から法肩の水平距離の1/2の範囲及び谷底部を賦活して設置 (地表面勾配 $i < 1:4$ )
盛土内排水層	水平排水層	厚さ : 0.3メートル以上 (碎石や砂の場合) 配置 : 小段ごと 範囲 : 小段高さの1/2以上

(1) 地下水排除工

① 暗渠排水工

原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹脂状に設置することを基本とする。  
(「盛土等防災マニュアルの解説 (I)」 (盛土等防災研究会編集) P 1 3 9 等を参照)

② 基盤排水層

透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。  
(「盛土等防災マニュアルの解説 (I)」 (盛土等防災研究会編集) P 1 4 1 等を参照)

**8** 地下水排除工・盛土内排水層

次の各項目に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水位の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。

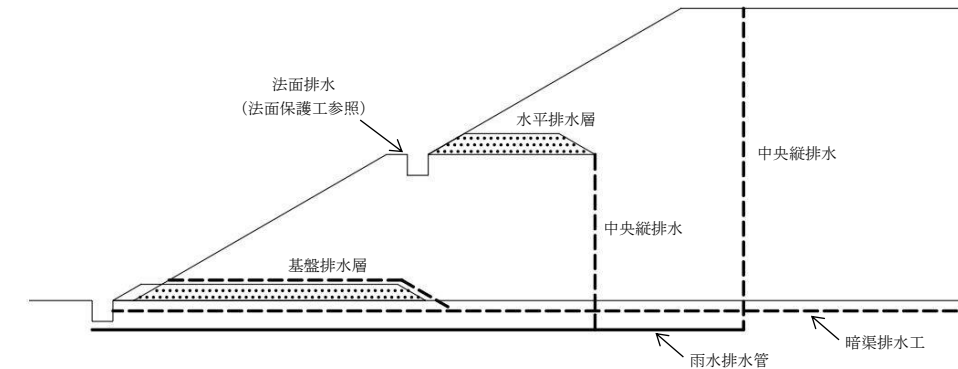


図 3-3-5 盛土の排水施設の概要図

表 3-3-1 主要な盛土の排水施設の諸元一覧

排水施設		基本諸元	
機能	施設名称		
地下水排除工	暗渠排水工	本管	: 管径300ミリメートル以上 (溪流等が大規模なものは流量計算にて規格検討)
		補助管	: 管径200ミリメートル以上
		補助管間隔	: 40メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20メートル以内
	基盤排水層	厚さ	: 0.5メートルを標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上
		範囲	: 法尻から法肩の水平距離の1/2の範囲及び谷底部を賦活して設置 (地表面勾配 $i < 1:4$ )
盛土内排水層	水平排水層	厚さ	: 0.3メートル以上 (碎石や砂の場合)
		配置	: 小段ごと
		範囲	: 小段高さの1/2以上

(1) 地下水排除工

① 暗渠排水工

原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹脂状に設置することを基本とする。  
(「盛土等防災マニュアルの解説 (I)」 (盛土等防災研究会編集) P 1 3 9 等を参照)

② 基盤排水層

透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土における法尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。  
(「盛土等防災マニュアルの解説 (I)」 (盛土等防災研究会編集) P 1 4 1 等を参照)

【変更】  
章節

【変更】  
図番号

旧	新	備考
<p>第5章 擁壁に関する基準</p> <p>1 基本事項</p> <p>開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則として、その崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わなければならない。</p> <p>① 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」</p> <p>② 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」 (ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「表3-3-1 切土のり面の勾配」の表に該当する崖面は除く。)</p> <p>(1) 擁壁の種類及び構造は、原則として次のいずれかによること。</p> <p>① 鉄筋コンクリート造擁壁(L型擁壁・逆L型擁壁・逆T型擁壁等) (政令第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に基づき設計する方法 (第1編第7章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準 及び第2編第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例 参照)</li> <li>標準図を利用する方法 (第2編第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図 参照)</li> </ul> <p>② 間知石等練積み造擁壁 (政令第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準図を利用すること。 (第2編第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図 参照)</li> </ul> <p>③ 大臣認定擁壁 (政令第17条)</p> <p>構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。なお、土質条件等が現地と適合すること。</p> <p>(2) 擁壁の地上高は、5メートル以下とすること。なお、地形上やむを得ない場合、鉄筋コンクリート造等擁壁の地上高は、この限りでない。</p> <p>(3) 地上高2メートルを超える擁壁(間知石等練積み造擁壁を除く)については、第7章の設計基準に加え、中地震時(設計水平震度 0.2)、大地震時(設計水平震度 0.25)における擁壁の構造計算を行うこと。 なお、「盛土等防災マニュアルの解説の解説(Ⅰ)」(盛土等防災研究会編集) P441により計算を行うこと。</p>	<p>第5章 擁壁に関する基準</p> <p>1 基本事項</p> <p>開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則として、その崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わなければならない。</p> <p>① 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」</p> <p>② 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」</p> <p>③ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」 (ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、「表3-2-1 切土法面の勾配」の表に該当する崖面は除く。)</p> <p>(1) 擁壁の種類及び構造は、原則として次のいずれかによること。</p> <p>① 鉄筋コンクリート造擁壁(L型擁壁・逆L型擁壁・逆T型擁壁等) (政令第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準に基づき設計する方法 (第3編第6章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計基準 及び第4編第1章 鉄筋コンクリート造擁壁の設計計算例 参照)</li> <li>標準図を利用する方法 (第4編第2章 鉄筋コンクリート造擁壁の適用条件と標準図 参照)</li> </ul> <p>② 間知石等練積み造擁壁 (政令第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準図を利用すること。 (第4編第3章 間知ブロック積み擁壁の標準図 参照)</li> </ul> <p>③ 大臣認定擁壁 (政令第17条)</p> <p>構造材料又は構造方法が政令第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。なお、土質条件等が現地と適合すること。</p> <p>(2) 擁壁の地上高は、5メートル以下とすること。なお、地形上やむを得ない場合、鉄筋コンクリート造等擁壁の地上高は、この限りでない。</p> <p>(3) 地上高2メートルを超える擁壁(間知石等練積み造擁壁を除く)については、第6章の設計基準に加え、中地震時(設計水平震度 0.2)、大地震時(設計水平震度 0.25)における擁壁の構造計算を行うこと。 なお、「盛土等防災マニュアルの解説の解説(Ⅰ)」(盛土等防災研究会編集) P441により計算を行うこと。</p>	<p>【変更】 本文</p>

2 間知石等練積み造擁壁の選定

間知石等練積み造擁壁上部に斜面がある場合（図3-5-1）は、表3-5-2に示す土質に応じた角度の勾配線を引き、擁壁背面の斜面との交点の垂直高さを崖高さと仮定し、その高さに応じた擁壁構造とすること。

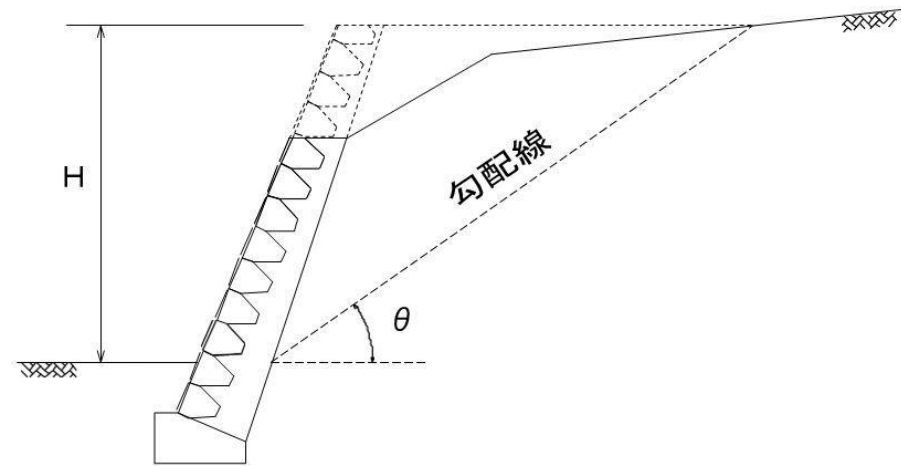


図3-5-1 擁壁背面に土羽がある場合の間知石等練積み造擁壁のタイプ選定

表3-5-1 土質別角度（θ）

地質・土質	軟岩	風化の著しい岩	関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	盛土または腐食土
角度（θ）	60°	40°	35°	25°

3 擁壁の基礎地盤

- （1）擁壁の基礎地盤の許容応力度の算定は、地質調査を行い定めること。ただし、擁壁の地上高が5メートル以下であって、計画する擁壁の必要地耐力が100kN/m<sup>2</sup>以下のものについては、現場の施工の際に、現地の地盤の地耐力を測定し、設計上必要な地耐力が得られていることを確認すること。（間知ブロック積み擁壁の場合は、第2編第3章2（2）によること。）
- （2）擁壁の基礎地盤の許容応力度が、計画する擁壁の必要地耐力を満たしていない場合は、地盤改良等の計画を行うこと。
- （3）擁壁の基礎底面には、栗石等を20cm以上の厚さに敷均し、目潰し材により十分に転圧すること。また、鉄筋コンクリート造等擁壁は、厚さ5cm以上の均しコンクリートを打設した後、設置すること。均しコンクリートは、表面を粗目にする。
- （4）ローム層を基礎地盤とする場合は、地層を降雨にさらすと強度が低下することがあるので、掘削面を防水シートで養生したり、滞水しないよう仮排水施設を設ける等十分注意すること。

2 間知石等練積み造擁壁の選定

間知石等練積み造擁壁上部に斜面がある場合（図3-5-1）は、表3-5-1に示す土質に応じた角度の勾配線を引き、擁壁背面の斜面との交点の垂直高さを崖高さと仮定し、その高さに応じた擁壁構造とすること。

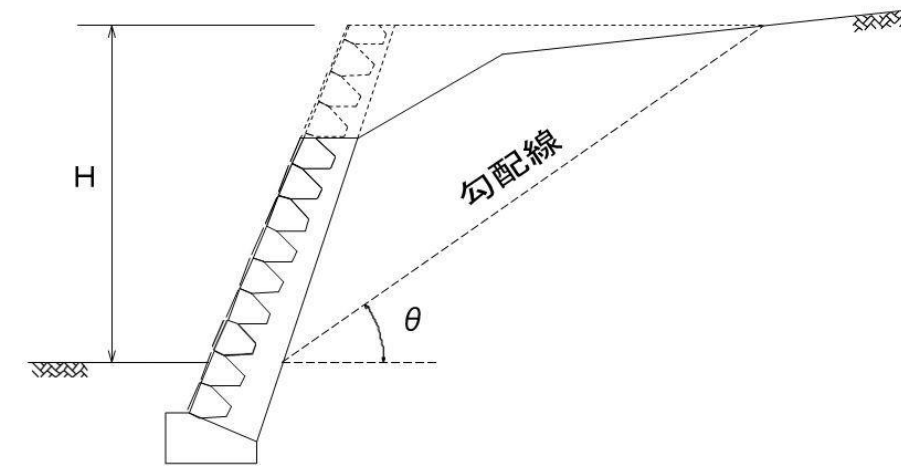


図3-5-1 擁壁背面に土羽がある場合の間知石等練積み造擁壁のタイプ選定

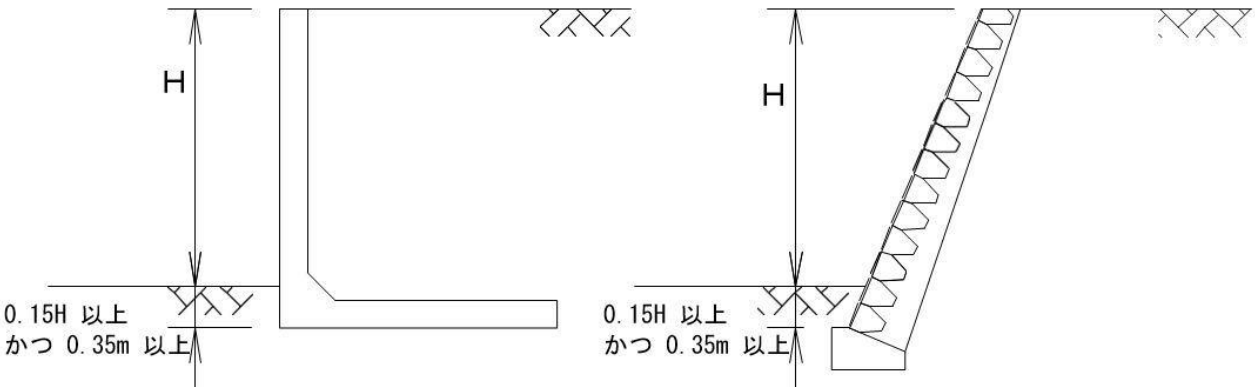
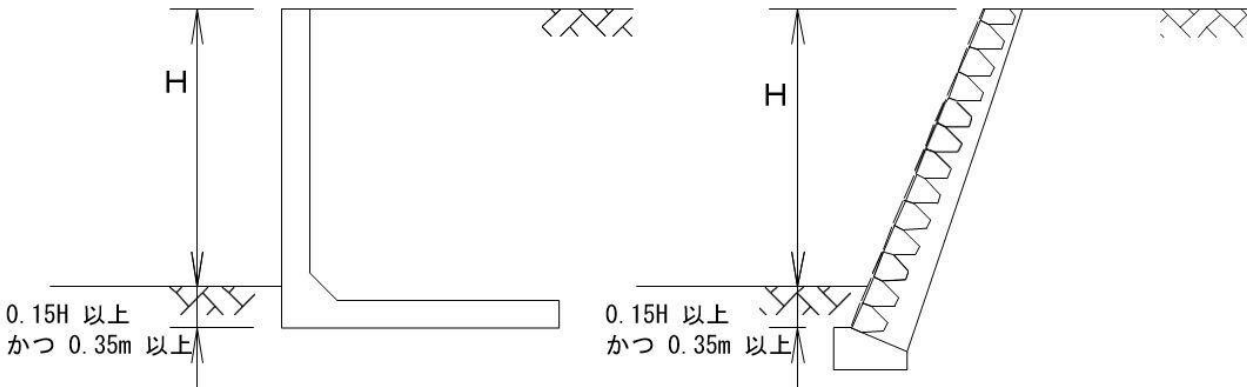
表3-5-1 土質別角度（θ）

地質・土質	軟岩	風化の著しい岩	関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	盛土または腐食土
角度（θ）	60°	40°	35°	25°

3 擁壁の基礎地盤

- （1）擁壁の基礎地盤の許容応力度の算定は、地質調査を行い定めること。ただし、擁壁の地上高が5メートル以下であって、計画する擁壁の必要地耐力が100kN/m<sup>2</sup>以下のものについては、現場の施工の際に、現地の地盤の地耐力を測定し、設計上必要な地耐力が得られていることを確認すること。（間知ブロック積み擁壁の場合は、第4編第3章2（2）によること。）
- （2）擁壁の基礎地盤の許容応力度が、計画する擁壁の必要地耐力を満たしていない場合は、地盤改良等の計画を行うこと。
- （3）擁壁の基礎底面には、栗石等を20cm以上の厚さに敷均し、目潰し材により十分に転圧すること。また、鉄筋コンクリート造等擁壁は、厚さ5cm以上の均しコンクリートを打設した後、設置すること。均しコンクリートは、表面を粗目にする。
- （4）ローム層を基礎地盤とする場合は、地層を降雨にさらすと強度が低下することがあるので、掘削面を防水シートで養生したり、滞水しないよう仮排水施設を設ける等十分注意すること。

【変更】  
本文

旧	新	備考
<p>5 間知ブロック積擁壁の施工</p> <p>(1) 背面土の処理</p> <p>① 盛土の場合 背面の盛土は石積に先立って20～30cmごとに良質土を入念に転圧して常に組積と並行して盛土すること。</p> <p>② 切土の場合 切土面と透水層の間に隙間を生じたときは、栗石、砂利又は、良質土で埋め戻すこと。</p> <p>(2) 丁張りは、表丁張り、裏丁張りを設置すること。</p> <p>(3) 谷積みを基本とし、芋目地等ができないように組積みすること。小口を設ける場合は、間知ブロック積擁壁の胴込コンクリートと同時に打設することとし、必要に応じて差し筋を入れ、構造体を一体化すること。また、小口止めの幅は30cm程度とし、側面部の見え高が義務擁壁としない高さとする。</p> <p>(4) 施工積み高は、一日3～4段程度を目安に行うこと。</p> <p>(5) 裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないように抜型枠を使用すること。</p> <p>(6) 水抜穴の保護</p> <p>① コンクリートで水抜穴を閉塞させないこと。</p> <p>② 水抜きパイプの長さは透水層に深く入り過ぎないこと。</p> <p>(7) 胴込め及び裏込めコンクリート打設にあたっては、<math>18\text{N}/\text{mm}^2</math>以上とし、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分に締め固めること。</p> <p>(8) 裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シートで覆い、十分に養生すること。</p> <p>6 根入れ深さ</p> <p>(1) 一般擁壁の場合 擁壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。</p>  <p>図3-5-2 根入れの深さ</p> <p>(2) 斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>① 擁壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。</p> <p>② 斜面下端から表3-5-1に示す土質に応じた勾配線の内側に、①の高さから擁壁の高さの0.4H以上かつ、1.5m以上となる個所が収まること。</p>	<p>5 間知ブロック積擁壁の施工</p> <p>(1) 背面土の処理</p> <p>① 盛土の場合 背面の盛土は石積に先立って20～30cmごとに良質土を入念に転圧して常に組積と並行して盛土すること。</p> <p>② 切土の場合 切土面と透水層の間に隙間を生じたときは、栗石、砂利又は、良質土で埋め戻すこと。</p> <p>(2) 丁張りは、表丁張り、裏丁張りを設置すること。</p> <p>(3) 谷積みを基本とし、芋目地等ができないように組積みすること。小口を設ける場合は、間知ブロック積擁壁の胴込コンクリートと同時に打設することとし、必要に応じて差し筋を入れ、構造体を一体化すること。また、小口止めの幅は30cm程度とし、側面部の見え高が義務擁壁としない高さとする。</p> <p>(4) 施工積み高は、一日3～4段程度を目安に行うこと。</p> <p>(5) 裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないように抜型枠を使用すること。</p> <p>(6) 水抜穴の保護</p> <p>① コンクリートで水抜穴を閉塞させないこと。</p> <p>② 水抜きパイプの長さは透水層に深く入り過ぎないこと。</p> <p>(7) 胴込め及び裏込めコンクリート打設にあたっては、<math>18\text{N}/\text{mm}^2</math>以上とし、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分に締め固めること。</p> <p>(8) 裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シートで覆い、十分に養生すること。</p> <p>6 根入れ深さ</p> <p>(1) 一般擁壁の場合 擁壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。</p>  <p>図3-5-2 根入れの深さ</p> <p>(改ページ)</p>	<p>【削除】 本文</p>

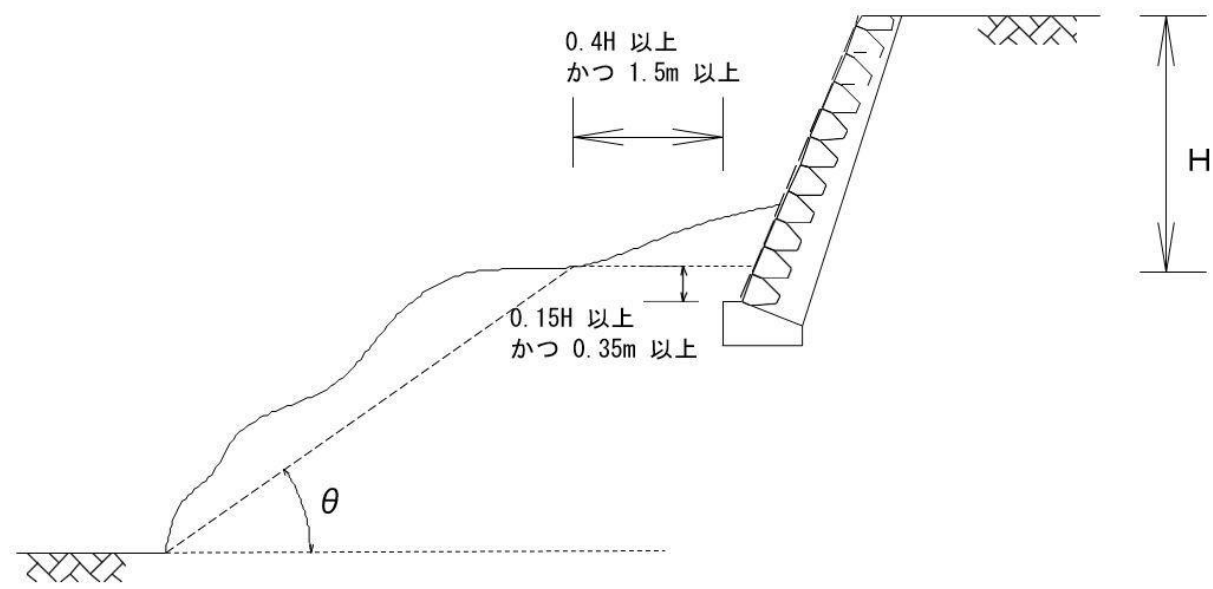


図3-5-3 斜面上に擁壁を設置する場合

(3) 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。

- ① 擁壁の基礎底面の前端から0.4H以上かつ1.5m以上離れた位置を基準として、仮想地盤面GLを設定すること。
- ② 擁壁の根入れ深さhは、仮想地盤面GLを基準として、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。

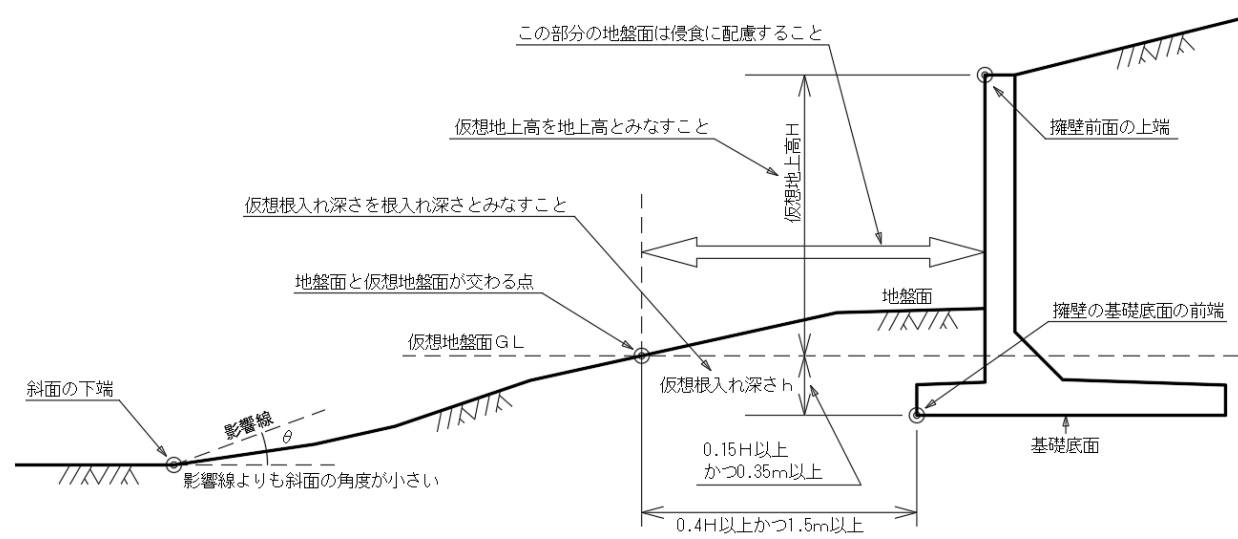


図3-5-4 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合

(2) 斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。

- ① 擁壁の根入れ深さは、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。
- ② 斜面下端から表3-5-1に示す土質に応じた勾配線の内側に、①の高さから擁壁の高さの0.4H以上かつ、1.5m以上となる個所が収まること。

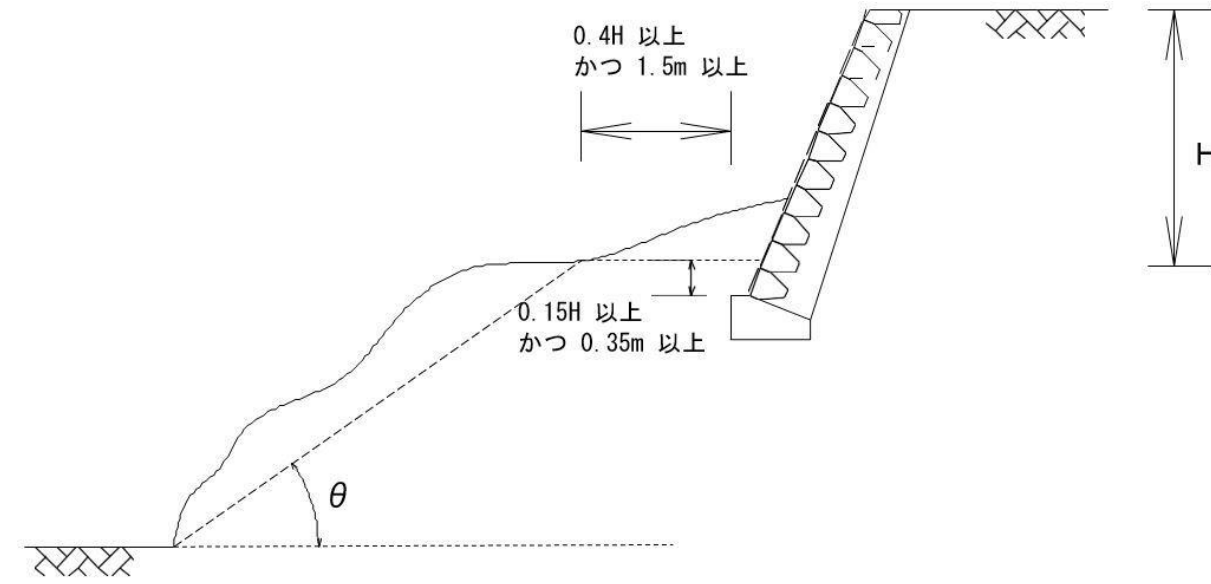


図3-5-3 斜面上に擁壁を設置する場合

(3) 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合は、次のとおりとすること。

- ① 擁壁の基礎底面の前端から0.4H以上かつ1.5m以上離れた位置を基準として、仮想地盤面GLを設定すること。
- ② 擁壁の根入れ深さhは、仮想地盤面GLを基準として、擁壁の地上高の0.15倍以上かつ0.35m以上確保すること。

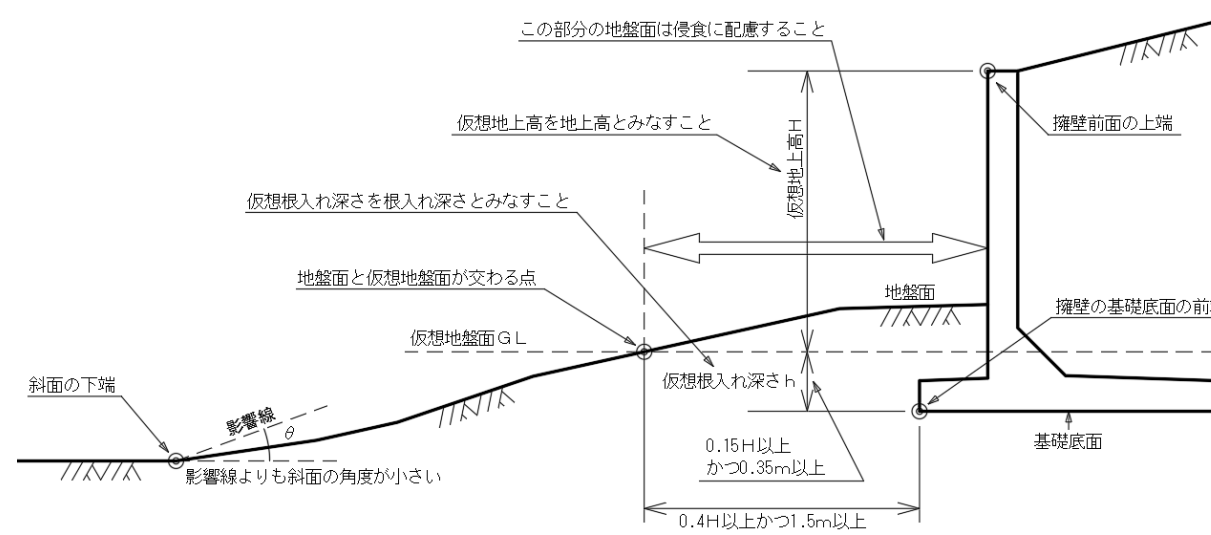


図3-5-4 緩やかな斜面上に擁壁を設置する場合

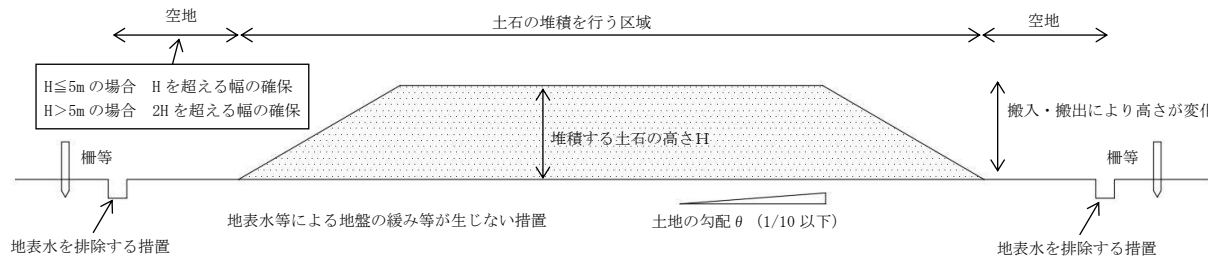
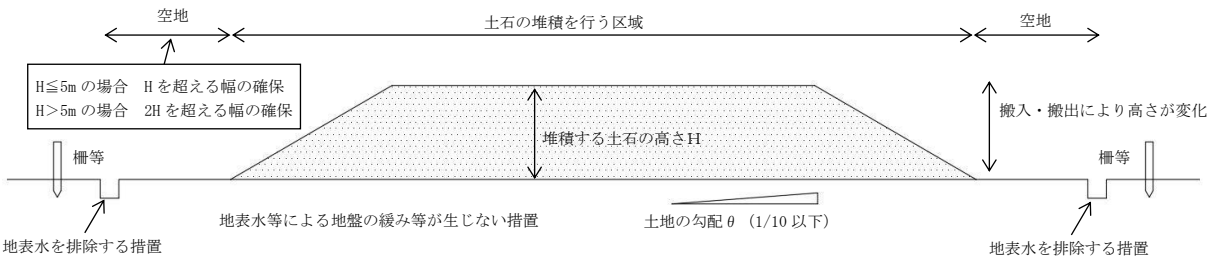
【追加】  
本文

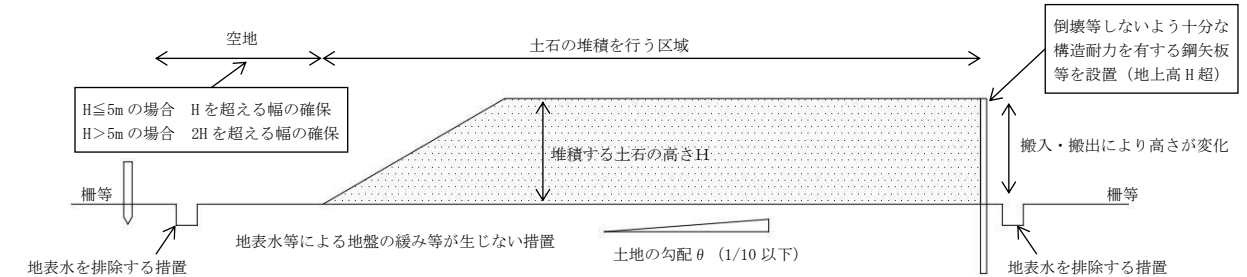
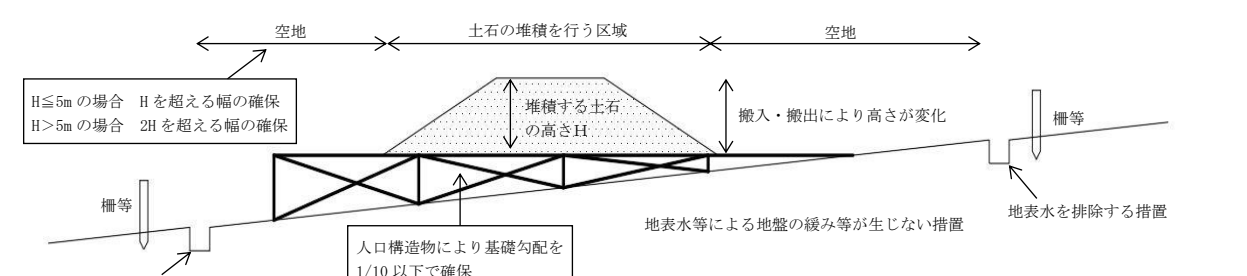
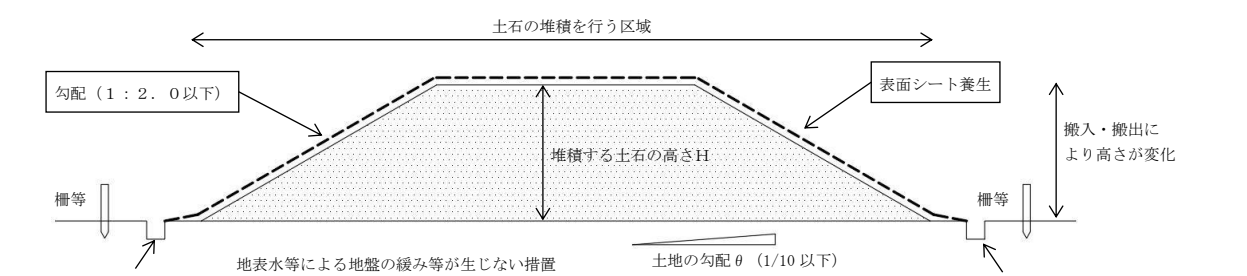
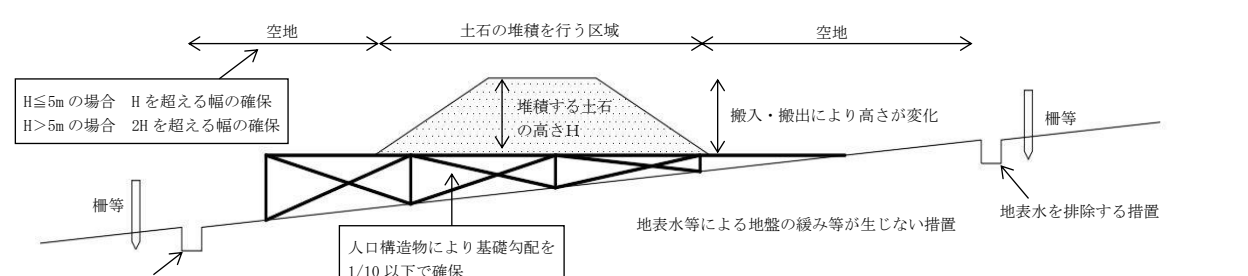
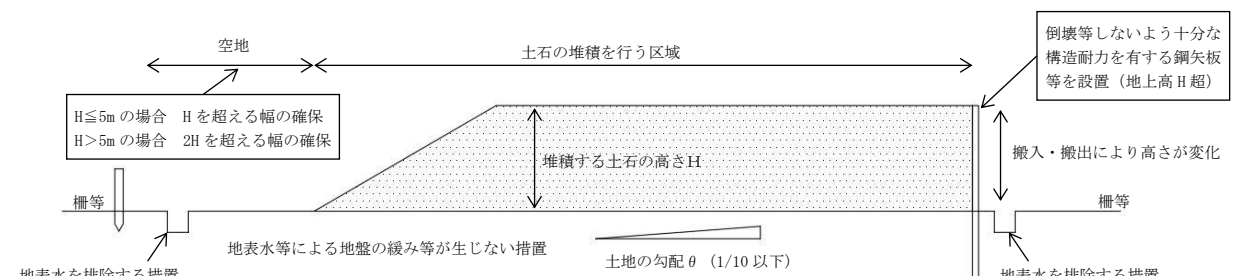
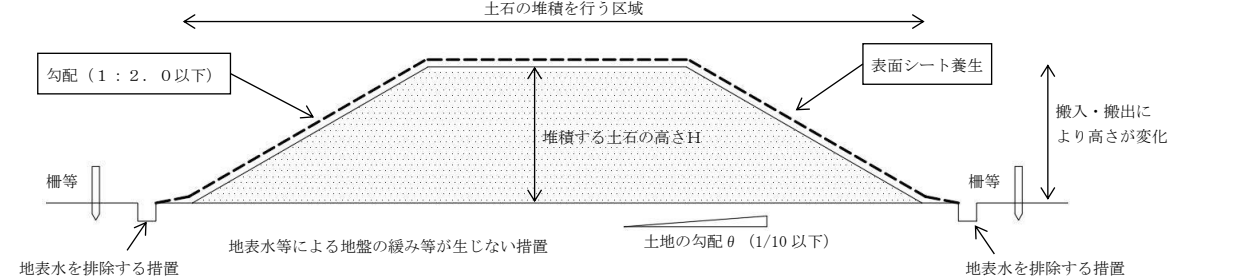
旧	新	備考
<p>8 伸縮目地</p> <p>(1) 原則として擁壁の長さ方向2.0m以内ごとに1箇所設置すること。 特に床付け位置が変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所には、必ず伸縮目地を設置すること。</p> <p>(2) 伸縮目地は、厚さ1cm以上のエラストイト板等を使用すること。</p> <p>(3) 伸縮目地は、擁壁の底版又は基礎部分まで切断すること。</p> <p>(4) 擁壁の屈曲部においては、伸縮目地の位置を擁壁のコーナー部から2.0mを超え、かつ擁壁の地上高程度以上離れた箇所とすること。</p> <p>9 水抜穴（政令第12条）</p> <p>(1) 内径7.5cm以上の硬質塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を使用すること。</p> <p>(2) 水抜穴は、壁面の面積3m<sup>2</sup>に1箇所の割合で千鳥配置とすること。</p> <p>(3) 水抜穴は、原則として最下段は地表面より10cm以内に設置すること。</p> <p>(4) 水抜穴の入り口には、砂利、砂、背面土が流出ないようにフィルターを設けること。</p> <p>(5) 擁壁の下部及び湧水等のある箇所は、重点的に設置すること。</p> <p>(6) 水抜穴は、排水方向に適当な勾配をとること。</p> <p>(7) コーナー補強部、ハンチには水抜穴を配置しないこと。</p> <p>(8) 鉄筋コンクリート造擁壁においては、鉄筋とのかぶり厚さを40mm以上とすること。</p> <p>10 透水層</p> <p>(1) 擁壁の天端から30cm下がった位置から、擁壁の裏面全体に30cm以上の裏込め材を設置すること。</p> <p>(2) 透水マットを使用する場合は、透水マット協会の認定品を使うこと。施工にあたっては仕様書にもとづいて施工すること。</p> <p>(3) 最下段の水抜穴の底面の高さに合わせて、幅30cm以上、厚さ5cm以上の止水コンクリートを設置すること。なお、透水マットを使用する場合には、仕様書にもとづくものとする。</p> <div data-bbox="341 1312 1172 1564"> <p>(断面図) (側面図)</p> </div> <p>図3-5-11 止水コンクリートの設置</p>	<p>8 伸縮目地</p> <p>(1) 原則として擁壁の長さ方向2.0m以内ごとに1箇所設置すること。 特に床付け位置が変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の構造・工法を異にする箇所には、必ず伸縮目地を設置すること。</p> <p>(2) 伸縮目地は、厚さ1cm以上のエラストイト板等を使用すること。</p> <p>(3) 伸縮目地は、擁壁の底版又は基礎部分まで切断すること。</p> <p>(4) 擁壁の屈曲部においては、伸縮目地の位置を擁壁のコーナー部から2.0mを超え、かつ擁壁の地上高程度以上離れた箇所とすること。</p> <p>9 水抜穴（政令第12条）</p> <p>(1) 内径7.5cm以上の硬質塩化ビニール管その他これに類する耐水材料を使用すること。</p> <p>(2) 水抜穴は、壁面の面積3m<sup>2</sup>に1箇所の割合で千鳥配置とすること。</p> <p>(3) 水抜穴は、原則として最下段は地表面より10cm以内に設置すること。</p> <p>(4) 水抜穴の入り口には、砂利、砂、背面土が流出ないようにフィルターを設けること。</p> <p>(5) 擁壁の下部及び湧水等のある箇所は、重点的に設置すること。</p> <p>(6) 水抜穴は、排水方向に適当な勾配をとること。</p> <p>(7) コーナー補強部、ハンチには水抜穴を配置しないこと。</p> <p>10 透水層</p> <p>(1) 擁壁の天端から30cm下がった位置から、擁壁の裏面全体に30cm以上の裏込め材を設置すること。</p> <p>(2) 透水マットを使用する場合は、透水マット協会の認定品を使うこと。施工にあたっては仕様書にもとづいて施工すること。</p> <p>(3) 最下段の水抜穴の底面の高さに合わせて、幅30cm以上、厚さ5cm以上の止水コンクリートを設置すること。なお、透水マットを使用する場合には、仕様書にもとづくものとする。</p> <div data-bbox="1543 1270 2374 1522"> <p>(断面図) (側面図)</p> </div> <p>図3-5-11 止水コンクリートの設置</p>	<p>【削除】 本文</p>

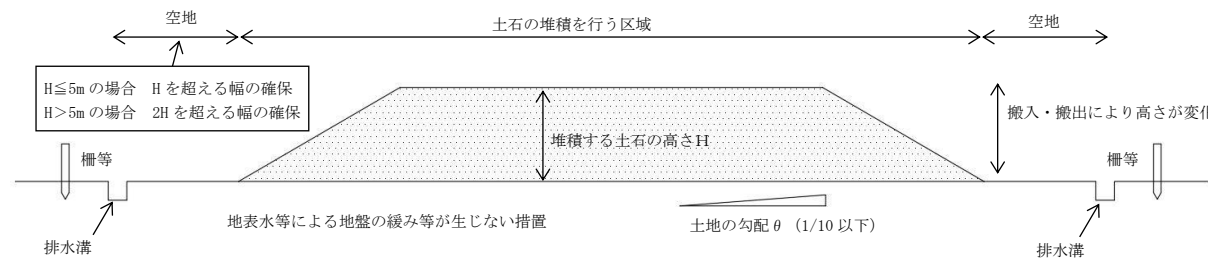
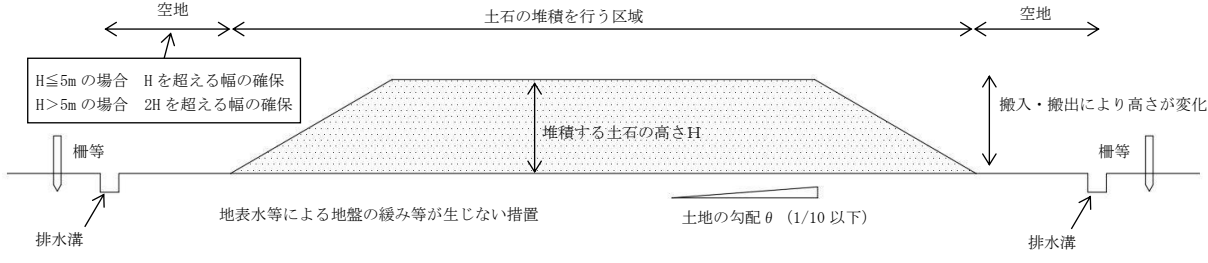
旧	新	備考																																																																
<p>(2) 土圧</p> <p>① 土圧算定に用いる土質定数</p> <p>背面土の土質定数は、原則土質試験により求めた数値によること。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ、表3-6-2によること。</p> <p>また、土質試験を行わない場合で、背面土がローム若しくは砂の地山であることが明らかであり、かつ、擁壁の裏込め土をローム若しくは砂とする場合は、表3-6-3に示す定数を用いることができる。</p> <p>なお、背面土の粘着力は考慮しないこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-2 土の単位体積重量及び土圧係数</b></p> <table border="1" data-bbox="314 604 1202 806"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>単位体積重量 (kN/m<sup>3</sup>)</th> <th>土圧係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利又は砂</td> <td>1.8</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>1.7</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>シルト、粘土又はそれらを多様に含む土</td> <td>1.6</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-3 土圧算定に用いる土質定数</b></p> <table border="1" data-bbox="433 898 1083 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">擁壁の形式</th> <th colspan="2">L型擁壁等</th> </tr> <tr> <th>ローム</th> <th>砂質土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>背面土 土の単位体積重量 <math>\gamma_s</math> (kN/m<sup>3</sup>)</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角 <math>\phi</math> (度)</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 壁面摩擦角<math>\delta</math>は、表3-6-4によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-4 主働土圧の算定に用いる壁面摩擦角</b></p> <table border="1" data-bbox="433 1234 1083 1373"> <thead> <tr> <th>検討種類</th> <th>摩擦角の種類</th> <th>壁面摩擦角 (<math>\delta</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定計算</td> <td>土と土 (仮想背面)</td> <td><math>\beta</math></td> </tr> <tr> <td>部材計算</td> <td>土とコンクリート</td> <td><math>2\phi/3</math> (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 透水マットを使用した場合は、<math>\phi/2</math>とする。</p> <p style="text-align: center;">91</p>	土質	単位体積重量 (kN/m <sup>3</sup> )	土圧係数	砂利又は砂	1.8	0.35	砂質土	1.7	0.40	シルト、粘土又はそれらを多様に含む土	1.6	0.50	擁壁の形式	L型擁壁等		ローム	砂質土	背面土 土の単位体積重量 $\gamma_s$ (kN/m <sup>3</sup> )	1.6	1.7	内部摩擦角 $\phi$ (度)	20	25	検討種類	摩擦角の種類	壁面摩擦角 ( $\delta$ )	安定計算	土と土 (仮想背面)	$\beta$	部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (※)	<p>(2) 土圧</p> <p>① 土圧算定に用いる土質定数</p> <p>背面土の土質定数は、原則土質試験により求めた数値によること。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ、表3-6-2によること。</p> <p>また、土質試験を行わない場合で、背面土がローム若しくは砂の地山であることが明らかであり、かつ、擁壁の裏込め土をローム若しくは砂とする場合は、表3-6-3に示す定数を用いることができる。</p> <p>なお、背面土の粘着力は考慮しないこと。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-2 土の単位体積重量及び土圧係数</b></p> <table border="1" data-bbox="1522 604 2410 806"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>単位体積重量 (kN/m<sup>3</sup>)</th> <th>土圧係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂利又は砂</td> <td>1.8</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>砂質土</td> <td>1.7</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>シルト、粘土又はそれらを多様に含む土</td> <td>1.6</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-3 土圧算定に用いる土質定数</b></p> <table border="1" data-bbox="1641 898 2291 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">擁壁の形式</th> <th colspan="2">L型擁壁等</th> </tr> <tr> <th>ローム</th> <th>砂質土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>背面土 土の単位体積重量 <math>\gamma_s</math> (kN/m<sup>3</sup>)</td> <td>1.6</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>内部摩擦角 <math>\phi</math> (度)</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 壁面摩擦角</p> <p>壁面摩擦角 <math>\delta</math> は、検討の種類及び摩擦角の種類に応じ、表3-6-4によること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-4 主働土圧の算定に用いる壁面摩擦角</b></p> <table border="1" data-bbox="1641 1270 2291 1409"> <thead> <tr> <th>検討種類</th> <th>摩擦角の種類</th> <th>壁面摩擦角 (<math>\delta</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定計算</td> <td>土と土 (仮想背面)</td> <td><math>\beta</math></td> </tr> <tr> <td>部材計算</td> <td>土とコンクリート</td> <td><math>2\phi/3</math> (※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 透水マットを使用した場合は、<math>\phi/2</math>とする。</p> <p style="text-align: center;">93</p>	土質	単位体積重量 (kN/m <sup>3</sup> )	土圧係数	砂利又は砂	1.8	0.35	砂質土	1.7	0.40	シルト、粘土又はそれらを多様に含む土	1.6	0.50	擁壁の形式	L型擁壁等		ローム	砂質土	背面土 土の単位体積重量 $\gamma_s$ (kN/m <sup>3</sup> )	1.6	1.7	内部摩擦角 $\phi$ (度)	20	25	検討種類	摩擦角の種類	壁面摩擦角 ( $\delta$ )	安定計算	土と土 (仮想背面)	$\beta$	部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (※)	<p style="text-align: center;">【追加】 本文</p>
土質	単位体積重量 (kN/m <sup>3</sup> )	土圧係数																																																																
砂利又は砂	1.8	0.35																																																																
砂質土	1.7	0.40																																																																
シルト、粘土又はそれらを多様に含む土	1.6	0.50																																																																
擁壁の形式	L型擁壁等																																																																	
	ローム	砂質土																																																																
背面土 土の単位体積重量 $\gamma_s$ (kN/m <sup>3</sup> )	1.6	1.7																																																																
内部摩擦角 $\phi$ (度)	20	25																																																																
検討種類	摩擦角の種類	壁面摩擦角 ( $\delta$ )																																																																
安定計算	土と土 (仮想背面)	$\beta$																																																																
部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (※)																																																																
土質	単位体積重量 (kN/m <sup>3</sup> )	土圧係数																																																																
砂利又は砂	1.8	0.35																																																																
砂質土	1.7	0.40																																																																
シルト、粘土又はそれらを多様に含む土	1.6	0.50																																																																
擁壁の形式	L型擁壁等																																																																	
	ローム	砂質土																																																																
背面土 土の単位体積重量 $\gamma_s$ (kN/m <sup>3</sup> )	1.6	1.7																																																																
内部摩擦角 $\phi$ (度)	20	25																																																																
検討種類	摩擦角の種類	壁面摩擦角 ( $\delta$ )																																																																
安定計算	土と土 (仮想背面)	$\beta$																																																																
部材計算	土とコンクリート	$2\phi/3$ (※)																																																																

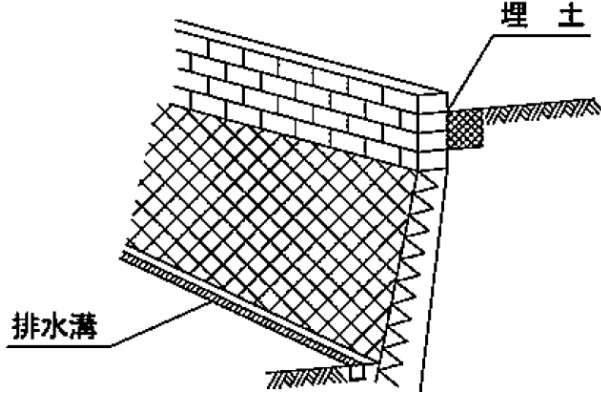
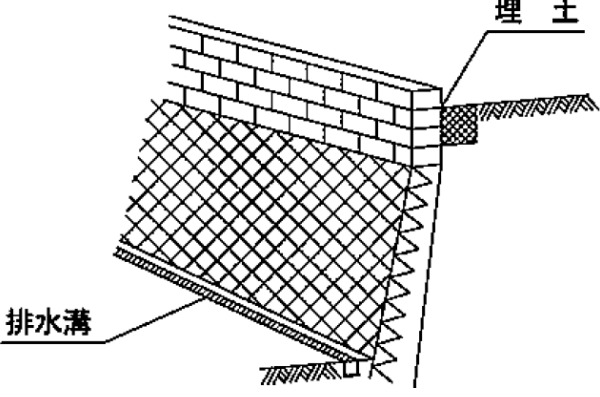
旧	新	備考												
<p>(3) 基礎の支持力に対する安定性</p> <p>① 土圧等によって擁壁基礎に作用する設置圧 <math>q_{max}</math>、<math>q_{min}</math> (kN/m<sup>2</sup>) は、基礎地盤の長期許容応力度 <math>q_a</math> (kN/m<sup>2</sup>) を超えないこと。</p> $q_{max}、q_{min} \text{ (kN/m}^2\text{)} \leq q_a \text{ (kN/m}^2\text{)}$ $q_{max}、q_{min} = \frac{V}{B} \left( 1 \pm \frac{6 \times e}{B} \right)$ <p>ここに、<math>q_{max}</math>、<math>q_{min}</math>：擁壁の底面前部、後部で生じる地盤反力 (kN/m<sup>2</sup>)  <math>B</math>：擁壁の底版幅 (m)  <math>V</math>：擁壁に作用する全鉛直成分 (kN)  <math>e</math>：偏心距離 (m)</p> <p>② 計画する擁壁の必要地耐力に応じて、表3-6-6による地盤調査及び土質試験を行い、許可申請書に添付すること。基礎地盤の長期許容応力度 <math>q_a</math> (kN/m<sup>2</sup>) は、第8章2により算定すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-6 地質調査方法</b></p> <table border="1" data-bbox="290 827 1228 974"> <thead> <tr> <th>必要地耐力</th> <th><math>(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2</math></th> <th><math>100 \text{ kN/m}^2 &lt; (q_{max})</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査方法</td> <td>許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)</td> <td>許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要地耐力120kN/m<sup>2</sup>以下の場合、スクリーウエイト貫入試験により、許容支持力を算定してもよい。ただし、必要地耐力に満たなかった場合には、地盤改良の検討を行うためのボーリング調査を行うこと。また、許可前に現況地盤にて調査した場合であっても、床付け面における必要地耐力の確認を平板載荷試験により行うこと。</p> <p>③ 基礎の許容支持力が不足する場合は、第8章3、4によること。</p> <p style="text-align: center;">95</p>	必要地耐力	$(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2$	$100 \text{ kN/m}^2 < (q_{max})$	調査方法	許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)	許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)	<p>(3) 基礎の支持力に対する安定性</p> <p>① 土圧等によって擁壁基礎に作用する設置圧 <math>q_{max}</math>、<math>q_{min}</math> (kN/m<sup>2</sup>) は、基礎地盤の長期許容応力度 <math>q_a</math> (kN/m<sup>2</sup>) を超えないこと。</p> $q_{max}、q_{min} \text{ (kN/m}^2\text{)} \leq q_a \text{ (kN/m}^2\text{)}$ $q_{max}、q_{min} = \frac{V}{B} \left( 1 \pm \frac{6 \times e}{B} \right)$ <p>ここに、<math>q_{max}</math>、<math>q_{min}</math>：擁壁の底面前部、後部で生じる地盤反力 (kN/m<sup>2</sup>)  <math>B</math>：擁壁の底版幅 (m)  <math>V</math>：擁壁に作用する全鉛直成分 (kN)  <math>e</math>：偏心距離 (m)</p> <p>② 計画する擁壁の必要地耐力に応じて、表3-6-6による地盤調査及び土質試験を行い、許可申請書に添付すること。基礎地盤の長期許容応力度 <math>q_a</math> (kN/m<sup>2</sup>) は、第7章2により算定すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-6 地質調査方法</b></p> <table border="1" data-bbox="1507 827 2445 974"> <thead> <tr> <th>必要地耐力</th> <th><math>(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2</math></th> <th><math>100 \text{ kN/m}^2 &lt; (q_{max})</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査方法</td> <td>許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)</td> <td>許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 必要地耐力120kN/m<sup>2</sup>以下の場合、スクリーウエイト貫入試験により、許容支持力を算定してもよい。ただし、必要地耐力に満たなかった場合には、地盤改良の検討を行うためのボーリング調査を行うこと。また、許可前に現況地盤にて調査した場合であっても、床付け面における必要地耐力の確認を平板載荷試験により行うこと。</p> <p>③ 基礎の許容支持力が不足する場合は、第7章3、4によること。</p> <p style="text-align: center;">97</p>	必要地耐力	$(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2$	$100 \text{ kN/m}^2 < (q_{max})$	調査方法	許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)	許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>【変更】 本文</p> <p>【変更】 本文</p>
必要地耐力	$(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2$	$100 \text{ kN/m}^2 < (q_{max})$												
調査方法	許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)	許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)												
必要地耐力	$(q_{max}) \leq 100 \text{ kN/m}^2$	$100 \text{ kN/m}^2 < (q_{max})$												
調査方法	許可後に平板載荷試験 (必要に応じてコーンペネトロメーター併用)	許可前にボーリング調査 (一軸圧縮試験又は三軸圧縮試験)												

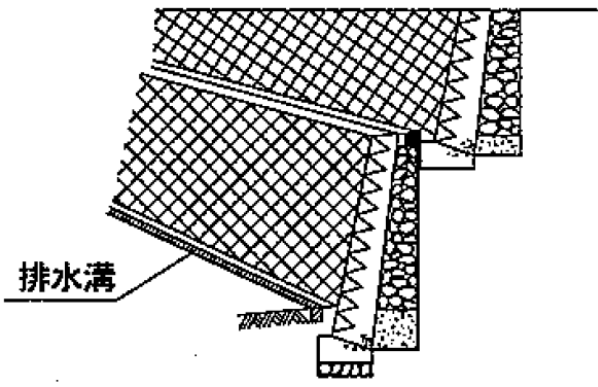
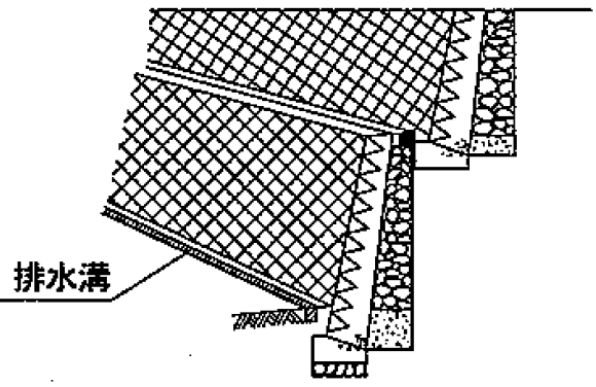
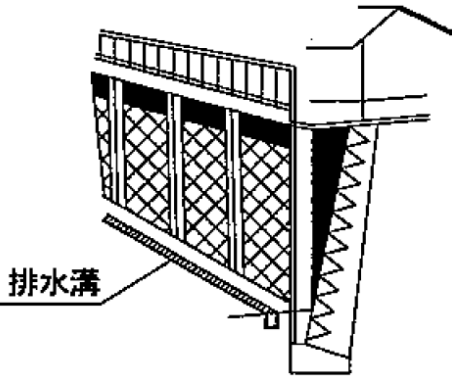
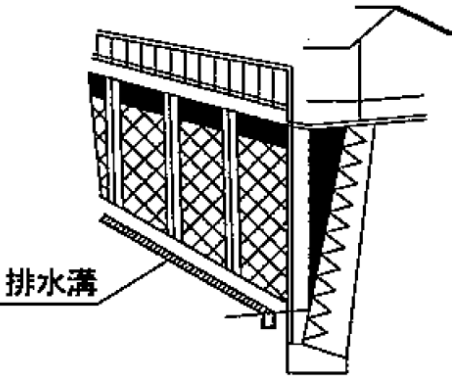
旧	新	備考
<p>4 擁壁本体の設計</p> <p>土圧等によって擁壁各部に生ずる応力度が擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。また、断面力の計算に当たっては、縦壁及び底版を片持ちスラブとして設計すること。</p> <p>(1) 使用材料の許容応力度</p> <p>① コンクリートの設計基準強度、許容圧縮応力度及び許容せん断応力度は、第1編第6章4(2)によること。</p> <p>② 鉄筋は異形とし、SD295以上のものを使用し、異形鉄筋とコンクリートの許容付着応力度は、建築基準法施工令第91条によること。</p> <p>(2) 配筋方法等</p> <p>① 主鉄筋および配力筋の径はD13以上とし、最大鉄筋間隔は主鉄筋で30cm以下、配力鉄筋・用心鉄筋で40cm以下とする。</p> <p>② 鉄筋のかぶり、底版及び堅壁の背面側は6cm以上、それ以外の部分は4cm以上とする。</p> <p>③ 鉄筋の段落としは、段落とし前の全鉄筋量の1/2までとし、段落としをしない鉄筋は、継手を設けず天端まで延ばして配筋すること。</p> <p>④ 堅壁の背面側付根にハンチ(壁厚程度以上)を設けること。</p> <p>⑤ 配筋は、配力鉄筋及び用心鉄筋を配置するとともに複鉄筋とすること。</p> <p style="text-align: center;">96</p>	<p>4 擁壁本体の設計</p> <p>土圧等によって擁壁各部に生ずる応力度が擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないこと。また、断面力の計算に当たっては、縦壁及び底版を片持ちスラブとして設計すること。</p> <p>(1) 使用材料の許容応力度</p> <p>① コンクリートの設計基準強度、許容圧縮応力度及び許容せん断応力度は、第3編第5章4(2)によること。</p> <p>② 鉄筋は異形とし、SD295以上のものを使用し、異形鉄筋とコンクリートの許容付着応力度は、建築基準法施工令第91条によること。</p> <p>(2) 配筋方法等</p> <p>① 主鉄筋および配力筋の径はD13以上とし、最大鉄筋間隔は主鉄筋で30cm以下、配力鉄筋・用心鉄筋で40cm以下とする。</p> <p>② 鉄筋のかぶり、底版及び堅壁の背面側は6cm以上、それ以外の部分は4cm以上とする。</p> <p>③ 鉄筋の段落としは、段落とし前の全鉄筋量の1/2までとし、段落としをしない鉄筋は、継手を設けず天端まで延ばして配筋すること。</p> <p>④ 堅壁の背面側付根にハンチ(壁厚程度以上)を設けること。</p> <p>⑤ 配筋は、配力鉄筋及び用心鉄筋を配置するとともに複鉄筋とすること。</p> <p style="text-align: center;">98</p>	<p style="text-align: center;">【変更】 本文</p>

旧	新	備考
<p>3 原地盤の処理（政令第19条第1項第2号）</p> <p>土石の堆積にあたっては、現地踏査及び土質調査等により、土石を堆積するに当たって必要な処理事項を確認する。土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 伐開除根及び除草          原地盤に草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後腐植することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下を生じる恐れがあるため、樹木の伐開、除根、除草等の必要な処置を行うこと。</p> <p>② 排水溝、サンドマット          地表水等の浸透による緩みが生じないよう、土石の堆積に先立ち、堆積部に透水性の高い砂や砂礫を敷く又は溝等により堆積箇所の外に適切に排水を行い、堆積箇所の乾燥を図ること。</p> <p>③ 極端な凹凸の除去          原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差付近での不安定化を抑制するため、堆積に先駆けてできるだけ平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。</p> <p>4 土石の堆積方法（政令第19条第1項第3号）</p> <p>以下の条件に応じ、堆積した土石の周囲に、適切な空地（勾配が10分の1（5.7度）以下であるもの）を設けること。</p> <p>① 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地          ② 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地</p>  <p>図3-9-1 土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図</p> <p>なお保全対象との離隔の確保が困難な場合は、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止するため、堆積した土石の周囲にその高さを超え、土石の最大堆積時に発生する土圧に耐える鋼矢板を設置する、堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により雨水その他の地表水が浸入することを防ぐなど、主務省令で定める措置を講ずること。（政令第19条第2項）</p>	<p>3 原地盤の処理（政令第19条第1項第2号）</p> <p>土石の堆積にあたっては、現地踏査及び土質調査等により、土石を堆積するに当たって必要な処理事項を確認する。土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 伐開除根及び除草          原地盤に草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後腐植することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下を生じる恐れがあるため、樹木の伐開、除根、除草等の必要な処置を行うこと。</p> <p>② 排水溝、サンドマット          地表水等の浸透による緩みが生じないよう、土石の堆積に先立ち、堆積部に透水性の高い砂や砂礫を敷く又は溝等により堆積箇所の外に適切に排水を行い、堆積箇所の乾燥を図ること。</p> <p>③ 極端な凹凸の除去          原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差付近での不安定化を抑制するため、堆積に先駆けてできるだけ平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。</p> <p>4 土石の堆積方法（政令第19条第1項第3号）</p> <p>以下の条件に応じ、堆積した土石の周囲に、適切な空地（勾配が10分の1（5.7度）以下であるもの）を設けること。</p> <p>① 堆積する土石の高さが5メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地          ② 堆積する土石の高さが5メートルを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地</p>  <p>図3-9-1 土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図</p> <p>5 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置（省令第32条、34条）          土石の堆積は地盤の勾配が10分の1以下の場所で「4 土石の堆積方法」に示す空地を設置する措置を行うことを基本とするが、それらの措置が困難な場合、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出の防止を目的に省令で定める措置を講ずること。</p>	<p>【追加】          章節          【変更】          本文</p>
108	111	

旧	新	備考
<p>① 鋼矢板等の設置</p>  <p>② 構台等の設置</p>  <p>③ 堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護</p>  <p>図3-9-2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の概念図</p> <p>5 保全対策（政令第19条第1項第4号、省令第33条）</p> <p>堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものおよび工事標識を設けること。</p> <p>柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施工される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示して設ける。</p>	<p>① 構台等の設置（省令第32条）</p> <p>土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積部（空地を含む）の勾配を10分の1以下とし、土石の流出を防止するために、構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する。</p> <p>想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する必要がある。</p>  <p>図3-9-2 構台等の設置の概念図</p> <p>② 鋼矢板等の設置（省令第34条第1項第1号）</p> <p>十分な空地の設置が困難な場合、堆積した土石の崩壊及び流出を防ぐため、当該高さを超える土石の堆積を土留めするもので、鋼矢板や擁壁に類するものを設置する。</p> <p>想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計する必要がある。</p>  <p>図3-9-3 鋼矢板等の設置の概念図</p> <p>③ 堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護（省令第34条第1項第2号）</p> <p>十分な空地の設置が困難な場合、土石の崩壊を防ぐため、堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による浸食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護する。</p>  <p>図3-9-4 堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護の概念図</p> <p>(改ページ)</p>	<p>【変更・追加】 本文</p> <p>【追加】 図番号・タイトル</p> <p>【変更・追加】 本文</p> <p>【追加】 図番号・タイトル</p> <p>【変更・追加】 本文</p> <p>【変更】 図番号・タイトル 【削除】 章節、本文</p>

旧	新	備考
<p>6 排水設備（政令第19条第1項第5号）</p> <p>雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>なお表流水等の浸透量が多いことが想定される場合は、堆積箇所に設置した溝に砂又はクラッシャーラン等を充填し、必要に応じて有効管等を埋設する等、暗渠排水の機能を確保すること。</p> <p>7 土石の堆積に伴う排水施設について</p> <p>土石の堆積に関する基準については、「第9章 土石の堆積」によるものとする。</p> <p>土石の堆積範囲の周囲には排水溝を設置し、これを適切に維持管理することにより、降雨によって工事範囲外に土石や濁水が流出しないよう適切な措置を講ずることとする。</p>  <p>図3-9-3 土石の堆積における排水概要図</p> <p>(1) 排水溝の仕様</p> <p>排水溝の規模及び構造は、土石の堆積の期間中、その機能を保てるものとする。なお排水機能が十分であれば素掘り側溝でも良いこととするが、流水により過度な洗掘が生じないよう対処すること。</p> <p>(2) 排水溝の撤去</p> <p>土石の堆積期間後は、土石の堆積に伴い設置した排水溝を撤去し、地表面に後日沈下等が生じないよう適切に埋戻すことを基本とする。</p>	<p>6 保全対策（政令第19条第1項第4号、省令第33条）</p> <p>堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものおよび工事標識を設けること。</p> <p>柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施工される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示して設ける。</p> <p>7 排水設備（政令第19条第1項第5号）</p> <p>雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>なお表流水等の浸透量が多いことが想定される場合は、堆積箇所に設置した溝に砂又はクラッシャーラン等を充填し、必要に応じて有効管等を埋設する等、暗渠排水の機能を確保すること。</p> <p>8 土石の堆積に伴う排水施設について</p> <p>土石の堆積範囲の周囲には排水溝を設置し、これを適切に維持管理することにより、降雨によって工事範囲外に土石や濁水が流出しないよう適切な措置を講ずることとする。</p>  <p>図3-9-3 土石の堆積における排水概要図</p> <p>(1) 排水溝の仕様</p> <p>排水溝の規模及び構造は、土石の堆積の期間中、その機能を保てるものとする。なお排水機能が十分であれば素掘り側溝でも良いこととするが、流水により過度な洗掘が生じないよう対処すること。</p> <p>(2) 排水溝の撤去</p> <p>土石の堆積期間後は、土石の堆積に伴い設置した排水溝を撤去し、地表面に後日沈下等が生じないよう適切に埋戻すことを基本とする。</p>	<p>【追加】 章節、本文</p>
109	113	

旧	新	備考
<p style="text-align: center;"><b>土地の保全等について</b></p> <p>1 宅地の維持管理 宅地造成工事等規制区域内の土地の土地所有者、管理者又は占有者は、許可を取得した宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）であるか否かに関わらず、災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持すること。（法第22条第1項） なお災害のおそれがあると認められるときは、市長は、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとるよう勧告することができる。（法第22条第2項）</p> <p>2 不適合擁壁 法の許可を得て検査済証を取得した擁壁であっても、次のような行為をした場合は、法の技術基準に適合しないものとなるため、検査済証の効力を失うものとして扱う。</p> <p>(1) 増積み擁壁 擁壁の上部にブロック等を積み、その部分に土圧が生じているもの。</p>  <p style="text-align: center;">増積み擁壁のイメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p> <p style="text-align: center;">196</p>	<p style="text-align: center;"><b>土地の保全等について</b></p> <p>1 宅地の維持管理 宅地造成工事等規制区域内の土地の土地所有者、管理者又は占有者は、許可を取得した宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）であるか否かに関わらず、災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持すること。（法第22条第1項） なお災害のおそれがあると認められるときは、市長は、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとるよう勧告することができる。（法第22条第2項）</p> <p>2 不適合擁壁 法の許可を得て検査済証を取得した擁壁であっても、次のような行為をした場合は、法の技術基準に適合しないものとなるため、検査済証の効力を失うものとして扱う。</p> <p>(1) 増積み擁壁 擁壁の上部にブロック等を積み、その部分に土圧が生じているもの。</p>  <p style="text-align: center;">図5-1-1 増積み擁壁のイメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p> <p style="text-align: center;">202</p>	<p style="text-align: center;">【追加】 図番号</p>

旧	新	備考
<p>(2) 二段擁壁（第3編第5章12の検討を行っていないもの） 下部擁壁に対して、上部擁壁の荷重がかかっているもの。</p>  <p>二段擁壁のイメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p>	<p>(2) 二段擁壁（第3編第5章12の検討を行っていないもの） 下部擁壁に対して、上部擁壁の荷重がかかっているもの。</p>  <p>図5—1—2 二段擁壁のイメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p>	<p>【追加】 図番号</p>
<p>(3) 張出し床版付擁壁 張出し床版の支柱を擁壁の天端や基礎に据え、想定外の荷重をかけているもの。</p>  <p>張出し床版付擁壁イメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p>	<p>(3) 張出し床版付擁壁 張出し床版の支柱を擁壁の天端や基礎に据え、想定外の荷重をかけているもの。</p>  <p>図5—1—3 張出し床版付擁壁イメージ図（我が家のチェックシート（案）から引用）</p>	<p>【追加】 図番号</p>
<p>3 擁壁の状態確認</p> <p>擁壁は、時間の経過とともに老朽化したり、雨や地震によりひびが入ったり、傾いたりしますが、その危険度の程度は市民の方が容易に判断するのは困難です。専門家等に依頼し、詳細な調査をしてもらうよう努めてください。</p> <p>また、おおまかな危険度のチェックができるよう、国土交通省から『我が家の擁壁チェックシート（案）』（<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html</a>）がインターネットよりダウンロードできますので、ご自分の住宅地の擁壁の安全性について、関心を持っていただき、宅地の保全等に努めてください。</p> <p>197</p>	<p>3 擁壁の状態確認</p> <p>擁壁は、時間の経過とともに老朽化したり、雨や地震によりひびが入ったり、傾いたりしますが、その危険度の程度は市民の方が容易に判断するのは困難です。専門家等に依頼し、詳細な調査をしてもらうよう努めてください。</p> <p>また、おおまかな危険度のチェックができるよう、国土交通省から『我が家の擁壁チェックシート（案）』（<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html</a>）がインターネットよりダウンロードできますので、ご自分の住宅地の擁壁の安全性について、関心を持っていただき、宅地の保全等に努めてください。</p> <p>203</p>	

旧	新	備考
<p>2 1 様式第 8 号 軽微な変更の届出書</p> <p>2 2 様式第 8 号の 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書</p> <p>2 3 様式第 8 号の 3 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書</p> <p>2 4 様式第 9 号 宅地造成又は特定盛土等（中止・再開・廃止）届</p> <p>2 5 様式第 1 0 号 定期報告書</p> <p>2 6 様式 隣接同意書</p> <p>2 7 様式 暴力団等に該当しないことの誓約書</p> <p style="text-align: center;">200</p>	<p>2 1 様式第 8 号 軽微な変更の届出書</p> <p>2 2 様式第 8 号の 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書</p> <p>2 3 様式第 8 号の 3 土石の堆積に関する工事の変更協議申出書</p> <p>2 4 様式第 9 号 宅地造成又は特定盛土等（中止・再開・廃止）届</p> <p>2 5 様式第 1 0 号 定期報告書</p> <p>2 6 様式 隣接同意書</p> <p>2 7 様式 暴力団等に該当しないことの誓約書</p> <p>2 8 記載例 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書</p> <p>2 9 記載例 土石の堆積に関する工事の許可申請書</p> <p>3 0 記載例 工事施行同意書</p> <p>3 1 記載例 隣接同意書</p> <p style="text-align: center;">207</p>	<p>【追加】 記載例</p>

旧

新


備考

様式

隣接同意書

年 月 日

住所  
工事主  
氏名 様

住所  
同意者  
氏名   
(同意者が自署してください。)

工事主が行う宅地造成等工事において、私の所有する土地の隣地に申請書のとおり工事が行われることについて、下記のとおり同意します。

記

土地の所在及び地番	
盛土若しくは切土の高さ又は 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
所有者の所在及び地番	

226

様式

隣接同意書

年 月 日

住所  
工事主  
氏名 様

住所  
同意者  
氏名  
(同意者が自署してください。)

工事主が行う宅地造成等工事において、私の所有する土地の隣地に申請書のとおり工事が行われることについて、下記のとおり同意します。

記

(1)	宅地造成等に関する工事が 施行される土地の所在地及び地番	
(2)	盛土若しくは切土の高さ 又は 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
(3)	同意者の所有する土地 ( (1) の隣地 ) の所在地及び地番	

233

【削除】  
押印 (㊟)

【変更】  
表項目

旧	新	備考																																																																																																																															
(該当ページ無し)	<p style="text-align: center;"><b>記載例</b></p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 75%;">宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span> の規定により、許可を申請します。</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">※手数料欄</td> </tr> <tr> <td>令和〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉市長 殿</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">申請者 氏名</td> <td>千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)</td> <td>千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】 ( 別紙のとおり )</td> </tr> <tr> <td>2 設計者住所氏名</td> <td>千葉市中央区千葉港×番×号 株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】</td> </tr> <tr> <td>3 工事施行者住所氏名</td> <td>千葉市中央区千葉港△番△号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】</td> </tr> <tr> <td>4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)</td> <td>千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 (緯度： 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、 経度： 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)</td> </tr> <tr> <td>5 土地の面積</td> <td>〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>6 工事着手前の土地利用状況</td> <td>※ 宅地、農地又は公共施設用地のうち該当するものを記入</td> </tr> <tr> <td>7 工事完了後の土地利用</td> <td>宅地 (住宅建築あり)</td> </tr> <tr> <td>8 盛土のタイプ</td> <td><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">平地盛土</span> ・ <del>腹付け盛土</del> ・ <del>谷埋め盛土</del></td> </tr> <tr> <td>9 土地の地形</td> <td>溪流等への該当 有 ・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">10 概要</td> <td>イ 盛土又は切土の高さ</td> <td>〇〇. 〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>ロ 盛土又は切土をする土地の面積</td> <td>〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハ 盛土又は切土の土量</td> <td>盛 土</td> <td>〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td>切 土</td> <td>〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ニ 擁壁</td> <td>番 号</td> <td>構 造</td> <td>高 さ</td> <td>延 長</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>RC型擁壁</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>間知積み擁壁</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大臣認定擁壁</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ホ 崖面崩壊防止施設</td> <td>番 号</td> <td>種 類</td> <td>高 さ</td> <td>延 長</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>鋼製枠</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大型かご枠</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ジオテキスタイル補強土壁</td> <td>〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m</td> <td>〇. 〇〇m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヘ 排水施設</td> <td>番 号</td> <td>種 類</td> <td>内法寸法</td> <td>延 長</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>U字溝</td> <td>〇×〇c m</td> <td>〇〇. 〇m</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>集水樹</td> <td>〇×〇×〇 c m</td> <td>〇 箇所</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>塩ビ管</td> <td>内径〇〇 c m</td> <td>〇. 〇m</td> </tr> <tr> <td>ト 崖面の保護の方法</td> <td colspan="4">切土面については張芝 盛土面については筋芝</td> </tr> <tr> <td>チ 崖面以外の地表面の保護の方法</td> <td colspan="4">切土面については張芝 盛土面については筋芝</td> </tr> <tr> <td>リ 工事中の危害防止のための措置</td> <td colspan="4">①工事中は仮囲いを設け工事関係者以外の進入を制限する。 ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止する。 ③安全確保のため、警備員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>ヌ その他の措置</td> <td colspan="4">騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等</td> </tr> <tr> <td>ル 工事着手予定年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>ロ 工事完了予定年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">令和〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>ワ 工程の概要</td> <td colspan="4">準備工〇日、擁壁工〇日、土工〇日、片づけ〇日、計〇日</td> </tr> <tr> <td>11 その他必要な事項</td> <td colspan="4">中間検査 有・<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span> 定期報告 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">有</span>・無</td> </tr> </table></div>	宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span> の規定により、許可を申請します。	※手数料欄	令和〇年〇〇月〇〇日		千葉市長 殿		申請者 氏名	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】 ( 別紙のとおり )	2 設計者住所氏名	千葉市中央区千葉港×番×号 株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】	3 工事施行者住所氏名	千葉市中央区千葉港△番△号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】	4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 (緯度： 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、 経度： 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)	5 土地の面積	〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)	6 工事着手前の土地利用状況	※ 宅地、農地又は公共施設用地のうち該当するものを記入	7 工事完了後の土地利用	宅地 (住宅建築あり)	8 盛土のタイプ	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">平地盛土</span> ・ <del>腹付け盛土</del> ・ <del>谷埋め盛土</del>	9 土地の地形	溪流等への該当 有 ・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span>	10 概要	イ 盛土又は切土の高さ	〇〇. 〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)	切 土	〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	1	RC型擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	2	間知積み擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	3	大臣認定擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	1	鋼製枠	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	2	大型かご枠	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	3	ジオテキスタイル補強土壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	1	U字溝	〇×〇c m	〇〇. 〇m	2	集水樹	〇×〇×〇 c m	〇 箇所	3	塩ビ管	内径〇〇 c m	〇. 〇m	ト 崖面の保護の方法	切土面については張芝 盛土面については筋芝				チ 崖面以外の地表面の保護の方法	切土面については張芝 盛土面については筋芝				リ 工事中の危害防止のための措置	①工事中は仮囲いを設け工事関係者以外の進入を制限する。 ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止する。 ③安全確保のため、警備員を配置する。				ヌ その他の措置	騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等				ル 工事着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日				ロ 工事完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日				ワ 工程の概要	準備工〇日、擁壁工〇日、土工〇日、片づけ〇日、計〇日				11 その他必要な事項	中間検査 有・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span> 定期報告 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">有</span> ・無				【追加】 記載例
宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span> の規定により、許可を申請します。	※手数料欄																																																																																																																																
令和〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																																	
千葉市長 殿																																																																																																																																	
申請者 氏名	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇																																																																																																																																
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】 ( 別紙のとおり )																																																																																																																																
2 設計者住所氏名	千葉市中央区千葉港×番×号 株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】																																																																																																																																
3 工事施行者住所氏名	千葉市中央区千葉港△番△号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者：■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】																																																																																																																																
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 (緯度： 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、 経度： 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)																																																																																																																																
5 土地の面積	〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																																																																																																
6 工事着手前の土地利用状況	※ 宅地、農地又は公共施設用地のうち該当するものを記入																																																																																																																																
7 工事完了後の土地利用	宅地 (住宅建築あり)																																																																																																																																
8 盛土のタイプ	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">平地盛土</span> ・ <del>腹付け盛土</del> ・ <del>谷埋め盛土</del>																																																																																																																																
9 土地の地形	溪流等への該当 有 ・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span>																																																																																																																																
10 概要	イ 盛土又は切土の高さ	〇〇. 〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																																																																																															
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																																																																																															
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)																																																																																																																														
		切 土	〇〇〇立方メートル (小数点以下切り捨て)																																																																																																																														
	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長																																																																																																																												
		1	RC型擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																												
		2	間知積み擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																												
	3	大臣認定擁壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																													
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長																																																																																																																												
		1	鋼製枠	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																												
2		大型かご枠	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																													
3	ジオテキスタイル補強土壁	〇. 〇〇~ 〇. 〇〇m	〇. 〇〇m																																																																																																																														
ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長																																																																																																																													
	1	U字溝	〇×〇c m	〇〇. 〇m																																																																																																																													
	2	集水樹	〇×〇×〇 c m	〇 箇所																																																																																																																													
3	塩ビ管	内径〇〇 c m	〇. 〇m																																																																																																																														
ト 崖面の保護の方法	切土面については張芝 盛土面については筋芝																																																																																																																																
チ 崖面以外の地表面の保護の方法	切土面については張芝 盛土面については筋芝																																																																																																																																
リ 工事中の危害防止のための措置	①工事中は仮囲いを設け工事関係者以外の進入を制限する。 ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止する。 ③安全確保のため、警備員を配置する。																																																																																																																																
ヌ その他の措置	騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等																																																																																																																																
ル 工事着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																																
ロ 工事完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日																																																																																																																																
ワ 工程の概要	準備工〇日、擁壁工〇日、土工〇日、片づけ〇日、計〇日																																																																																																																																
11 その他必要な事項	中間検査 有・ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">無</span> 定期報告 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">有</span> ・無																																																																																																																																

旧	新	備考																																																						
(該当ページ無し)	<p style="text-align: center;"><b>記載例</b></p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">土石の堆積に関する工事の許可申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 75%; padding: 5px;">           宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span>  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span>の規定により、許可を申請します。             令和〇年〇〇月〇〇日             千葉市長 殿         </td> <td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: top; padding: 5px;">※手数料欄</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           申請者 氏名            千葉市中央区千葉港〇番〇号            株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇         </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           1 工事主住所氏名            (法人役員住所氏名)         </td> <td style="padding: 5px;">           千葉市中央区千葉港〇番〇号            株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇            【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】            (別紙のとおり)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           2 設計者住所氏名         </td> <td style="padding: 5px;">           千葉市中央区千葉港×番×号            株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇            【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           3 工事施行者住所氏名         </td> <td style="padding: 5px;">           千葉市中央区千葉港△番△号            株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇            【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           4 土地の所在地及び地番            (代表地点の緯度経度)         </td> <td style="padding: 5px;">           千葉市〇〇区〇〇町〇〇番            (緯度: 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、            経度: 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           5 土地の面積         </td> <td style="padding: 5px;">           〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           6 工事の目的         </td> <td style="padding: 5px;">           ストックヤード等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           イ 土石の堆積の最大堆積高さ         </td> <td style="padding: 5px;">           〇〇〇〇.〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ロ 土石の堆積を行う土地の面積         </td> <td style="padding: 5px;">           〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ハ 土石の堆積の最大堆積土量         </td> <td style="padding: 5px;">           〇〇〇〇.〇〇立方メートル (小数点3位以下切り捨て)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配         </td> <td style="padding: 5px;">           〇/〇〇 (又は〇〇°)         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           7 ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置         </td> <td style="padding: 5px;">           [堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以下の場合]            土石を堆積する土地の地盤の勾配が1/10以下のため無し。             [堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以上の場合]            構台等の設置等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           工 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置         </td> <td style="padding: 5px;">           [土質調査等により、地盤改良等の措置が必要な場合]            〇〇工法等            [それ以外の場合]            軟弱地盤については地盤改良を行う         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           概要 ト 空地の設置         </td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 90%;">空 地 の 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置         </td> <td style="padding: 5px;">           堆積箇所の周辺に側溝を設置する等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置         </td> <td style="padding: 5px;">           [空地が確保されている場合]            空地が確保されているため措置なし             [空地が確保できない場合]            ①鋼矢板等の設置            ②堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ヌ 工事中の危害防止のための措置         </td> <td style="padding: 5px;">           ①進入防止柵をを設け、工事関係者以外の進入を制限する            ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止す            ③安全確保のため、警備員を配置する。等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ル そ の 他 の 措 置         </td> <td style="padding: 5px;">           騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ヲ 工事着手予定年月日         </td> <td style="padding: 5px;">           令和〇年〇〇月〇〇日         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           ウ 工事完了予定年月日         </td> <td style="padding: 5px;">           令和〇年〇〇月〇〇日         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           カ 工 程 の 概 要         </td> <td style="padding: 5px;">           準備工〇日、土石の搬入・搬出〇日、片づけ〇日、計〇日         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           8 そ の 他 必 要 な 事 項         </td> <td style="padding: 5px;">           定期報告 有・無         </td> </tr> </table> </div>	宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span> の規定により、許可を申請します。  令和〇年〇〇月〇〇日  千葉市長 殿	※手数料欄	申請者 氏名 千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】 (別紙のとおり)	2 設計者住所氏名	千葉市中央区千葉港×番×号 株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】	3 工事施行者住所氏名	千葉市中央区千葉港△番△号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】	4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 (緯度: 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、 経度: 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)	5 土地の面積	〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)	6 工事の目的	ストックヤード等	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	〇〇〇〇.〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	〇〇〇〇.〇〇立方メートル (小数点3位以下切り捨て)	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	〇/〇〇 (又は〇〇°)	7 ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	[堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以下の場合] 土石を堆積する土地の地盤の勾配が1/10以下のため無し。  [堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以上の場合] 構台等の設置等	工 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	[土質調査等により、地盤改良等の措置が必要な場合] 〇〇工法等 [それ以外の場合] 軟弱地盤については地盤改良を行う	概要 ト 空地の設置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 90%;">空 地 の 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番 号	空 地 の 幅	1	〇.〇〇メートル	2		3		チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	堆積箇所の周辺に側溝を設置する等	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	[空地が確保されている場合] 空地が確保されているため措置なし  [空地が確保できない場合] ①鋼矢板等の設置 ②堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等	ヌ 工事中の危害防止のための措置	①進入防止柵をを設け、工事関係者以外の進入を制限する ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止す ③安全確保のため、警備員を配置する。等	ル そ の 他 の 措 置	騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等	ヲ 工事着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	ウ 工事完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日	カ 工 程 の 概 要	準備工〇日、土石の搬入・搬出〇日、片づけ〇日、計〇日	8 そ の 他 必 要 な 事 項	定期報告 有・無	<p>【追加】 記載例</p>
宅地造成及び特定盛土等規制法 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第12条第1項</span> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第30条第1項</span> の規定により、許可を申請します。  令和〇年〇〇月〇〇日  千葉市長 殿	※手数料欄																																																							
申請者 氏名 千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇																																																								
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	千葉市中央区千葉港〇番〇号 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】 (別紙のとおり)																																																							
2 設計者住所氏名	千葉市中央区千葉港×番×号 株式会社〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】																																																							
3 工事施行者住所氏名	千葉市中央区千葉港△番△号 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇 〇〇 【担当者: ■■■■■ 電話 XXX-XXXX-XXXX】																																																							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 (緯度: 35度 〇〇分 〇〇.〇〇秒、 経度: 140度 〇〇分 〇〇.〇〇秒)																																																							
5 土地の面積	〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																							
6 工事の目的	ストックヤード等																																																							
イ 土石の堆積の最大堆積高さ	〇〇〇〇.〇〇メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																							
ロ 土石の堆積を行う土地の面積	〇〇〇〇.〇〇平方メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																							
ハ 土石の堆積の最大堆積土量	〇〇〇〇.〇〇立方メートル (小数点3位以下切り捨て)																																																							
ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	〇/〇〇 (又は〇〇°)																																																							
7 ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	[堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以下の場合] 土石を堆積する土地の地盤の勾配が1/10以下のため無し。  [堆積をする土地の地盤の勾配が1/10以上の場合] 構台等の設置等																																																							
工 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	[土質調査等により、地盤改良等の措置が必要な場合] 〇〇工法等 [それ以外の場合] 軟弱地盤については地盤改良を行う																																																							
概要 ト 空地の設置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番 号</th> <th style="width: 90%;">空 地 の 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">〇.〇〇メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番 号	空 地 の 幅	1	〇.〇〇メートル	2		3																																																
番 号	空 地 の 幅																																																							
1	〇.〇〇メートル																																																							
2																																																								
3																																																								
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	堆積箇所の周辺に側溝を設置する等																																																							
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	[空地が確保されている場合] 空地が確保されているため措置なし  [空地が確保できない場合] ①鋼矢板等の設置 ②堆積勾配の規制及び防水性シート等による保護等																																																							
ヌ 工事中の危害防止のための措置	①進入防止柵をを設け、工事関係者以外の進入を制限する ②仮排水施設を設け、土砂などの地区外への流出を防止す ③安全確保のため、警備員を配置する。等																																																							
ル そ の 他 の 措 置	騒音対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。等																																																							
ヲ 工事着手予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日																																																							
ウ 工事完了予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日																																																							
カ 工 程 の 概 要	準備工〇日、土石の搬入・搬出〇日、片づけ〇日、計〇日																																																							
8 そ の 他 必 要 な 事 項	定期報告 有・無																																																							

旧

新

備考

(該当ページ無し)

記載例

### 工事施行同意書

令和〇年〇月〇〇日

(あて先) 千葉市長

住所 千葉市中央区千葉港〇番〇号

工事主

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

千葉市中央区千葉港×番×号、同番△号 及び □番□号において行う宅地造成等工事に関して、次のとおり権利者の同意を得ましたので提出します。

#### 同意書

私が所有する次の土地について、工事主が申請書のとおり宅地造成等工事を行うことに同意します。

所在地及び地番 ※1	面積	同意年月日	同意者の住所・氏名 ※2	印
千葉市中央区千葉港×番×号	〇. 〇〇㎡	令和〇年〇月〇日	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 千葉 太郎	実印
千葉市中央区千葉港×番×号	〇. 〇〇㎡	令和〇年〇月〇日	千葉市〇〇区××町××番 千葉 一郎	実印
千葉市中央区千葉港×番△号	〇. 〇〇㎡	令和〇年〇月〇日	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番 千葉 太郎	実印
千葉市中央区千葉港□番□号	〇. 〇〇㎡	令和〇年〇月〇日	千葉市〇〇区□□町□□番 千葉 二郎	実印

【追加】  
記載例

旧	新	備考									
(該当ページ無し)	<p style="text-align: center;"><b>記載例</b></p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>隣接同意書</b></p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇〇日</p> <p>住所 千葉市中央区千葉港〇番〇号</p> <p>工事主 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇様</p> <p style="text-align: right;">住所 千葉市中央区千葉港×番×号</p> <p style="text-align: right;">同意者 氏名 千葉太郎 (同意者が自署してください。)</p> <p>工事主が行う宅地造成等工事において、私の所有する土地の隣地に申請書のとおり工事が行われることについて、下記のとおり同意します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(1)</td> <td style="width: 65%;">宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び地番</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">千葉市〇〇区〇〇町〇〇番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td>盛土若しくは切土の高さ 又は 土石の堆積の最大堆積高さ</td> <td style="text-align: center;">〇. 〇〇 メートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td>同意者の所有する土地 ( (1) の隣地 ) の所在地及び地番</td> <td style="text-align: center;">千葉市〇〇区〇〇町××番</td> </tr> </tbody> </table> </div>	(1)	宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び地番	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番	(2)	盛土若しくは切土の高さ 又は 土石の堆積の最大堆積高さ	〇. 〇〇 メートル	(3)	同意者の所有する土地 ( (1) の隣地 ) の所在地及び地番	千葉市〇〇区〇〇町××番	【追加】 記載例
(1)	宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地及び地番	千葉市〇〇区〇〇町〇〇番									
(2)	盛土若しくは切土の高さ 又は 土石の堆積の最大堆積高さ	〇. 〇〇 メートル									
(3)	同意者の所有する土地 ( (1) の隣地 ) の所在地及び地番	千葉市〇〇区〇〇町××番									

旧	新	備考
<p>参考文献 「構造図集 擁壁」 社団法人・日本建築士会連合会 「盛土等防災マニュアルの解説の解説（Ⅰ）（Ⅱ）」 盛土等防災研究会</p> <p style="text-align: center;"><u>宅 地 造 成 工 事 等 技 術 指 針</u></p> <p>平成10年 7月15日 初版発行 平成13年 1月 6日 改 訂 平成14年 4月 1日 改 訂 平成14年 9月 1日 改 訂 平成17年 4月 1日 改 訂 平成20年 4月 1日 改 訂 平成21年 4月 1日 改 訂 平成23年 4月 1日 改 訂 平成24年10月 1日 改 訂 平成28年 4月 1日 改 訂 令和 2年 4月 1日 改 訂 令和 7年 5月26日 改 訂</p> <p>編集 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市都市局建築部宅地課</p>	<p>参考文献 「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針ーセメント系固化材を用いた深層・浅層混合 処理工法ー」 一般財団法人 日本建築センター、一般財団法人 ベターリビング 「構造図集 擁壁」 社団法人 日本建築士会連合会 「道路橋示方書・同解説Ⅳ下部構造編」 社団法人 日本道路協会 「道路土工・切土工・斜面安定工指針」 社団法人 日本道路協会 「盛土等防災マニュアルの解説の解説（Ⅰ）（Ⅱ）」 盛土等防災研究会</p> <p style="text-align: center;"><u>宅 地 造 成 工 事 等 技 術 指 針</u></p> <p>平成10年 7月15日 初版発行 平成13年 1月 6日 改 訂 平成14年 4月 1日 改 訂 平成14年 9月 1日 改 訂 平成17年 4月 1日 改 訂 平成20年 4月 1日 改 訂 平成21年 4月 1日 改 訂 平成23年 4月 1日 改 訂 平成24年10月 1日 改 訂 平成28年 4月 1日 改 訂 令和 2年 4月 1日 改 訂 令和 7年 5月26日 改 訂 令和 8年 4月 1日 改 訂</p> <p>編集 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市都市局建築部宅地課</p>	<p>【追加】 参考文献</p> <p>【追加】 改訂年月日</p>